

第8期

那須塩原市高齢者福祉計画

[令和3（2021）年度～令和5（2023）年度]

令和3（2021）年3月
栃木県那須塩原市



はじめに



わが国は、世界に類を見ないスピードで高齢化が進んでいます。団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には、高齢化率が約30.0%に達し、国民の約3人に1人が65歳以上に、さらには、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には高齢化率は35.3%に達し、国民の約2.8人に1人が65歳以上の高齢者という社会が到来すると予測されています。

本市におきましても、65歳以上の割合は年々増加しており、2020年度には27.5%、今期計画中には、28.9%、さらに2025年には29.7%に上昇し、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

それに伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、要支援・要介護認定者及び認知症高齢者の増加が見込まれ、在宅生活を支えるサービスの充実とともに、介護予防や認知症施策等に係る各事業の重要度は増し、高齢者福祉に対する需要はさらに高まってまいります。

このような状況の中、第8期計画では、「高齢者が住み慣れた地域で 健やかに いきいきと暮らせるまちづくり」という基本理念の下、本市の特色に合わせた基本目標、基本施策を定め、重点施策を中心に「介護予防の推進」「認知症施策の充実」「医療と介護の連携」等、本市で暮らす高齢者やそのご家族が安心して過ごせるよう、2025年・2040年を見据えた「地域包括ケアシステムの推進」に取り組み、「地域共生社会の実現」を目指してまいります。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国民生活に大きな変化をもたらしました。感染防止のため、いわゆる「3つの密」を避け、極力非接触・非対面とする新しい生活様式は、人と人との寄り添う・集うといった活動を困難にしております。

このような厳しい状況の中、人と人とが直接関わる仕事を担う介護サービス事業者の皆様におかれましては、感染予防対策に取り組みながらサービス提供を継続いただいていることに、この場をお借りして感謝申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、熱心な議論や御意見をいただき、多大な御協力を賜りました介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、各アンケート等において貴重な御意見御提案をいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

高齢の方々やそのご家族が、住み慣れた地域で、健やかに、いきいきと、安心して暮らせる那須塩原市の実現のため、今後も引き続き、御協力いただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

目 次

第1章 計画策定に当たって 1

第1節 計画策定の背景.....	3
1 現状.....	3
2 介護保険制度の改正	3
3 計画策定の基本指針	4
第2節 計画の位置付け.....	7
第3節 計画の期間	9
第4節 計画の策定体制.....	10
1 介護保険運営協議会	10
2 庁内検討委員会	10
3 各種調査の実施	10
4 市民意見の募集	10

第2章 那須塩原市の高齢者を取り巻く現状 11

第1節 高齢者人口と世帯の状況.....	13
1 総人口の推移と将来推計.....	13
2 高齢化率と前期・後期高齢者の動向.....	14
3 世帯の状況 県・全国平均比較.....	17
4 要介護（要支援）認定者数の推移と将来推計	19
第2節 アンケート結果から見える現状と課題.....	20
1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査.....	20
2 在宅介護実態調査	42
3 ケアマネジメントの実態に関するアンケート	50
4 サービス提供事業者アンケート	57
5 アンケートから見える課題.....	60

第3章 計画の基本的な考え方 65

第1節 基本理念と基本目標.....	67
1 基本理念	67
2 基本目標	68
第2節 基本的な進め方.....	69
1 地域包括ケアシステムの推進.....	69

第3節 施策の体系	84
-----------	----

第4章 施策の取組（地域包括ケアシステムの推進） 89

第1節 住み慣れた地域での暮らしの実現	91
1 健康づくり・介護予防の推進（基本目標I－基本施策1）	91
2 在宅生活の支援（基本目標I－基本施策2）	97
3 安心できる住まいの確保（基本目標I－基本施策3）	105
4 介護サービスの質の向上（基本目標I－基本施策4）	112
5 医療と介護の連携（基本目標I－基本施策5）	117
6 認知症施策の推進《認知症総合支援事業》（基本目標I－基本施策6）	119
7 支え合う地域づくりの推進（基本目標I－基本施策7）	124
8 地域包括支援センターの機能・運営の強化（基本目標I－基本施策8）	126
第2節 高齢者の社会参加の促進	127
1 居場所づくり・社会参加の促進（基本目標II－基本施策1）	127
第3節 介護サービス等の適正な運営	131
1 介護サービス事業量等の見込み（基本目標III－基本施策1）	131
2 地域支援事業量等の見込み（基本目標III－基本施策2）	140
3 保険料設定の考え方（基本目標III－基本施策3）	142
4 適正な給付と介護保険の健全化（基本目標III－基本施策4）	143

第5章 計画の推進 145

第1節 計画の推進体制	147
1 制度の周知	147
2 情報提供	148
3 苦情・相談体制	148
4 地域・関係機関団体・関係部局との連携	149
第2節 計画の進行管理	149

資料編 151

第1節 保険料設定の過程	153
1 介護保険事業費の見込み	153
2 第1号被保険者の保険料	154
第2節 日常生活圏域の状況	161
第3節 那須塩原市介護保険運営協議会策定経過	167

第4節 那須塩原市介護保険運営協議会委員名簿	168
第5節 用語解説	169

※本文中の*がついている用語は、「資料編」の『用語解説』に掲載されています。

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の背景

第2節 計画の位置付け

第3節 計画の期間

第4節 計画の策定体制

第1章

令和7(2025)年には人口の構成割合が最も高い団塊の世代が、全て後期高齢者となり、令和22(2040)年は団塊ジュニア世代が全て高齢者となるなど、高齢者人口増加と支え手の減少が最大の課題となります。本章では、令和7(2025)年・令和22(2040)年を見据え第8期計画がどのような背景と目的を持つ計画であるかを確認し、さらに第7期計画の検証を行いながら本計画策定の基本事項を定めます。

第1節 計画策定の背景

1 現状

平成 12（2000）年度に介護保険制度がスタートしてから 20 年が経過しました。この間、社会の状況や生活環境は大きな変化を続けており、国における介護サービス利用者は制度創設時の 3 倍を超える 570 万人に達し、それに伴い介護サービス事業所数も増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展しています。

我が国では、総人口が減少に転じる中、高齢者人口は今後も増加し、高齢化が進展していくとされています。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、総人口・現役世代人口が急減する令和 22（2040）年を見据え、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできたところです。

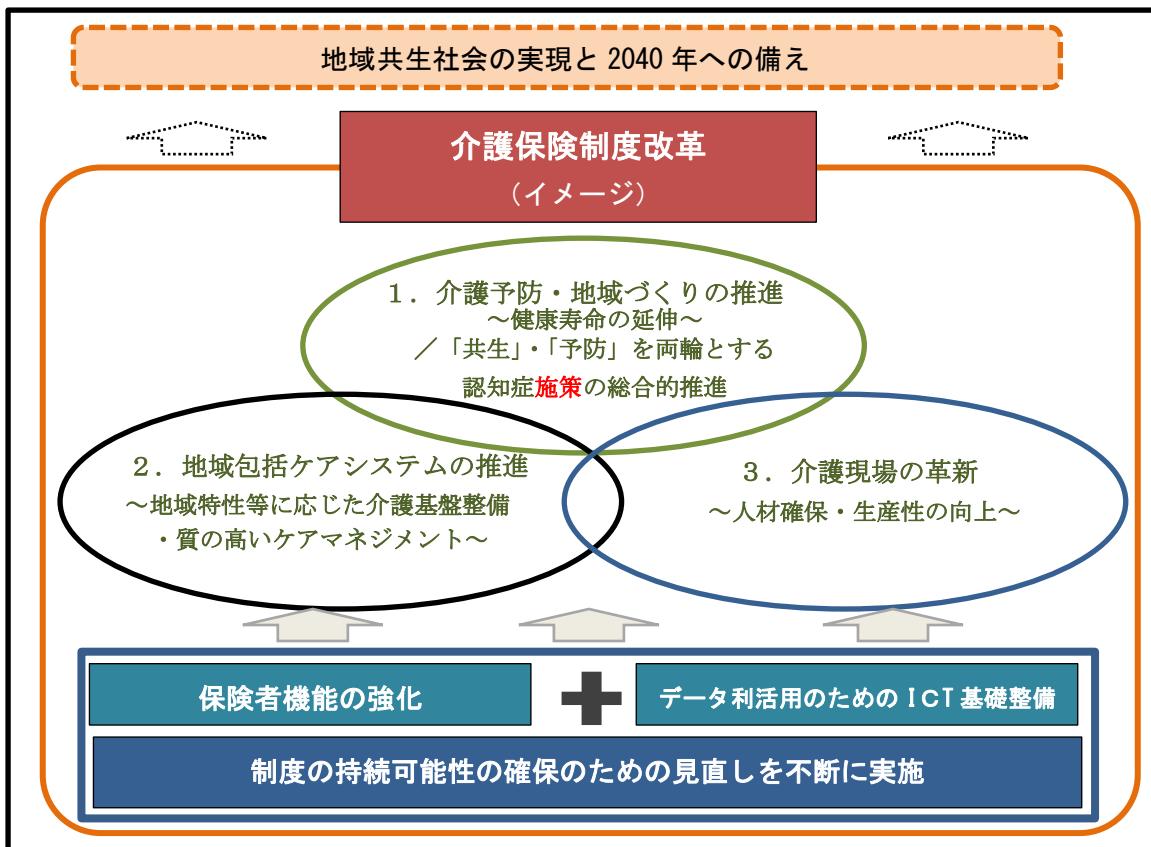
本市においても、平成 23（2011）年まで増加傾向にあった人口は、その後減少局面を迎えています。一方で 65 歳以上の高齢者人口は年々増加を続け、総人口に占める高齢者の割合（以下「高齢化率」という。）は、令和 2（2020）年は 27.5% でしたが令和 7（2025）年には 29.7% になるものと予測されています。

とりわけ、令和 2（2020）年では後期高齢者 14,845 人（75 歳以上）が前期高齢者 17,386 人（65～74 歳）を下回っていますが、令和 7（2025）年には後期高齢者が 18,383 人と前期高齢者 15,796 人を上回ることになります。

更に、その先の、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年には、介護ニーズの高い 85 歳以上の人口が急速に増加することが見込まれております。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加が見込まれ、本市の高齢化の状況は厳しさを増すことが予測されます。

2 介護保険制度の改正

令和 2（2020）年度の介護保険制度改革では、「地域共生社会*」の実現と令和 22（2040）年への備え」を目指し、「介護予防*・地域づくりの推進」、「地域包括ケアシステムの推進」、「介護現場の革新」を改革の 3 つの柱としています。3 つの柱は相互に重なり合い、また関わり合うものと位置付けられ、3 つの柱を下支えする改革として「保険者機能の強化」や「データ利活用のための I C T 基盤整備」を行い、全体を支えるために「制度の持続可能性の確保のための見直し」を行うこととしています。



〔介護保険制度の見直しに関する参考資料／社会保障審議会介護保険部会〕より

3 計画策定の基本指針

介護保険法において、厚生労働大臣は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされています。県及び市町村は、その基本指針に則して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

様々な動向を反映し、国は第8期の事業計画策定に際し、次のことを基本指針のポイントとしてあげています。

- 令和7(2025)年、令和22(2040)年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 地域共生社会^{*}の実現
- 介護予防^{*}・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 災害や感染症対策に係る体制整備

※詳細はP6参照

以上のような我が国と本市の置かれた状況を背景に、介護保険法の基本的理念を踏まえ、介護給付等の対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を図り、地域の実情に応じて、

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に努めることが重要とされています。

第8期計画は、第7期計画を評価・検証し、国の示す基本指針に基づき、令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えて、「介護予防・地域づくりの推進」や「地域包括ケアシステムの推進」等に取り組み、地域共生社会の実現と令和22（2040）年への備えを目指し策定しました。

■介護保険制度改革の全体像

[改革の目指す方向]

○地域共生社会の実現と令和22（2040）年への備え

- ・地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくり
- ・介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代（担い手）減少への対応

[改革の3つの柱]

1. 介護予防・地域づくりの推進～健康寿命の延伸～

- 「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進
- ・通いの場の拡充による介護予防の推進
 - ・地域支援事業等を活用した地域づくりの推進
 - ・認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の総合的推進 等

2. 地域包括ケアシステムの推進

～地域特性等に応じた介護基盤整備・質の高いケアマネジメント～

- ・地域特性等に応じた介護サービス基盤整備
- ・質の高いケアマネジメント*に向けた環境整備
- ・医療介護連携の推進 等

3. 介護現場の革新～人材確保・生産性の向上～

- ・新規人材の確保、離職防止等の総合的人材確保対策
- ・高齢者の地域や介護現場での活躍促進
- ・介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ＩＣＴの活用の推進 等

[3つの柱を下支えする改革]

○保険者機能の強化

- ・保険者機能強化推進交付金の抜本的な強化
- ・ＰＤＣＡプロセスの更なる推進

○データ利活用のためのＩＣＴ基盤整備

- ・介護関連データの利活用に向けたシステム面、制度での環境整備

○制度の持続可能性の確保のための見直し

- ・介護保険料の伸びの抑制に向けて、給付と負担について不断の見直し

■ 解説 基本指針のポイント ■

■ポイント1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

令和7(2025)年、令和22(2040)年に向け、介護ニーズの高い85歳以上が急増することが見込まれる中、介護サービス利用者数等を推計し、各地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備が必要となります。

また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれ、現役世代の減少により、地域の介護を支える人的基盤の確保が重要となります。

■ポイント2 地域共生社会の実現

地域共生社会^{*}の実現を目指して、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策等の見直しが行われました。

制度に基づく、地域包括ケアシステムの推進や地域づくりに一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

■ポイント3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)

自立支援、介護予防^{*}・重度化防止に関する取組の中に、就労的活動を通じた社会貢献の場を提供するよう努めます。

在宅医療・介護連携を推進するに当たり、看取りや認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の体制の整備を図ります。

■ポイント4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県・市間の情報連携の強化

有料老人ホーム等が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、基盤整備の見込みを適切に定めるため、県と連携して設置状況等必要な情報を積極的に把握するよう努めます。

■ポイント5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人を地域で支えるために必要な医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況を示すとともに、各取組の具体的な計画を定めるよう努めます。

■ポイント6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場の人手不足対策を進めため、地域医療介護総合確保基金による入門的研修等やボランティアポイント、地域の支え合い助け合い事業の活用等により人材の裾野を広げるよう図ります。

業務効率の観点からは、介護分野の文書に係る負担軽減のため、国の方針に基づく簡素化・標準化等を進めます。

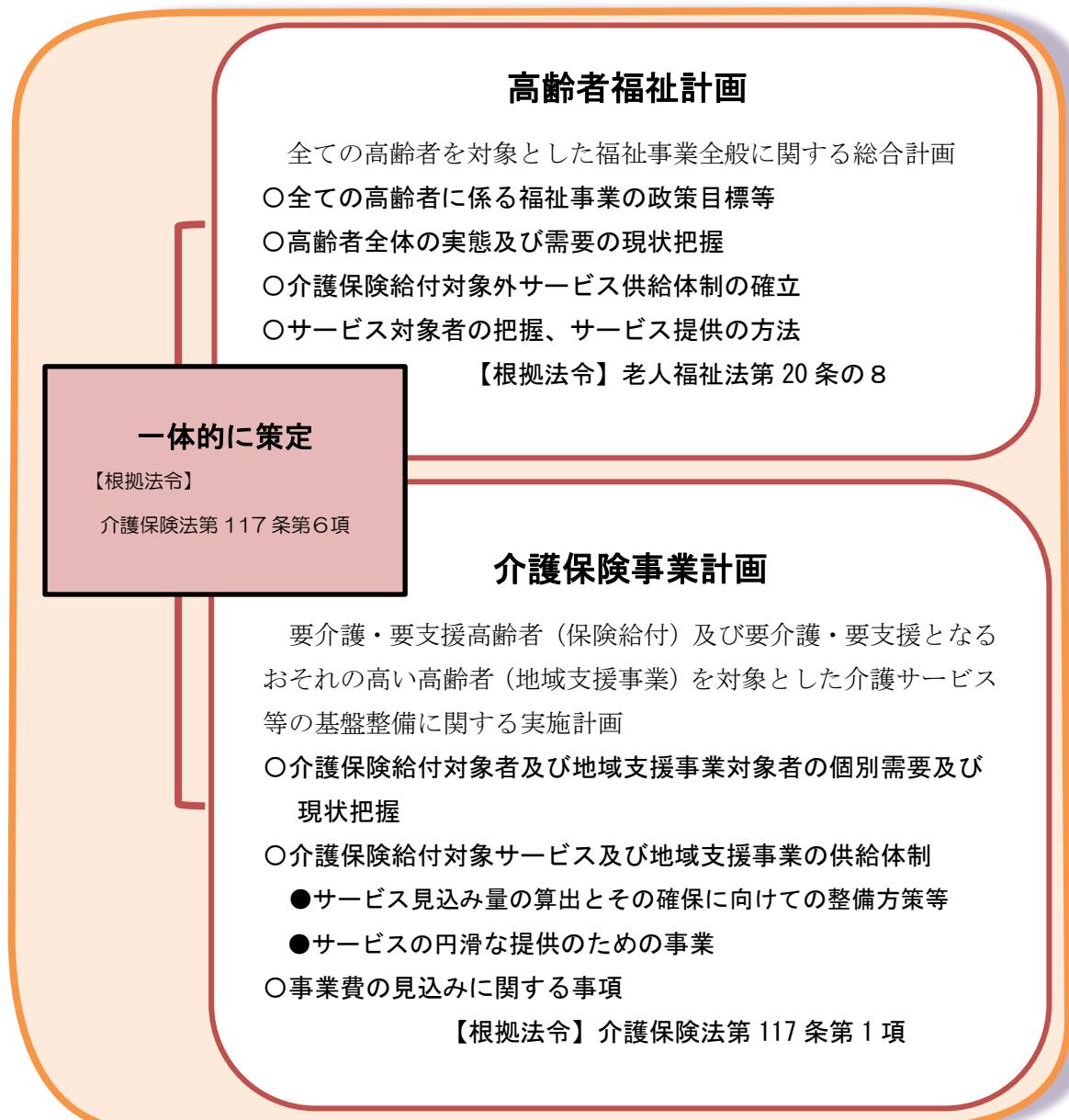
■ポイント7 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所や関係部局と連携し、災害や感染症発生時に備えた、介護事業所等における研修・訓練や、必要な備蓄・調達、事業者間の協力体制の整備を図ります。

第2節 計画の位置付け

1 本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定しています。

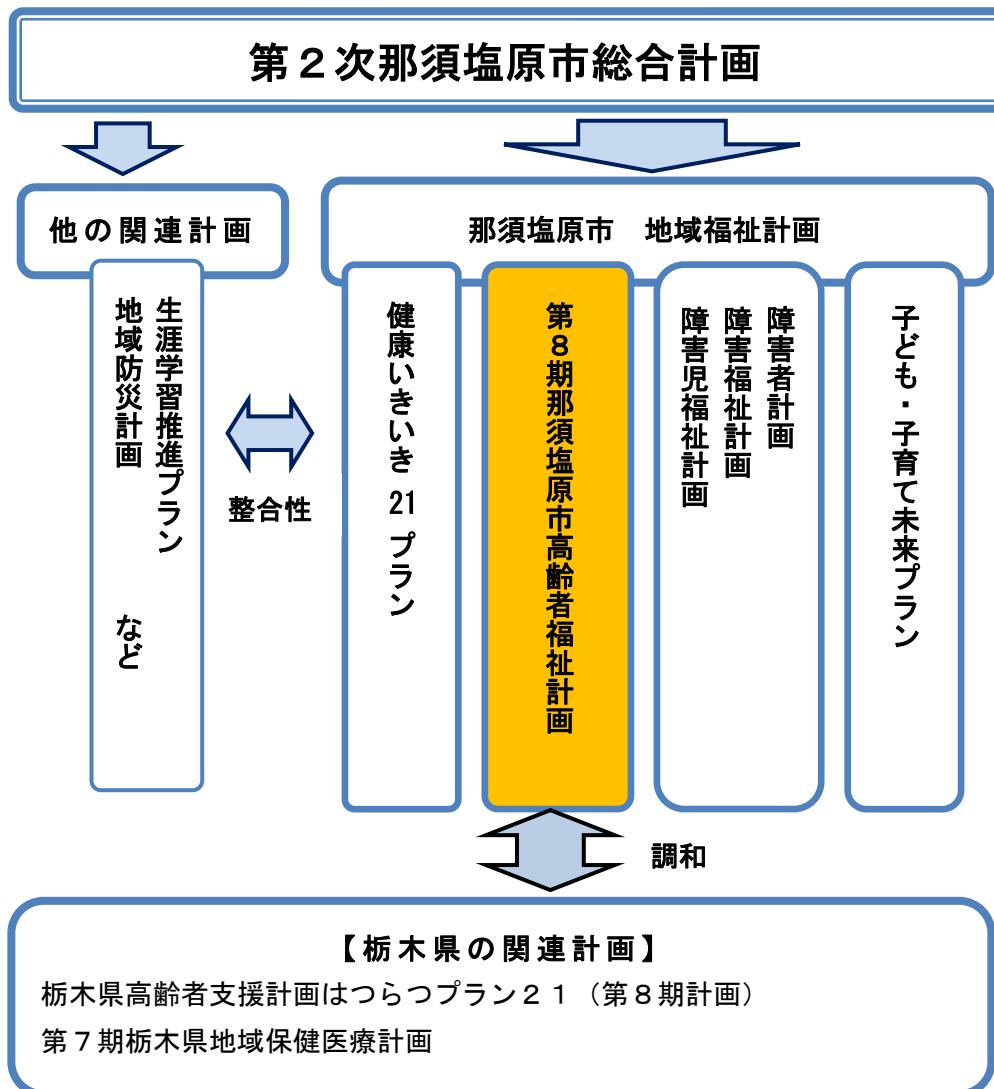
「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」の一体的策定



2 本計画は、本市の「第2次那須塩原市総合計画」と「第3期那須塩原市地域福祉計画」を上位計画として策定される分野別計画であり、他の関連計画との調和に配慮しています。

3 本計画は、栃木県が令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間として策定する栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21」（第8期計画）、栃木県保健医療計画（第7期計画）と整合性のとれた計画としています。

計画関係図



4 本計画は、「第7期那須塩原市高齢者福祉計画」の高齢者施策の達成状況、課題・問題点を踏まえ、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えたものとしています。

第3節 計画の期間

「市町村老人福祉計画」及び「市町村介護保険事業計画」は、法に基づき、3年を1期として策定することとされているため、本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間となります。

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
那須塩原市 総合計画				第1次後期						次期計画
那須塩原市 地域福祉計画				第3期計画						次期計画
第8期那須塩原市 高齢者福祉計画			第7期計画		第8期計画				第9期計画	
障害者計画				第3期計画					次期計画	
障害福祉計画・ 障害児福祉計画			第5期・第1期		第6期・第2期				次期計画	
子ども・子育て 未来プラン			第1期計画		第2期計画				次期計画	
健康いきいき21 プラン			第3期計画					次期計画		
栃木県高齢者支援 計画			第6期計画		第7期計画			次期計画		

2025年、2040年を見据えた見通し：地域包括ケア計画



【地域包括ケア計画について】

国が定める基本指針において、第6期以降の市町村介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築するとともに、2040年を見据え介護サービス基盤を計画的に整備することとしている。

第4節 計画の策定体制

本計画策定に当たっては、市民や関係者の皆さんとの意見を十分に反映するため、次のような体制を整えました。

1 介護保険運営協議会

被保険者代表、学識経験者、本市の高齢者保健福祉分野に関わる団体・事業者等で構成する「那須塩原市介護保険運営協議会」を市長の附属機関として設置しました。



介護保険運営協議会の様子

2 庁内検討委員会

庁内の関係各部局との連携・情報共有を図るため「庁内検討委員会」を設置しました。

3 各種調査の実施

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

市内在住の一般高齢者、事業対象者*、要支援認定*者の健康状態、生活状況、地域での活動、助け合い等社会生活の現状を把握するためにアンケートを実施しました。

(2) 在宅介護実態調査

市内在住の要支援又は要介護認定*者を対象に、在宅介護*の状況や介護者の就労状況等を把握するために聞き取り調査を実施しました。

(3) ケアマネジメントの実態に関するアンケート

市内のケアマネジャー*を対象に、ケアマネジメント*の現況や医療機関との連携、充実が求められるべきサービスの状況等についてアンケートを実施しました。

(4) サービス提供事業者アンケート

市内のサービス提供事業者を対象に、介護保険制度の運営に対する取組や新たなサービス展開、求められるサービス等についてアンケートを実施しました。

4 市民意見の募集

パブリックコメントを実施し、幅広く市民の意見や提言を求めました。

第2章 那須塩原市の高齢者を取り巻く現状

第1節 高齢者人口と世帯の状況

第2節 アンケート結果から見える現状と課題

第2章

高齢者の急増に伴い、超高齢社会が到来し、要支援・要介護者は大幅に増加しています。また、家族形態の変化や高齢者のニーズも多様化しています。本章では「地域包括ケア見える化システム」をはじめとする様々なデータと各種アンケートに基づいて、本市の高齢者を取り巻く現状の解説と第8期計画策定に向けた課題を整理します。

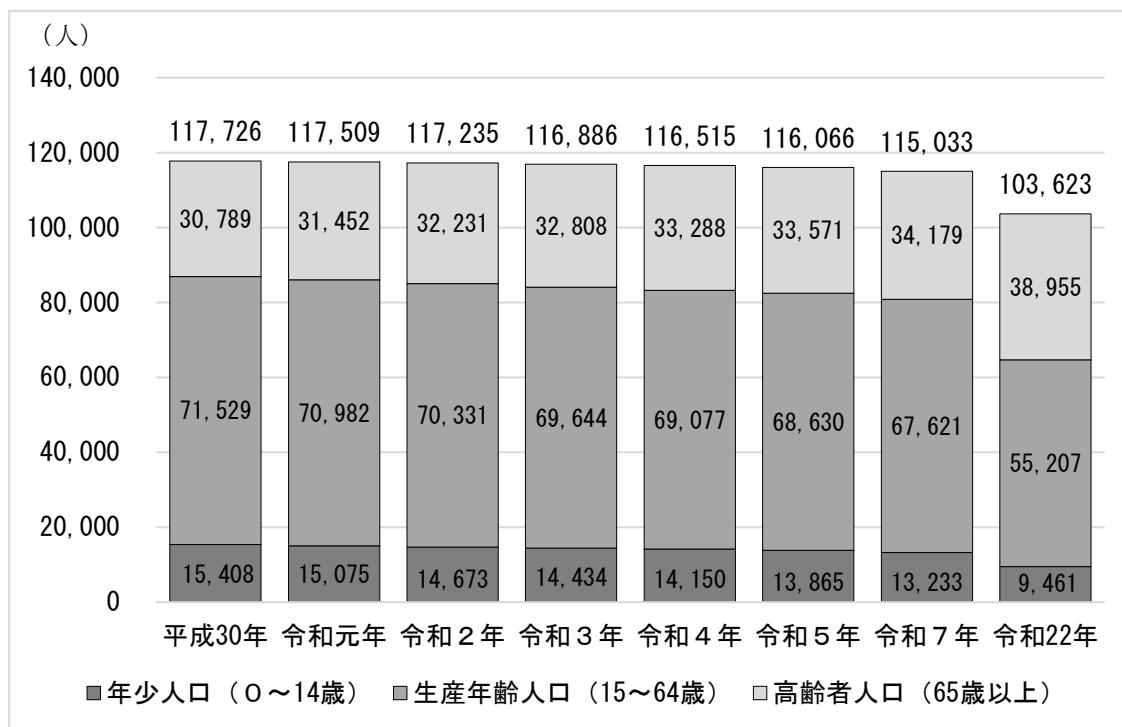
第1節 高齢者人口と世帯の状況

1 総人口の推移と将来推計

本市の人口はここ数年減少傾向にあり、令和2（2020）年10月1日現在において117,235人となります。その後も減少が進み、団塊の世代が全て75歳以上になる令和7（2025）年には、令和2（2020）年から2,202人減少して115,033人になると予測されます。さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年では、人口は令和2（2020）年から13,612人減少して103,623人になると予測されます。

年齢3区分別に見ると、0～14歳の人口、15～64歳の人口は共に、減少傾向が予測されるのに対して、65歳以上の人口は、増加傾向を示し、令和7（2025）年には34,179人となり、令和2（2020）年に対して、1,948人の増加が見込まれます。令和22（2040）年には38,955人となり、令和2（2020）年に対して、6,724人の増加が見込まれます。

総人口の推移と将来推計



〔資料〕平成30（2018）年～令和2（2020）年：住民基本台帳

令和3（2021）年～令和22（2040）年：コーホート変化率法を基に市独自推計

（単位：人）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
年少人口	15,408	15,075	14,673	14,434	14,150	13,865	13,233	9,461
生産年齢人口	71,529	70,982	70,331	69,644	69,077	68,630	67,621	55,207
高齢者人口	30,789	31,452	32,231	32,808	33,288	33,571	34,179	38,955
総人口	117,726	117,509	117,235	116,886	116,515	116,066	115,033	103,623



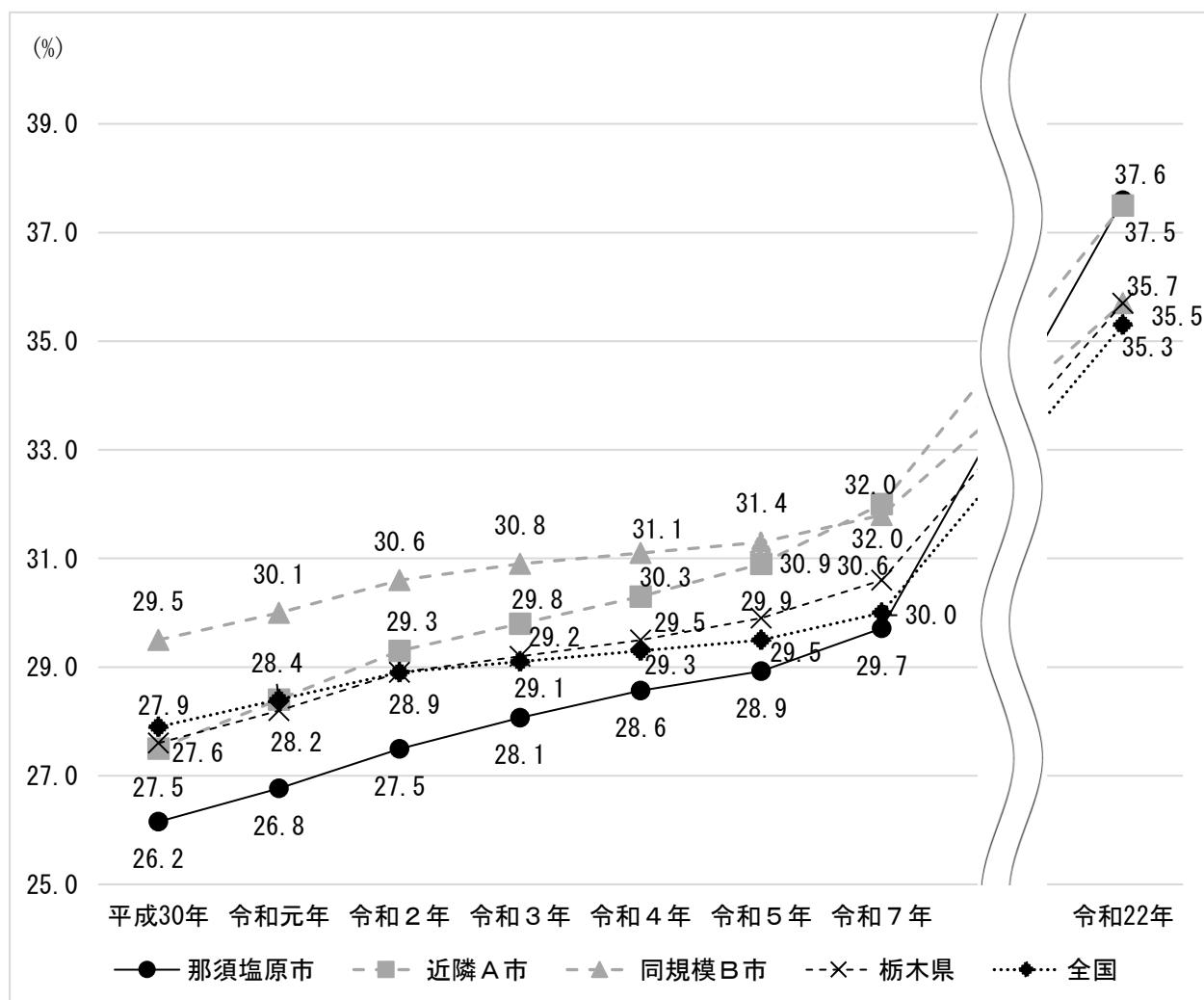
【年齢3区分別人口について】

本書では、年少人口は0～14歳、生産年齢人口は15～64歳、高齢者人口は65歳以上の3区分に分けて推計しています。

2 高齢化率と前期・後期高齢者の動向

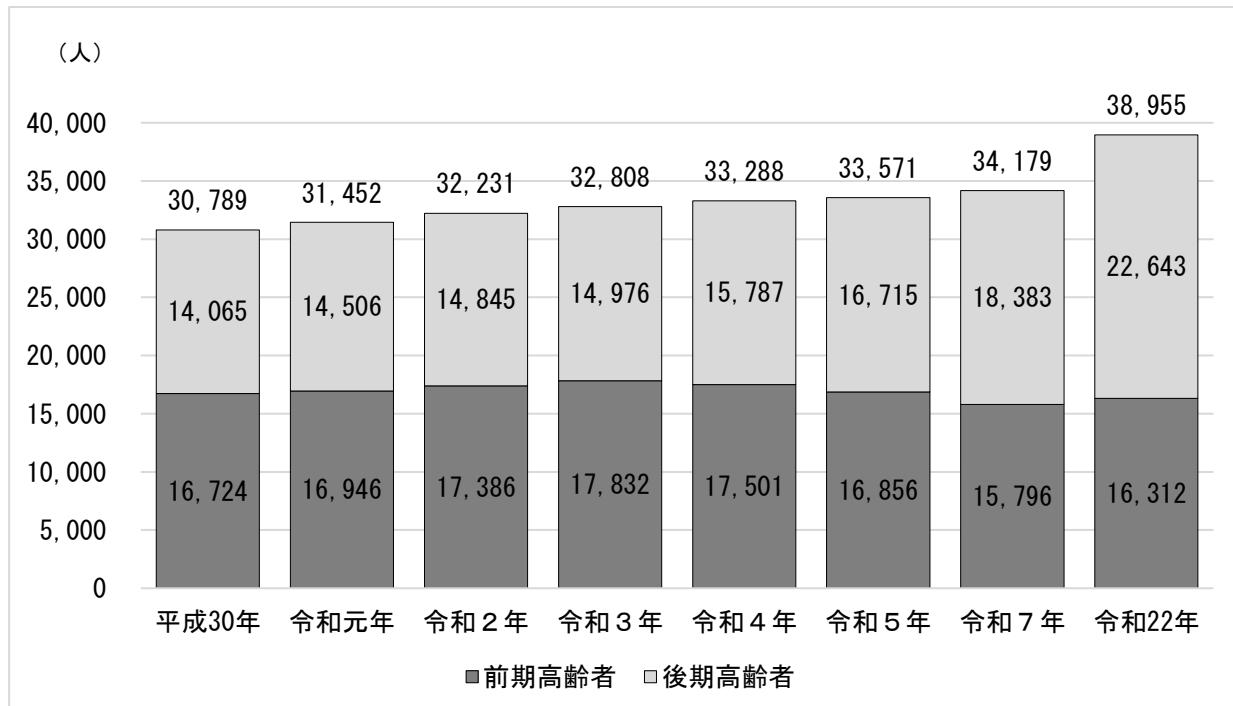
高齢化率は令和2（2020）年には27.5%でしたが、令和7（2025）年には29.7%となり、更に令和22（2040）年には37.6%に上ることが予測されており、人口の約3人に1人は高齢者となることが示されています。

高齢化率と将来推計 近隣市・県・全国平均比較



高齢者数の推移を見ると、令和2（2020）年において後期高齢者の人口は14,845人に対して、令和22（2040）年は22,643人と、7,798人の増加が見込まれており、今後の介護保険事業の運営、また高齢者福祉の財政負担の増加が懸念されます。

本市の前期高齢者と後期高齢者の推移と将来推計



【資料】平成30（2018）年～令和2（2020）年：住民基本台帳

令和3（2021）年～令和22（2040）年：コーホート変化率法を基に市独自推計

POINT!



【高齢化率について】

高齢化率とは、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合です。

高齢化率の計算：本市は、「総人口の推移と将来推計」から65歳以上の人口を総人口で割りました。県、全国及び他市町村は、総務省国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口において用いられた生残率、純移動率、女性子ども比、0～4歳性別比を用いて推計された総人口で65歳以上の人口を割りました。

他市町村との比較：本市の近隣市であるA市及び県内で人口規模が同程度であるB市を比較対象として掲載しています。

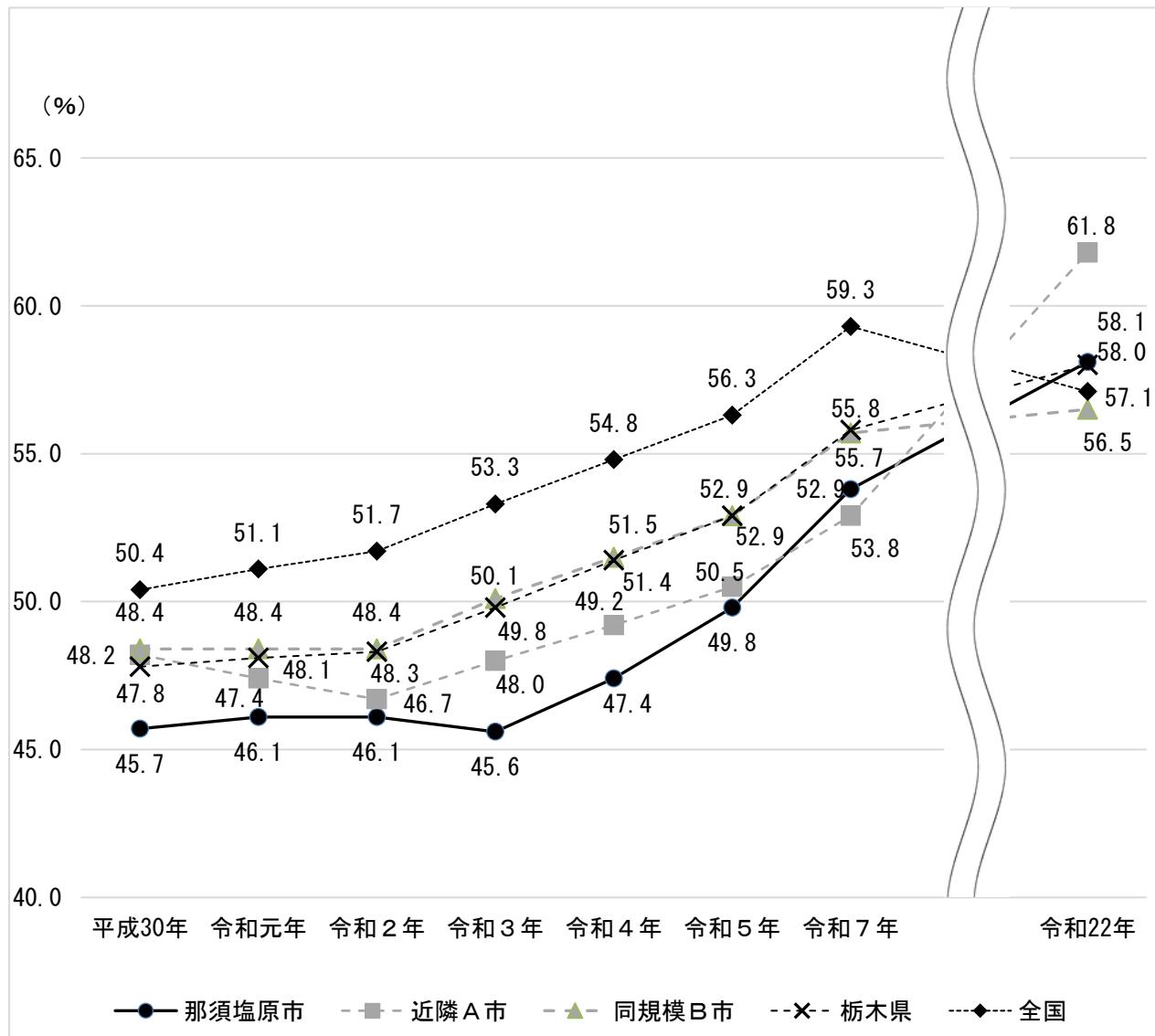
【コーホート変化率法について】

コーホートとは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指します。各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

後期高齢者の割合を県・全国平均と比較すると、共に増加傾向にはありますが、本市の後期高齢者の割合は、令和13（2031）年まで県・全国平均を下回るものと推計されます。

令和7（2025）年までの本市の後期高齢者の割合は、近隣A市より上回り、同規模B市より下回るものと推計されます。

後期高齢者割合の推移と将来推計 近隣市・県・全国平均比較



（資料）本市データ：住民基本台帳及びコーホート変化率法による市独自推計結果
比較データ：地域包括ケア「見える化」システム



【前期・後期高齢者について】

前期高齢者とは、65歳から74歳までの人がです。

後期高齢者とは、75歳以上の人です。

本市、県・全国平均の前期・後期高齢者は、高齢化率と同様の方法で算出しました。

3 世帯の状況 県・全国平均比較

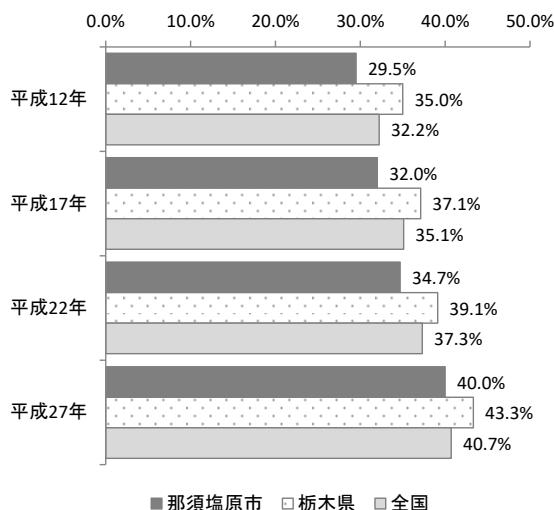
高齢者のいる世帯の割合は、県・全国平均と比較すると各々下回っていますが、高齢者人口の増加に伴いその割合は増加しています。

本市の高齢者のいる世帯は、平成12（2000）年では29.5%でしたが、年々割合が増加し、令和2（2020）年では44.2%を示しています。

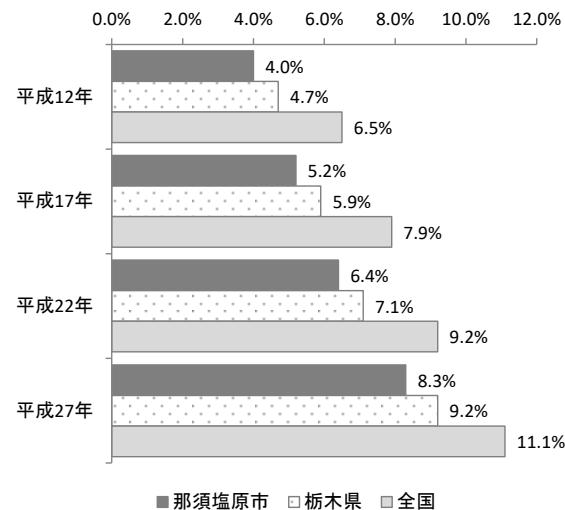
高齢者のいる世帯の割合が増加していることに伴い、高齢者一人暮らし世帯も同様に、平成12（2000）年の国勢調査では4.0%でしたが、令和2（2020）年では、9.5%と増加しています。

夫婦ともに65歳以上の高齢者夫婦のみの世帯の割合は、高齢者のいる世帯、一人暮らし世帯の割合同様、県・全国平均を下回っていますが、急増化しており、平成12（2000）年では3.9%でしたが、令和2（2020）年では10.2%を示しています。

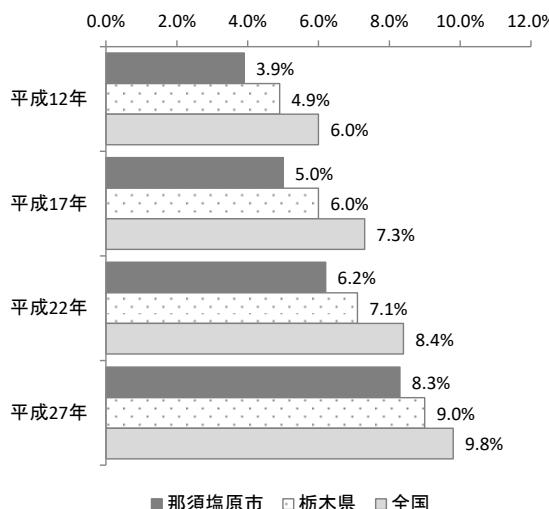
【高齢者のいる世帯】



【高齢者の一人暮らし世帯数】



【夫婦ともに65歳以上の高齢者夫婦のみの世帯】



■那須塩原市

年度	区分	一般世帯数	65歳以上世帯員のいる一般世帯		一人暮らし65歳以上世帯		夫婦ともに65歳以上の高齢夫婦世帯	
			世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
H12	黒磯市	19,208	5,635	29.3	743	3.9	714	3.7
	西那須野町	14,932	3,893	26.1	546	3.7	540	3.6
	塩原町	2,953	1,402	47.5	210	7.1	179	6.1
	合計	37,093	10,930	29.5	1,499	4.0	1,433	3.9
H17	那須塩原市	40,826	13,079	32.0	2,143	5.2	2,023	5.0
H22	那須塩原市	44,545	15,442	34.7	2,870	6.4	2,779	6.2
H27	那須塩原市	45,540	18,198	40.0	3,767	8.3	3,800	8.3
R2	那須塩原市	50,415	22,286	44.2	4,808	9.5	5,162	10.2

■栃木県

年度	一般世帯数	65歳以上世帯員のいる一般世帯		一人暮らし65歳以上世帯		夫婦ともに65歳以上の高齢夫婦世帯	
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
H12	665,934	232,762	35.0	31,206	4.7	32,798	4.9
H17	705,206	261,737	37.1	41,400	5.9	42,353	6.0
H22	744,193	291,165	39.1	52,870	7.1	53,040	7.1
H27	761,863	330,196	43.3	69,790	9.2	68,288	9.0

■全 国

年度	一般世帯数	65歳以上世帯員のいる一般世帯		一人暮らし65歳以上世帯		夫婦ともに65歳以上の高齢夫婦世帯	
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
H12	46,782,383	15,044,608	32.2	3,032,140	6.5	2,826,806	6.0
H17	49,062,530	17,204,473	35.1	3,864,778	7.9	3,583,526	7.3
H22	51,842,307	19,337,687	37.3	4,790,768	9.2	4,339,235	8.4
H27	53,331,797	21,713,308	40.7	5,927,686	11.1	5,247,936	9.8

出典：国勢調査

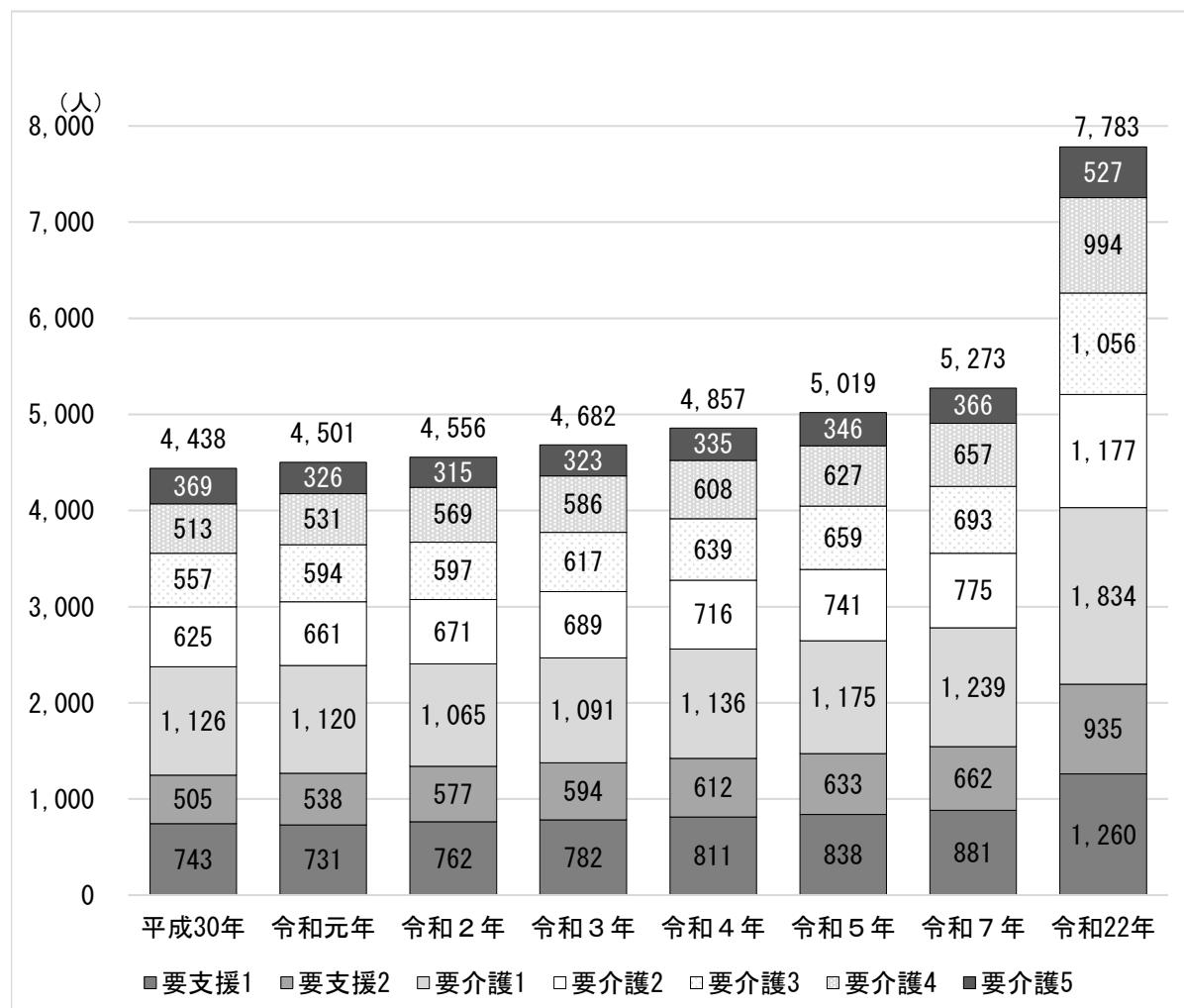
令和2（2020）年については、住民基本台帳より（令和2（2020）年10月1日現在）

令和2（2020）年の一人暮らし65歳以上世帯は、推計値を算出

4 要介護（要支援）認定者数の推移と将来推計

要介護（要支援）認定者数の推移は微増傾向を示しています。第8期計画期間である令和3（2021）年～令和5（2025）年は要介護及び要支援とも増加傾向にあると推計されます。令和22（2040）年の認定者数は7,783人となり、令和2（2020）年に対して、3,227人の増加が見込まれます。

要介護（要支援）認定者数の推移と将来推計



出典：地域包括ケア「見える化」システム



【要介護（要支援）認定者数について】

要介護（要支援）認定者数の計算は、平成30（2018）年～令和2（2020）年は厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月報告分からの実績値です。令和3（2021）年以降は実績値と第1・2号被保険者数の人数を勘案して推計しました。

第2節 アンケート結果から見える現状と課題

「第8期那須塩原市高齢者福祉計画」を策定する基礎調査として、アンケート調査を実施しました。

1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

I 調査の概要

(1) 調査目的 本市在住の一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者（以下、「事業対象者*」とする。）、要支援者を対象にアンケート調査を実施し、日常生活圏域ごとの生活の実態やニーズ、課題を特定（地域診断）します。

(2) 調査方法 郵送による配布及び回収

(3) 調査期間 令和2（2020）年3月10日（火）～3月23日（月）

(4) 調査対象者及び回収結果

令和元（2019）年12月1日現在、65歳以上の市民（要介護認定*者を除く。）を介護保険被保険者台帳から日常生活圏域10圏域別に無作為に抽出し、調査対象者としました。

	調査対象者	対象者数（人）	回収数（票）	回収率（%）
①	一般高齢者※ ¹	4,147	3,197	77.1
②	事業対象者	134	100	74.6
③	要支援認定者（要支援1）	419	306	73.0
④	要支援認定者（要支援2）	300	206	68.7
⑤	不備票※ ²		9	0.2
合計		5,000	3,818 うち有効票：3,809	76.4

※1… 一般高齢者：要介護認定を受けてない65歳以上の方

※2… 不備票：調査票が切られている等で回答内容の一部もしくは全てが確認不可能なものや重複したもの

(5) 本調査の見方

- 比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって合計が100.0%を上下する場合もあります。
- 比率の表現で、○%は、今回比を表し、(○%)は、前回値との差を表します。
- 基礎となるべき実数（回収者数）は、“全体（n=○○）”として掲載し、各比率は回答者数を100.0%として算出しました。なお、「n」はnumber of caseの略であり、設問の回答数です。
- 1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい設問では、各回答の合計比率が100.0%を超える場合があります。

II 基本集計・分析

(1) 回答者の家族形態

◆家族構成を教えてください

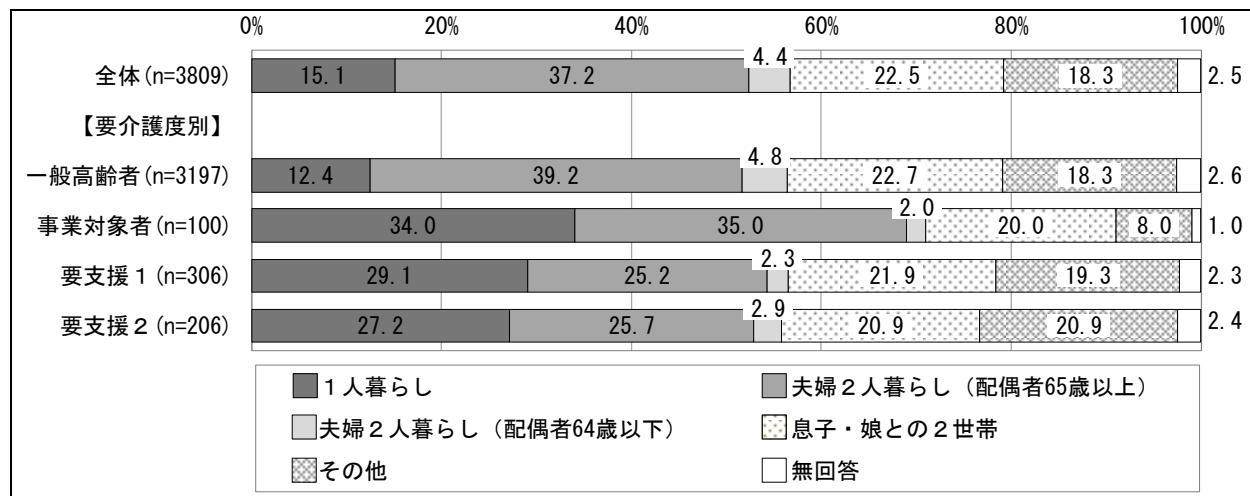
①全体、性別・年代別、要介護度別

全体では、「夫婦二人暮らし（配偶者65歳以上）」が37.2%と最も高く、「息子・娘との二世帯」が22.5%、「一人暮らし」が15.1%、「夫婦二人暮らし（配偶者64歳以下）」が4.4%と続いています。

前回調査では、「夫婦二人暮らし（配偶者65歳以上）」が35.6% (+1.6%)、「息子・娘との二世帯」は24.0% (-1.5%)、「一人暮らし」は14.4% (+0.7%)、「夫婦二人暮らし（配偶者64歳以下）」は4.6% (-0.2%)でした。

要介護度別では、一般高齢者の12.4%、事業対象者の34.0%、要支援1の29.1%、要支援2の27.2%が「一人暮らし」となっています。

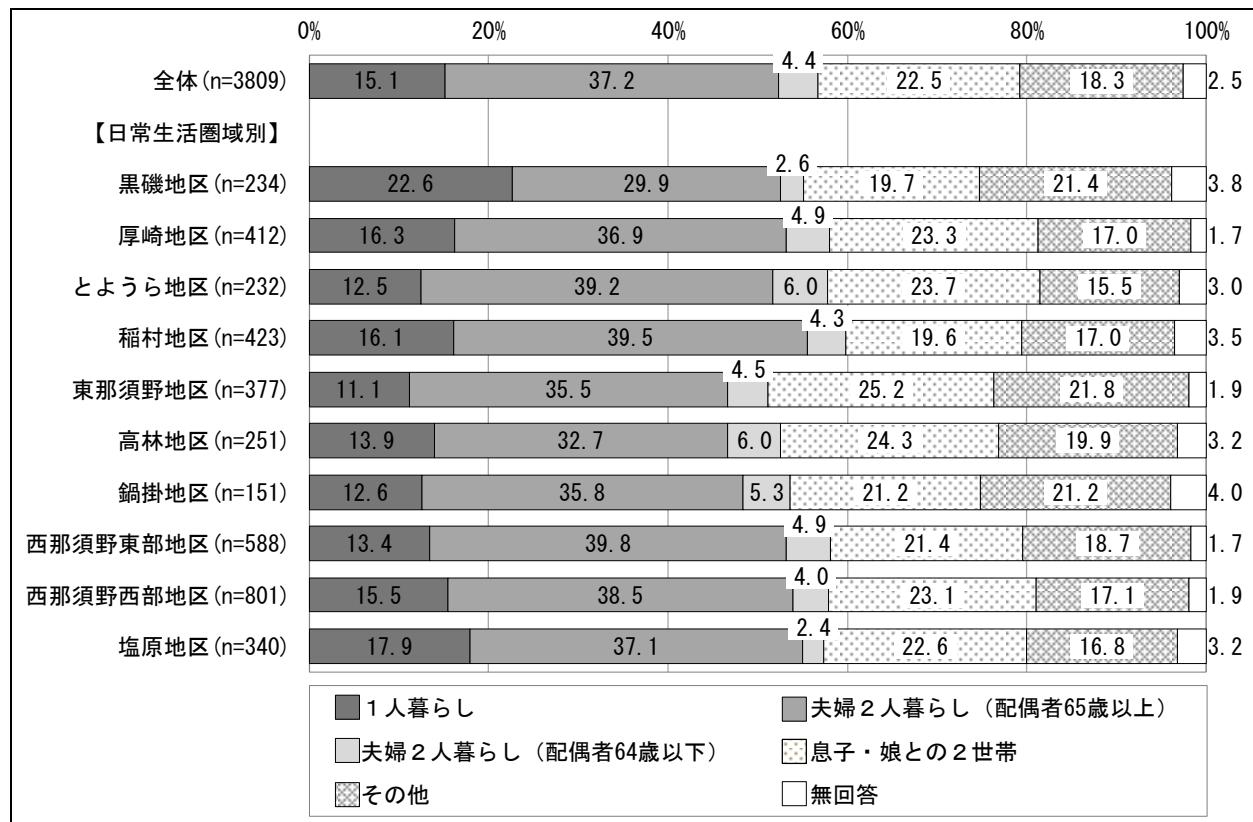
選択肢	回答数	構成比(%)
1 1人暮らし	577	15.1
2 夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）	1,418	37.2
3 夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）	167	4.4
4 息子・娘との2世帯	856	22.5
5 その他	696	18.3
無回答	95	2.5
全体	3,809	100.0



②日常生活圏域別、家族構成別

日常生活圏域別では、黒磯地区で「一人暮らし」が22.6%と他の圏域と比較して高くなっています。

しかし、「夫婦二人暮らし（配偶者65歳以上）」を含めると、稻村地区が55.6%、次いで塩原地区が55.0%となります。全体でも「一人暮らし」「夫婦二人暮らし（配偶者65歳以上）」は52.3%と半数を占めています。



(2) 生活の状況について

◆現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

①全体、性別・年代別、要介護度別

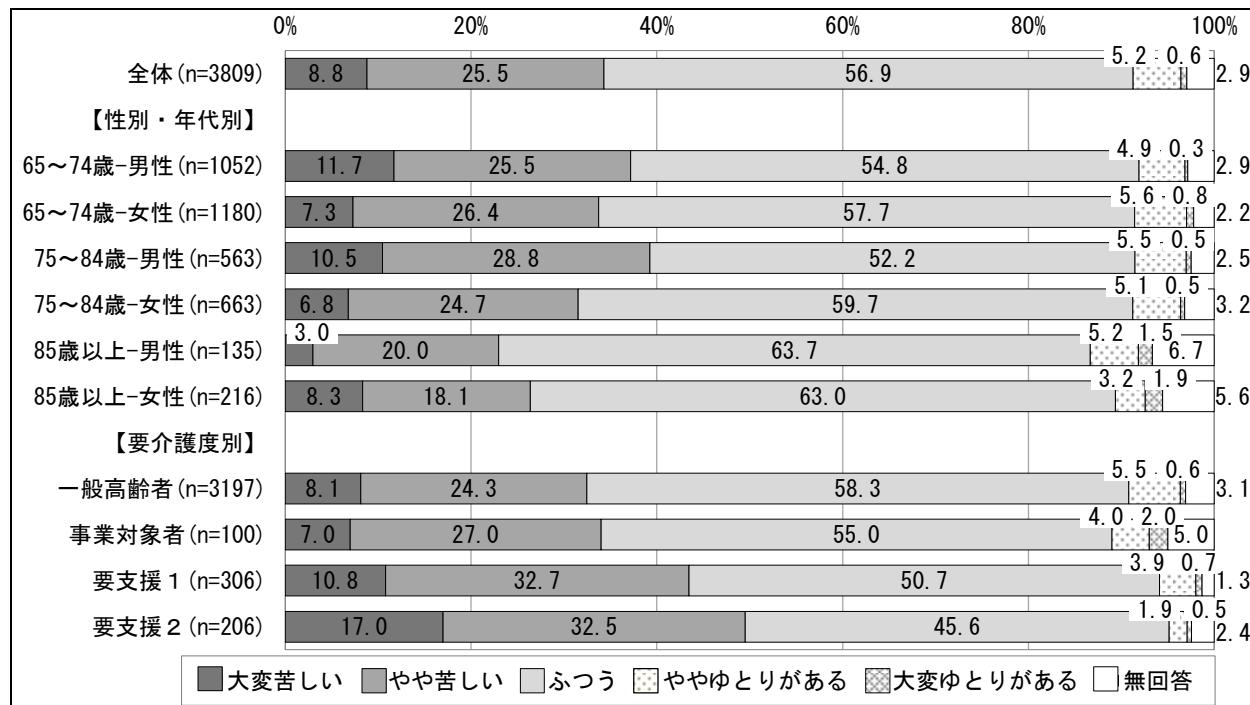
全体では、「ふつう」が 56.9% と最も高く、「やや苦しい」が 25.5%、「大変苦しい」が 8.8%、「ややゆとりがある」が 5.2% と続いています。「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせた「苦しい」は 34.3% となっています。

前回調査では、「ふつう」が 57.7% (-0.8%)、「やや苦しい」が 23.6% (+1.9%)、「大変苦しい」が 7.1% (+1.7%)、「ややゆとりがある」が 5.0% (+0.2%) でした。

要介護度別では“苦しい”は、要介護度が上がるほど、割合が上昇する傾向にあり、要支援 2 では 49.5% となっています。

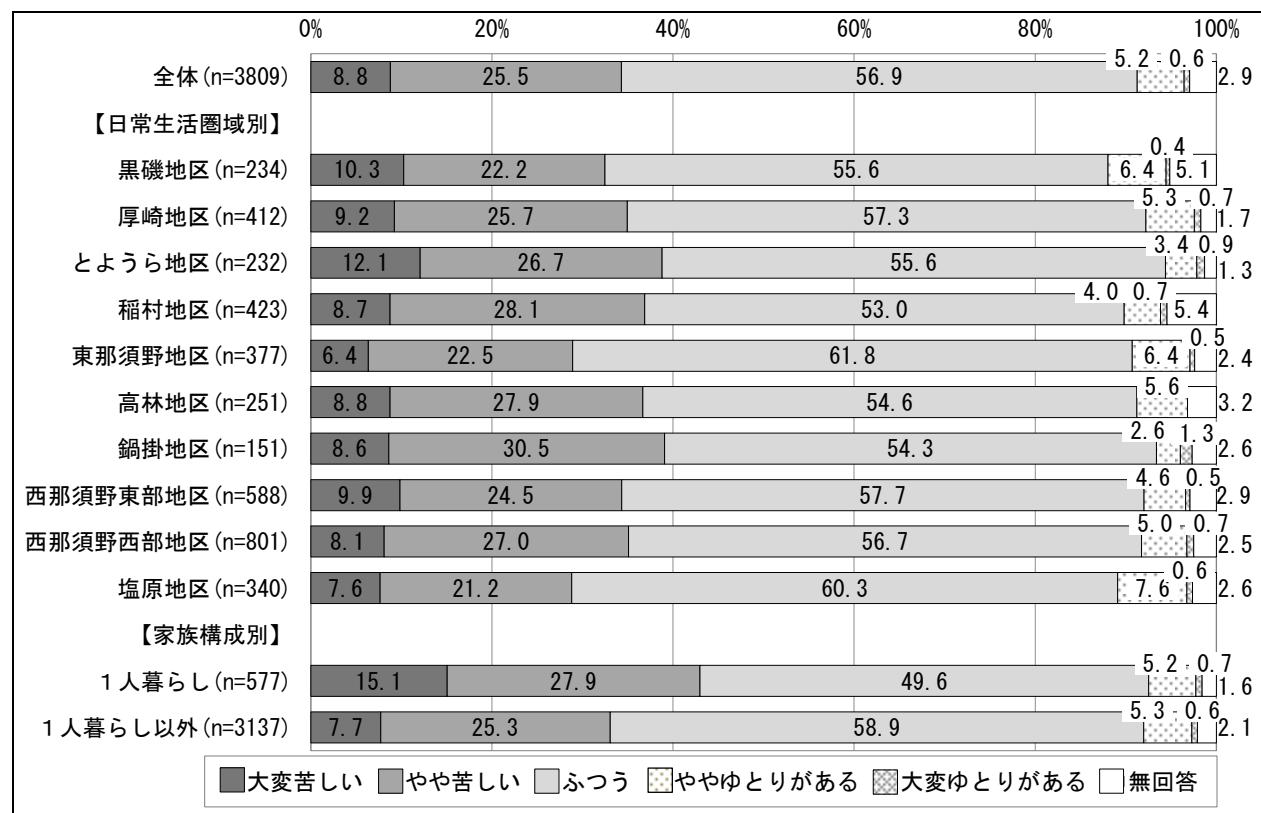
前回調査と比べ、全体として同じような傾向にあります。

選択肢	回答数	構成比 (%)
1 大変苦しい	335	8.8
2 やや苦しい	972	25.5
3 ふつう	2,169	56.9
4 ややゆとりがある	197	5.2
5 大変ゆとりがある	24	0.6
無回答	112	2.9
全体	3,809	100.0



②日常生活圏域別、家族構成別

家族構成別では“苦しい”は、「一人暮らし」が43.0%であり、「一人暮らし以外」の33.0%と比べて高くなっています。



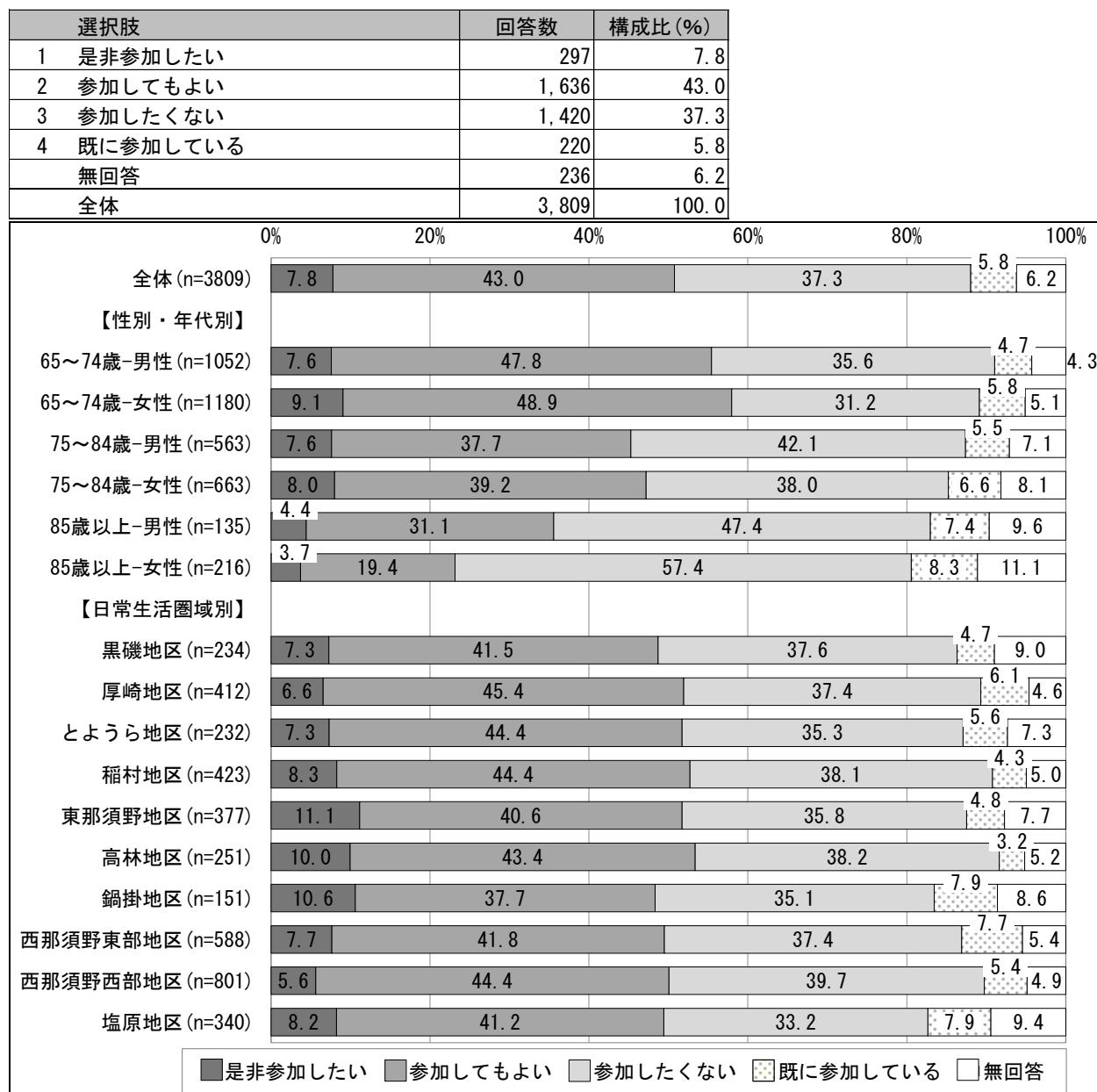
(3) 地域での活動について

◆地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

全体では、「是非参加したい」が7.8%、「参加してもよい」が43.0%であり、これらを合わせると50.8%が参加意欲を持っています。

前回調査では、「是非参加したい」が11.3%(-3.5%)、「参加してもよい」が48.8%(-5.8%)でした。

性別・年代別では、男女とも年代が低いほど、参加意欲が高い傾向にあります。



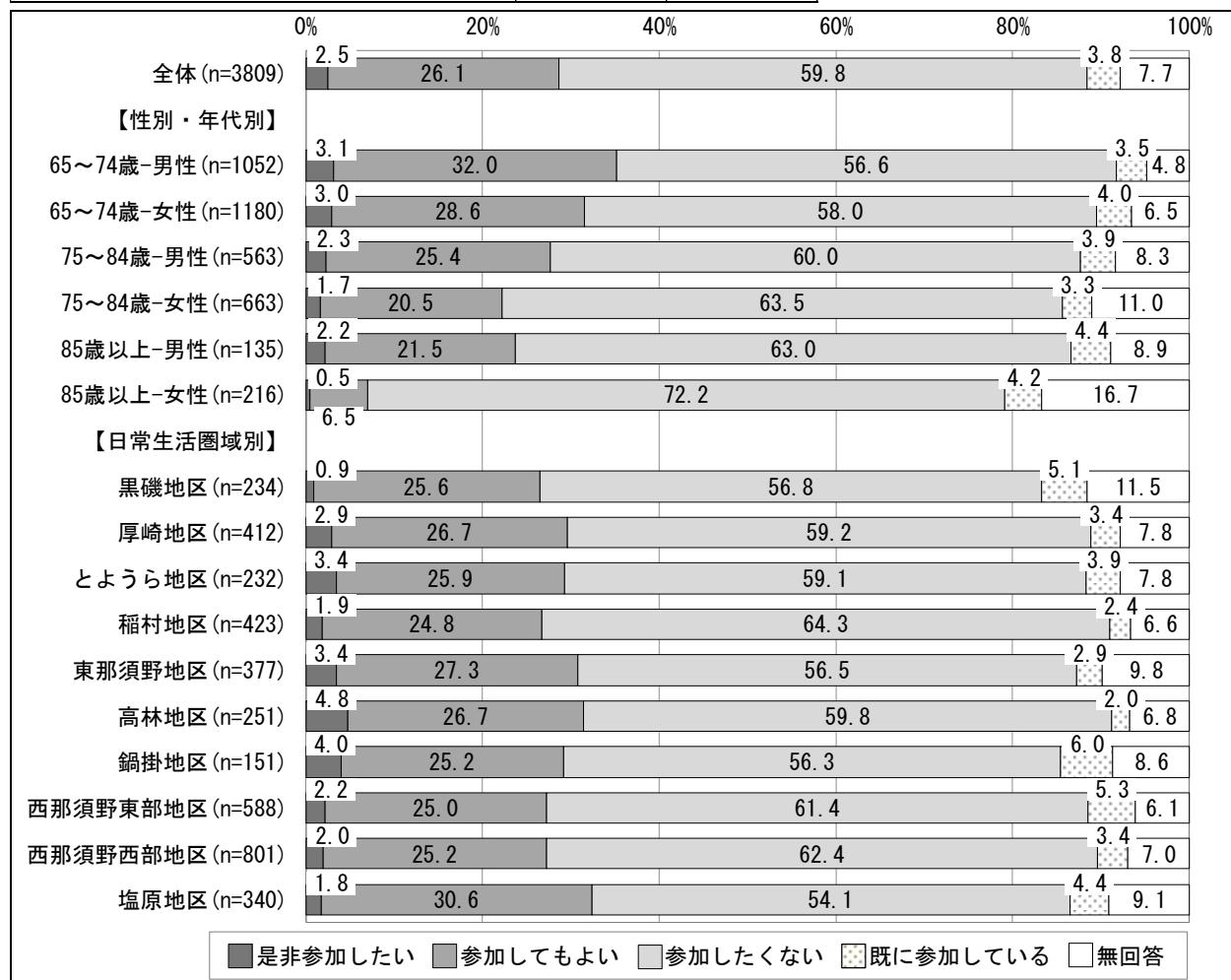
◆地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか

全体では、「是非参加したい」が 2.5%、「参加してもよい」が 26.1%であり、これらを合わせると 28.6%が参加意欲を持っています。

前回調査では、「是非参加したい」が 3.8% (-1.3%)、「参加してもよい」が 31.2% (-5.1%) でした。

性別・年代別では、男女とも年代が低いほど、参加意欲が高い傾向にあります。

選択肢	回答数	構成比 (%)
1 是非参加したい	96	2.5
2 参加してもよい	996	26.1
3 参加したくない	2,279	59.8
4 既に参加している	143	3.8
無回答	295	7.7
全体	3,809	100.0



(4) 収入のある仕事について

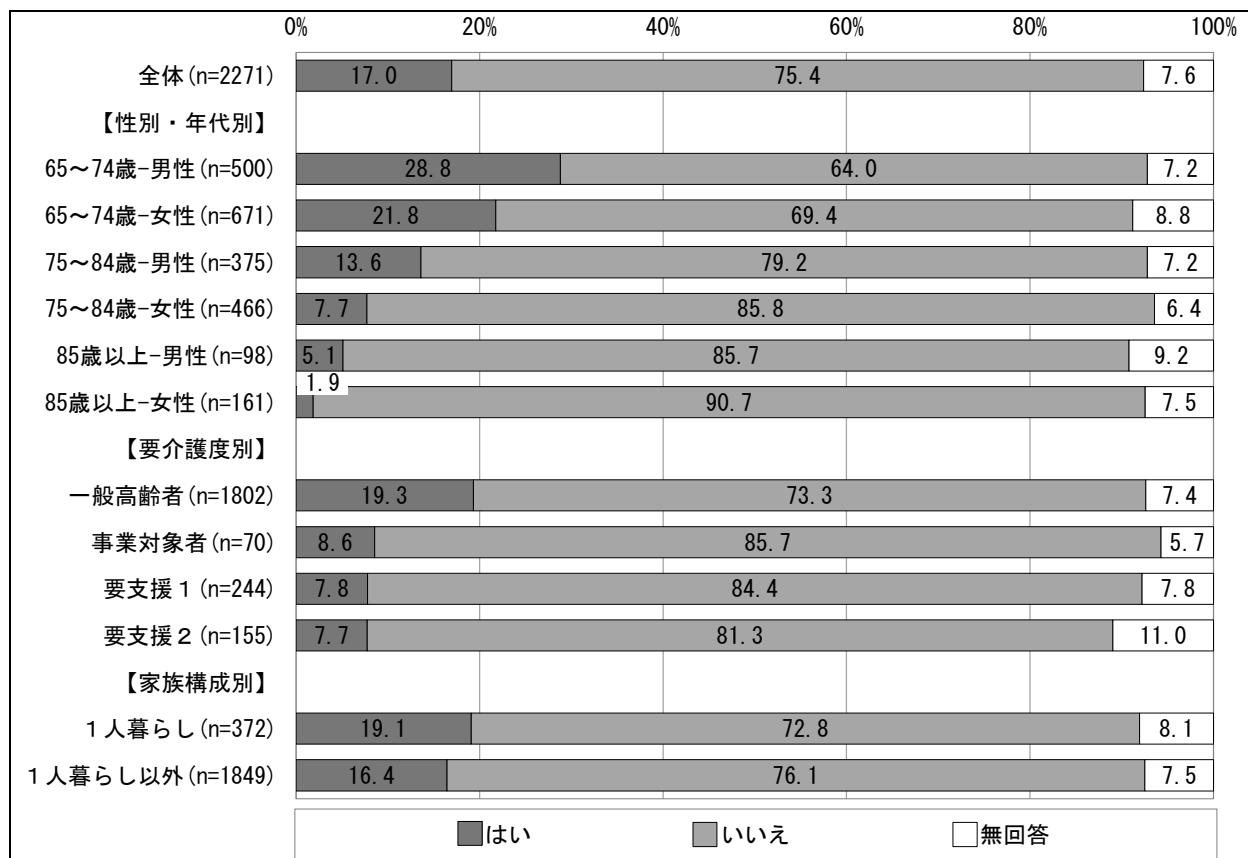
◆収入のある仕事に就きたいと思いますか

(収入のある仕事で「参加していない」を回答された方のみ)

全体では、「はい（就労意欲あり）」が17.0%、「いいえ」が75.4%となっています。

性別・年代別では、年代が上がるほど就労意欲が低くなる傾向があります。また、いずれの年代でも男性の就労意欲が高くなっています。

選択肢	回答数	構成比(%)
1 はい	385	17.0
2 いいえ	1,713	75.4
無回答	173	7.6
全体	2,271	100.0

**◆今後も収入のある仕事を続けたいと思いますか**

(収入のある仕事で「週4回以上」～「年に数回」と回答された方のみ)

全体では、「はい（継続意欲あり）」が77.9%、「いいえ」が5.6%となっています。多くの方が継続意欲を持っています。

選択肢	回答数	構成比(%)
1 はい	805	77.9
2 いいえ	58	5.6
無回答	171	16.5
全体	1,034	100.0

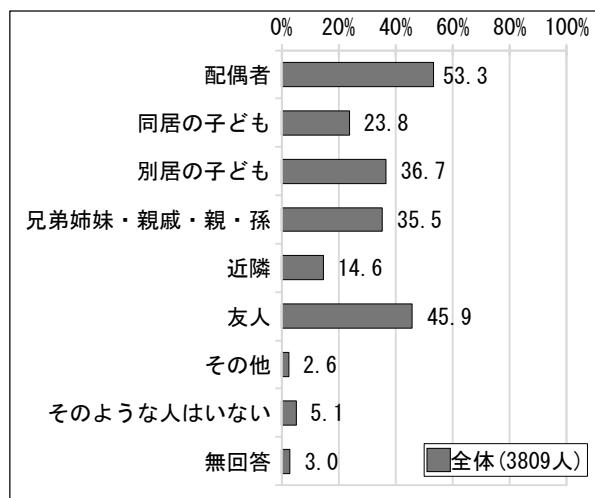
(5) 助け合いについて

あなたの「心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人」と反対に、「心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人」では、いずれも「友人」の割合が4割超と高くなっています。

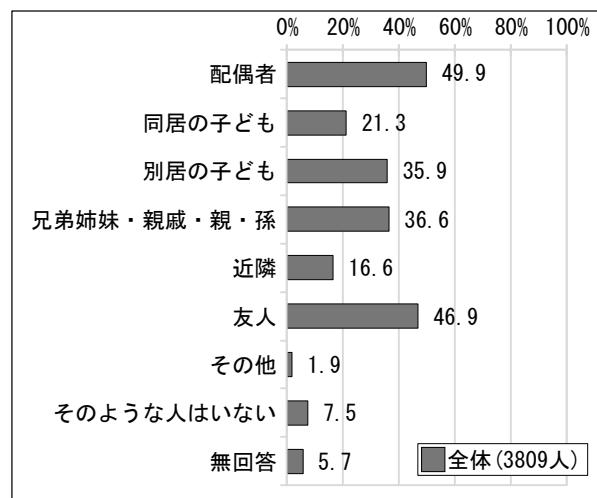
あなたの「看病や世話をしてくれる人」と反対に「看病や世話をしてあげる人」では、近親者以外（「近隣」や「友人」）の割合が1割以下と低くなっています。

「家族友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手」では、「そのような人はいない」の割合が約4割と高くなっています。

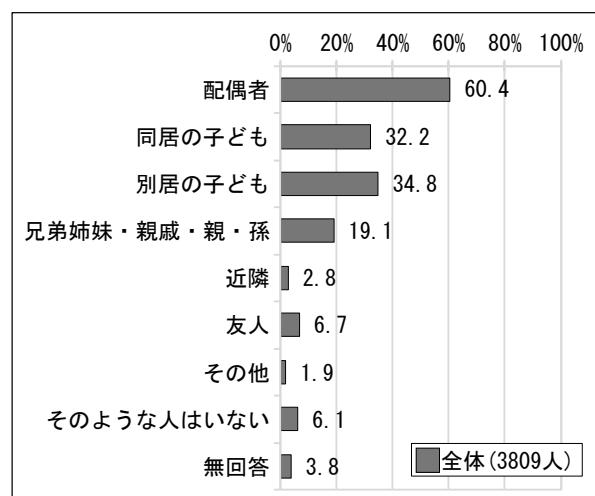
①心配事や愚痴を聞いてくれる人



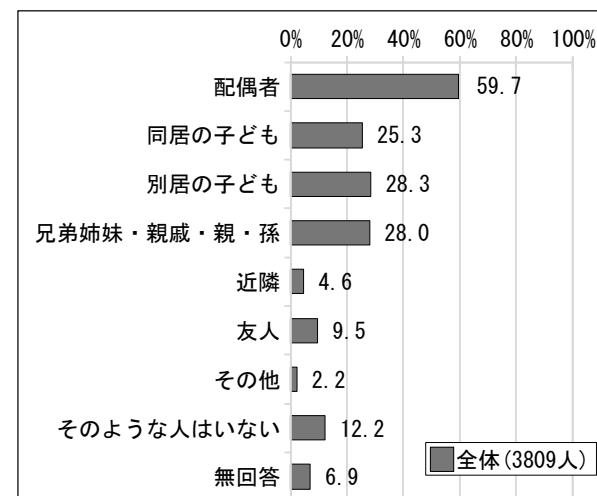
②心配事や愚痴を聞いてあげる人



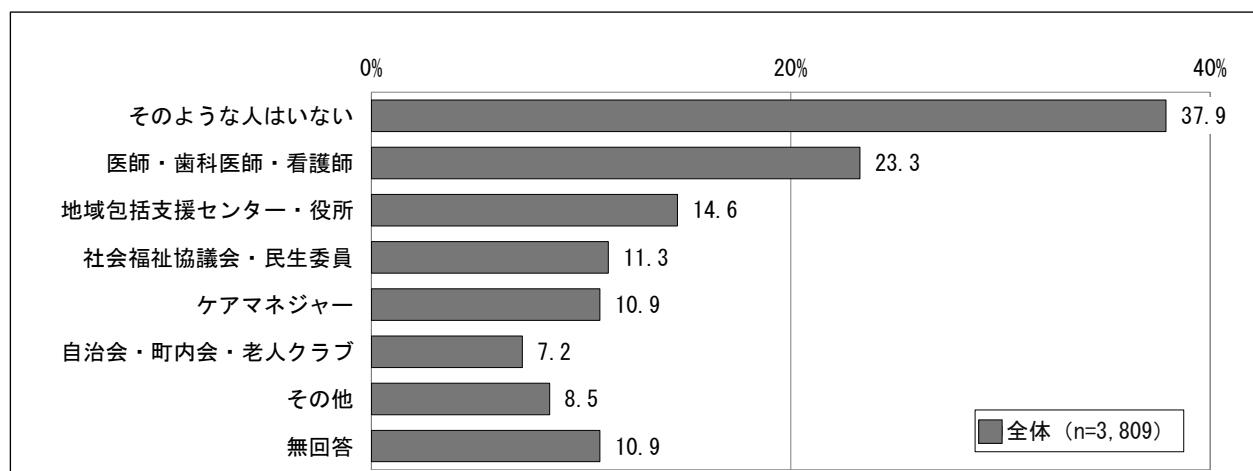
③看病や世話をしてくれる人



④看病や世話をしてあげる人



⑤家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手



(6) 健康状態について

①全体、性別・年代別、要介護度別

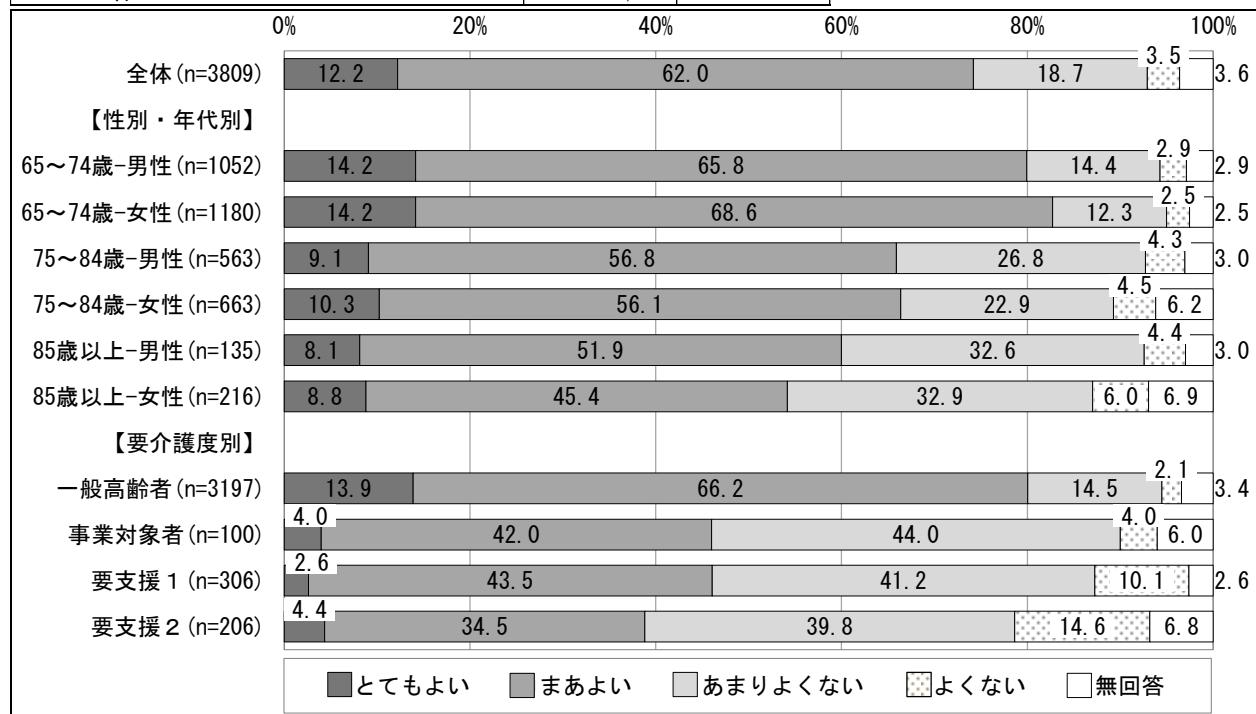
全体では、「とてもよい」が 12.2%、「まあよい」が 62.0%であり、これらを合わせた“健康状態がよい”は 74.2%となっています。一方、「よくない」が 3.5%、「あまりよくない」が 18.7%であり、これらを合わせた“健康状態が悪い”は 22.2%となっています。

前回調査では、「とてもよい」が 13.7% (-1.5%)、「まあよい」が 64.3% (-2.3%) であり、これらを合わせた“健康状態がよい”は 78% (-3.8%) となっています。一方、「よくない」が 2.9% (+0.6%)、「あまりよくない」が 14.7% (+4%) であり、これらを合わせた“健康状態が悪い”は 17.6% (+4.6%) となっています。

性別・年代別では“健康状態がよい”は、年代が上がるほど低下する傾向にあり、男性の 85 歳以上は 60.0%、女性の 85 歳以上は 54.2% となっています。

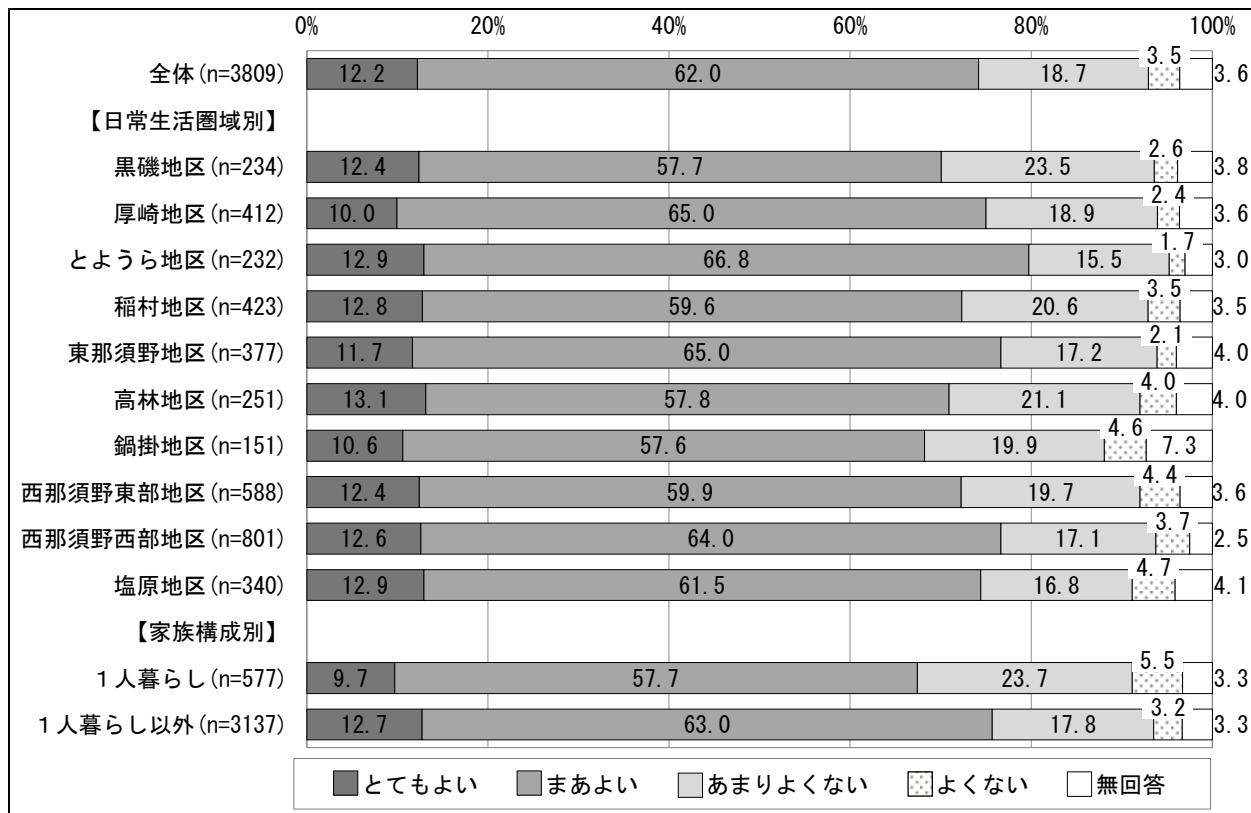
要介護度別では、事業対象者*～要支援 2において“健康状態がよい”が 5割を切り、“健康状態が悪い”的割合が“健康状態がよい”的割合を上回っています。

選択肢	回答数	構成比 (%)
1 とてもよい	465	12.2
2 まあよい	2,361	62.0
3 あまりよくない	714	18.7
4 よくない	132	3.5
無回答	137	3.6
全体	3,809	100.0



②日常生活圏域別、家族構成別

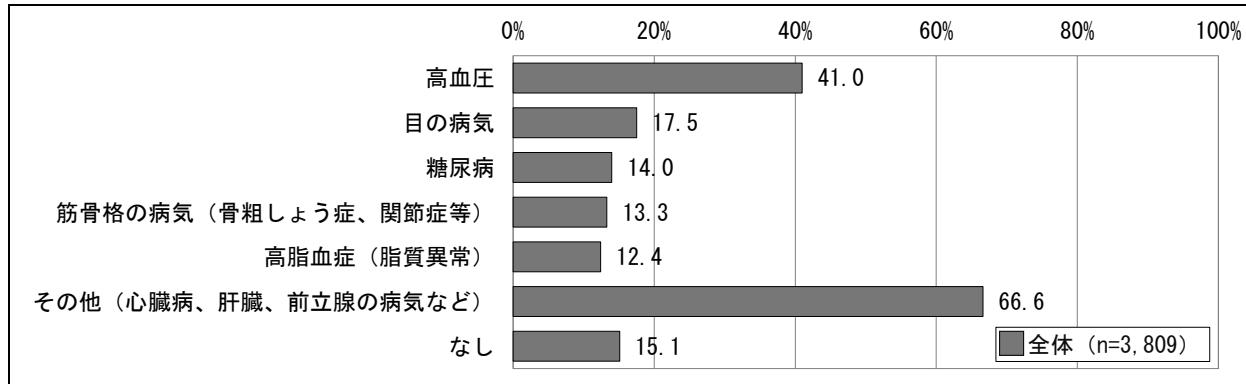
家族構成別では“健康状態がよい”は、「一人暮らし」が 67.4%であり、「一人暮らし以外」の 75.7%と比べて低くなっています。



◆現在治療中、又は後遺症のある病気はありますか

全体では、「高血圧」が 41.0%と最も高く、「目の病気」が 17.5%、「糖尿病」が 14.0%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」が 13.3%と続いています。

前回調査では、「高血圧」が 40.5% (+0.5%)、「目の病気」が 17.5% (±0%)、「糖尿病」が 13.2% (+0.8%)、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」が 11.5% (+1.8%) でした。なお、「なし」は 15.1%であり、ほか 84.9%が現在病気の治療中又は後遺症があることがわかります。



(7) 成年後見制度の認知度について

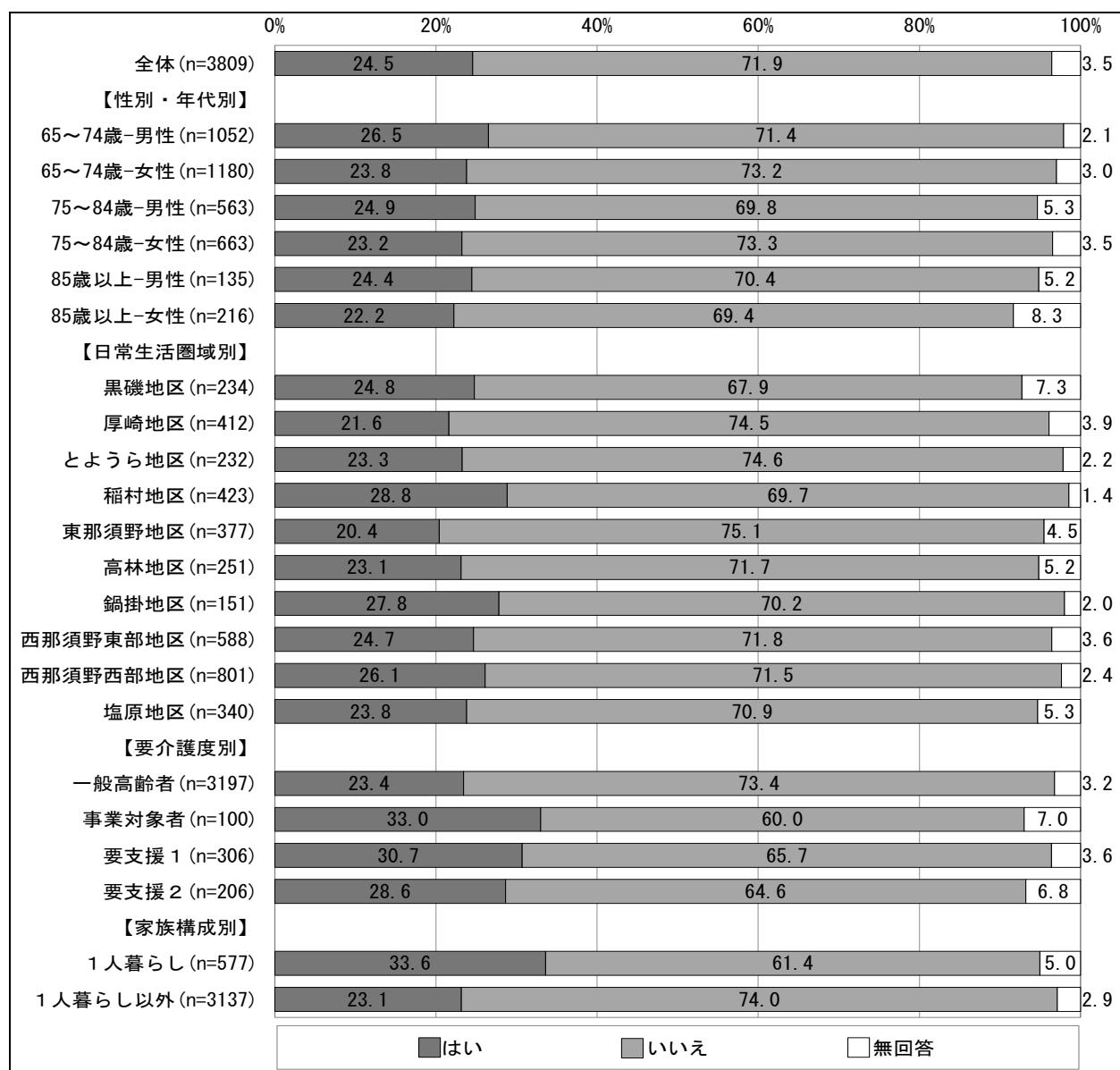
◆今後の財産の管理や日常生活上での契約などに対して、心配や不安はありますか

全体では、「はい」が24.5%、「いいえ」が71.9%となっています。

性別・年代別では「はい」は、年代が上がるほど低くなる傾向があります。また、いずれの年代でも男性が女性を上回っています。

家族構成別では「はい」は、「一人暮らし」が33.6%であり、「一人暮らし以外」の23.1%と比べて10.5%高くなっています。

選択肢	回答数	構成比(%)
1 はい	935	24.5
2 いいえ	2,739	71.9
無回答	135	3.5
全体	3,809	100.0



◆財産などの管理を、代理の人が支援する成年後見制度を知っていますか

①全体、性別・年代別、要介護度別

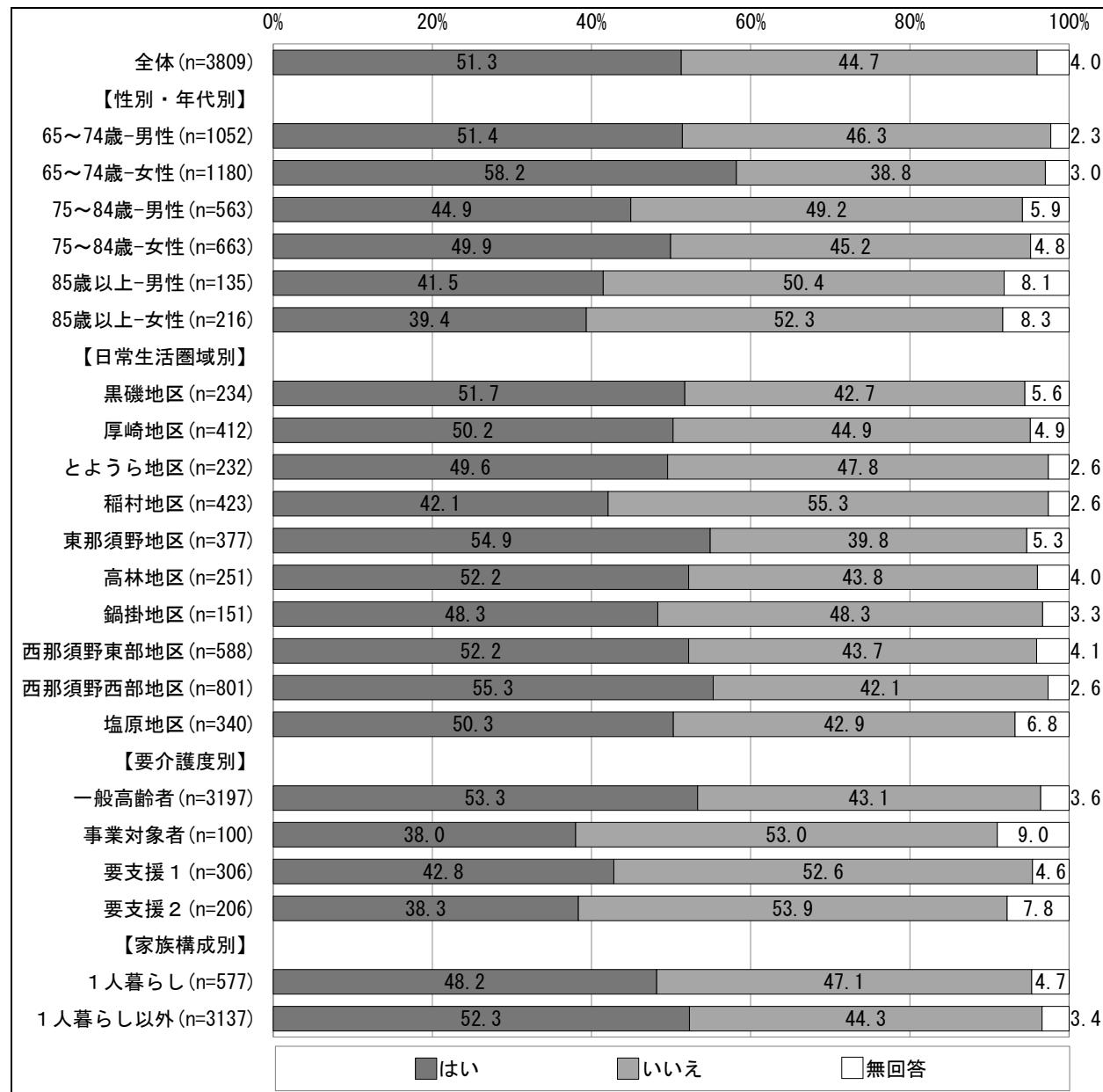
全体では、「はい」が51.3%、「いいえ」が44.7%となっています。認知度は約5割です。

性別・年代別では、男女とも年代が上がるほど認知度が低くなる傾向があります。

日常生活圏域別では、西那須野西部地区で認知度が最も高くなっています。

家族構成別では、「一人暮らし」の認知度が48.2%であり、「一人暮らし以外」が52.3%と比べて低くなっています。

選択肢	回答数	構成比(%)
1 はい	1,953	51.3
2 いいえ	1,703	44.7
無回答	153	4.0
全体	3,809	100.0



III 介護予防のための生活機能判定の結果

(1) 介護予防のための生活機能判定・分析の概要

今回実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、介護予防*のための生活機能を評価する項目が配置されており、その調査項目を集計・分析することで、介護予防のための生活機能を評価することができます。

(2) 介護予防のための生活機能判定基準

介護予防のための生活機能判定に用いた項目および対象者は次のとおりです。

項目	対象者
運動器	『運動機能のリスク判定』で「運動機能の低下あり」に該当
栄養	『低栄養状態にある高齢者』で「低栄養状態」に該当
口腔	『口腔機能が低下している高齢者』で「口腔機能の低下あり」に該当
虚弱	『虚弱のおそれ』で「虚弱のおそれあり」に該当
認知症予防	『認知機能が低下している高齢者』で「認知機能の低下あり」に該当
閉じこもり予防	『閉じこもり傾向』で「閉じこもり傾向あり」に該当
うつ予防	『うつ傾向の高齢者』で「うつ傾向あり」に該当

(3) 介護予防のための生活機能分析のまとめ

全体では、各項目で「該当」と評価された方の割合は次のとおりです。

①運動器	19.2% (15.3%)	②栄養	1.5% (1.0%)
③口腔	27.0% (23.7%)	④虚弱	14.6% (10.7%)
⑤認知症予防	45.2% (45.9%)	⑥閉じこもり予防	21.3% (18.2%)
⑦うつ予防	46.9% (39.4%)		

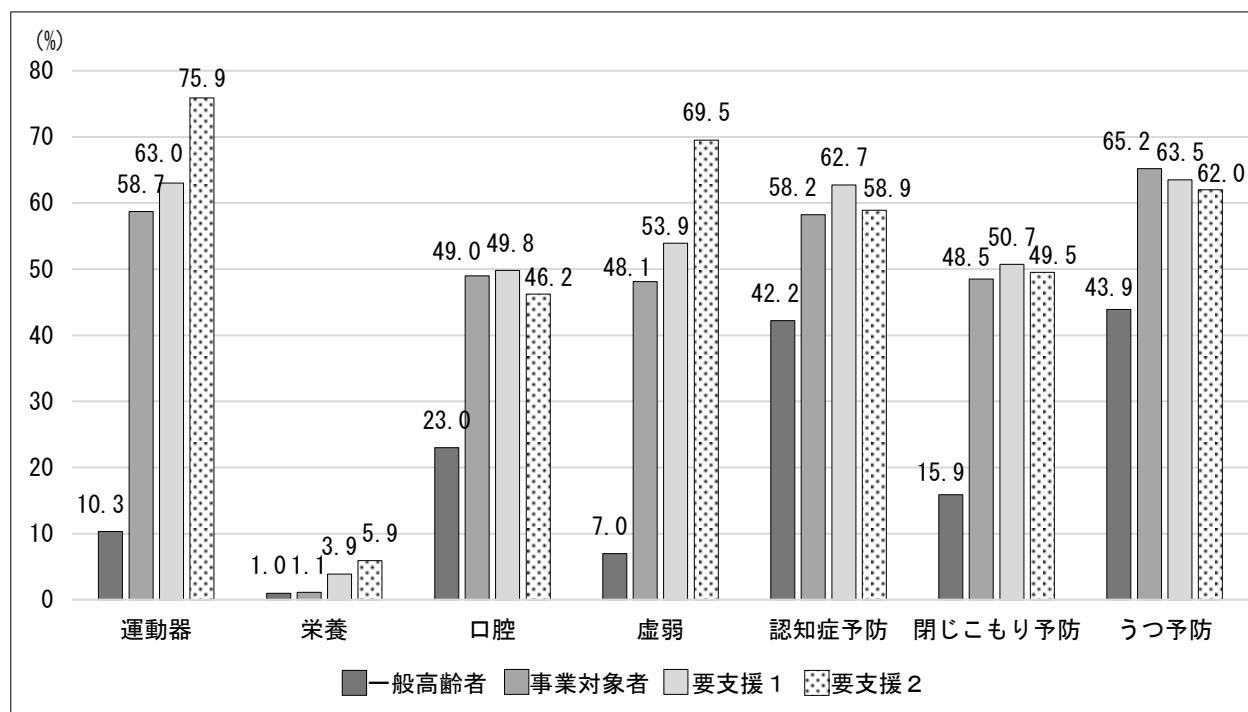
※ () は前回調査

年齢別では、各項目とも年代が上がるほど割合が増加する傾向があります。ただし、「⑦うつ予防」に関しては年齢が上がっても割合が増加しているとはいえません。

要介護度別では、要介護度が上がるほど割合が増加する項目（「①運動器」、「②栄養」、「④虚弱」）と要介護度が上がっても割合があまり変化しない項目（「③口腔」、「⑤認知症予防」、「⑥閉じこもり傾向」、「⑦うつ予防」）の2パターンがみられます（一般高齢者を除く）。

単位：構成比 (%)

項目	①運動器	②栄養	③口腔	④虚弱	⑤認知症予防	⑥閉じこもり予防	⑦うつ予防
全体	19.2	1.5	27.0	14.6	45.2	21.3	46.9
要介護度別	一般高齢者	10.3	1.0	23.0	7.0	42.2	15.9
	事業対象者	58.7	1.1	49.0	48.1	58.2	48.5
	要支援1	63.0	3.9	49.8	53.9	62.7	50.7
	要支援2	75.9	5.9	46.2	69.5	58.9	49.5

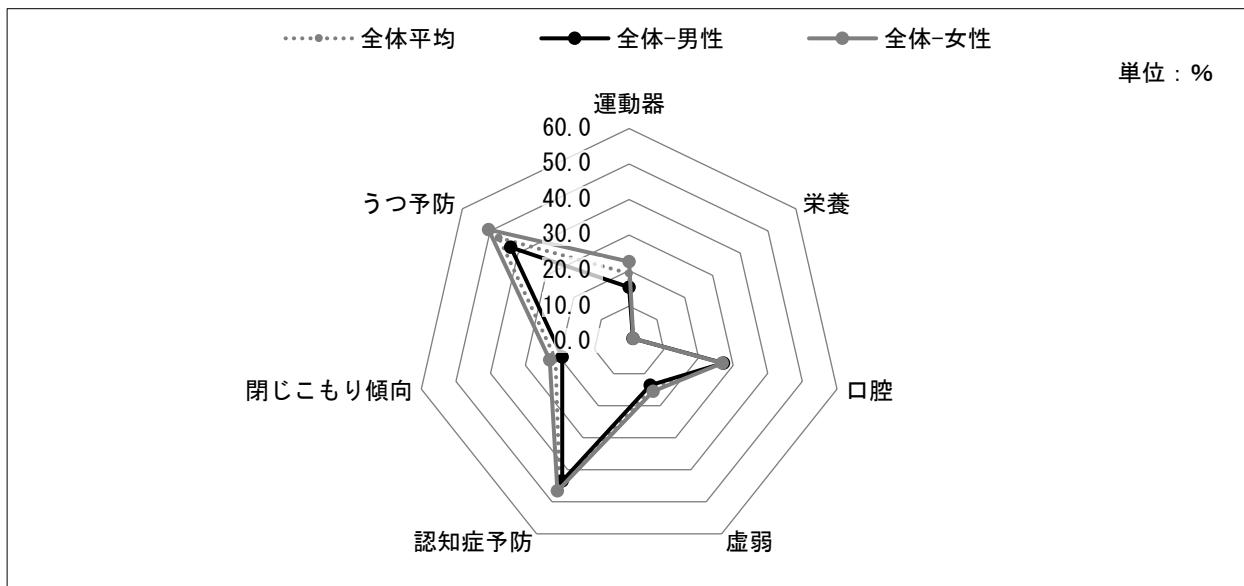


全体では、「⑦うつ予防」が最も高く、「⑤認知症予防」、「③口腔」が続いています。

性別では、男性が全体平均を一定割合※上回っている項目はみられません。女性が全体平均を一定割合上回っている項目は、「①運動器」および「⑦うつ予防」となっています。

※一定割合：全体平均と比較して3%以上上回っているかどうかで判断しています。

介護予防のための生活機能判定結果（全体・性別）



IV 日常生活圏域別の生活支援サービス候補者の割合

(1) 生活支援サービス候補者の集計・分析の概要

今回の調査の中で、日常生活において「できる」、「できない」や「いる」、「いない」などを問う項目があります。日常生活で「できない」、「いない」などの回答が多いということは、今後生活支援サービスが必要となる可能性のある方、いわゆる生活支援サービス候補者と推察されます。

今回集計・分析に用いた次の設問について、日常生活圏域別に回答結果を整理し、生活支援サービス候補者の割合について分析しました。

◆分析対象の設問と回答、該当する支援の項目

設問		回答と該当する支援
①	バスや電車を使って一人で外出していますか	一人で外出ができない ⇒「外出行動」支援
②	食品・日用品の買物をしていますか	買い物ができない ⇒「買物行動」支援
③	自分で食事の用意をしていますか	食事の用意ができない ⇒「調理行動」支援
④	自分で請求書の支払いをしていますか	請求書の支払いができない ⇒「金銭管理（請求書の支払い）」支援
⑤	自分で預貯金の出し入れをしていますか	預貯金の出し入れができない ⇒「金銭管理（預貯金の出し入れ）」支援
⑥	寝込んだときに看病や世話をしてくれる人がいますか	看病や世話をしてくれる人がいない ⇒「見守り」支援
⑦	友人・知人と会う頻度はどれくらいですか	友人・知人に会うことがほとんどない ⇒「コミュニティ」支援

(2) 生活支援サービス候補者の分析結果のまとめ

生活支援サービス	候補者の割合が高い圏域	
①外出行動	黒磯地区	塩原地区
②買物行動	黒磯地区	塩原地区
③調理行動	塩原地区	黒磯地区
④金銭管理（請求書の支払い）	塩原地区	高林地区
⑤金銭管理（預貯金の出し入れ）	黒磯地区	塩原市区
⑥見守り	黒磯地区	高林地区
⑦コミュニティ	黒磯地区	西那須野東部地区

日常生活圏域別にみると、「黒磯地区」が7項目中5項目で候補者として該当する割合が最も高くなっています。なお、黒磯地区の候補者を性別にみると、すべての項目で男性の候補者の割合が女性を上回っています。そのため、黒磯地区の男性は特に候補者として考えられます。

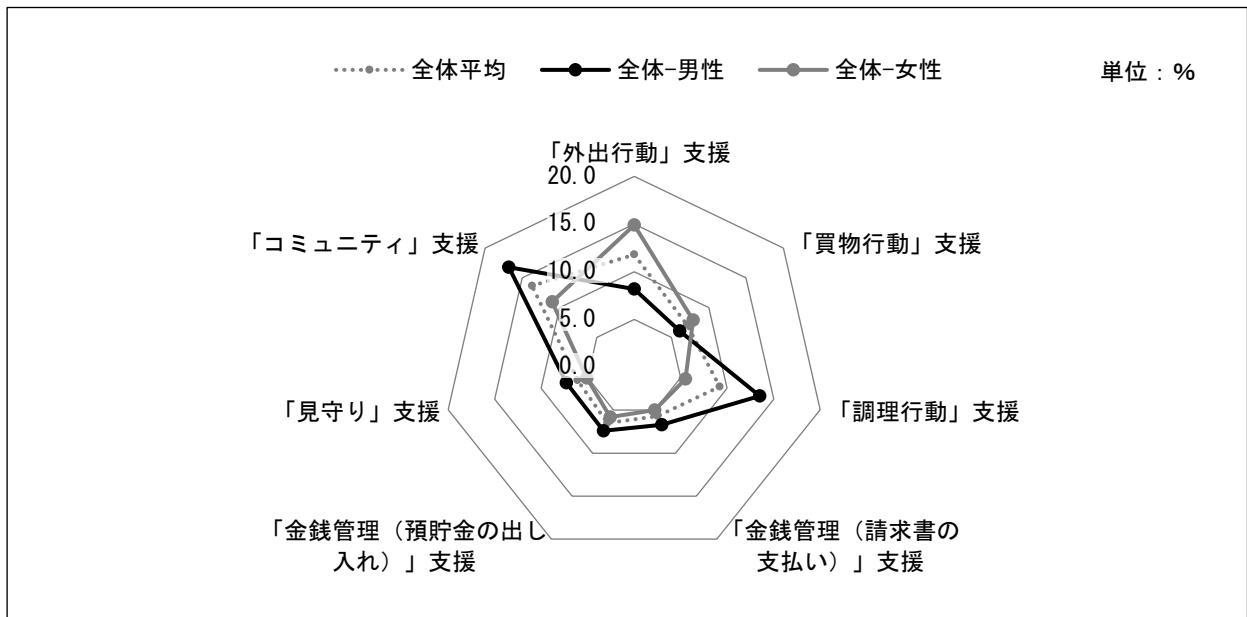
なお、男性は全圏域で「③調理行動」の支援候補者としての割合が全体平均の9.2%を超えています。女性では、「とようら地区」および「西那須野東部地区」以外の圏域で、「①外出行動」の支援候補者としての割合が全体平均の11.8%を超えていました。

全体では、「⑦コミュニティ」が13.7%と最も高く、「①外出行動」が11.8%、「③調理行動」が9.2%と続いています。

性別では、男性が全体平均を一定割合^{*}上回っている項目は「③調理行動」および「⑦コミュニティ」です。女性が全体平均を一定割合上回っている項目は「①外出行動」となっています。

^{*}一定割合：全体平均と比較して3.0%以上上回っているかどうかで判断しています。

生活支援サービス候補者分析結果（全体・性別）



V 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の基本集計・分析結果のまとめ

今回の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の基本集計・分析結果より、本市全域に関する高齢者実態についてまとめました。

家族や生活状況について
「一人暮らし」になる可能性の高い「夫婦二人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 37.2% と最も高くなっています。また、介護・介助の必要性は、75～84 歳で約 3 割、85 歳以上で 4 割超と年齢が高くなるにつれて増しています。
からだを動かすことについて
年齢が高くなるにつれて、運動機能の低下や外出を控える傾向（閉じこもり傾向）がみられます。外出を控えている理由として最も多い回答が「足腰などの痛み」が 47.5% となっています。閉じこもり傾向、運動機能の低下は、共に男性より女性において割合が高くなっています。運動機能の低下が閉じこもり傾向につながっている可能性が考えられます。
食べることについて
男女ともに年齢が高まるにつれて、咀嚼機能および口腔機能の低下がみられます。また、低栄養状態の疑いにつながる低体重（痩せ）の割合も高くなる傾向がみられ、口腔ケアによる日々の対策の必要性がうかがえます。
毎日の生活について
年齢が高くなるにつれて、生活機能と認知機能の低下が見受けられます。認知機能の低下は男女ともに大きな違いはみられませんが、生活機能については、男性よりも女性の方が低下の割合が高くなっています。
地域での活動について
全ての会・グループにおいて、「参加していない」という方の割合が最も高く、年齢が高くなるにつれて、参加率が低くなる傾向にあります。一方、「介護予防*の通いの場」と「老人クラブ」は、高齢者の参加率が高く、地域からの孤立化を防止する役割として期待することができます。
助け合いについて
心配や愚痴を聞いてくれる人（あげる人）では、友人が半数近くとなっています。また、友人・知人と の関係では「近所・同じ地域の人」が 48.1% と最も高く、地域による助け合いの重要性がうかがえます。
健康について
健康状態、趣味生きがいの有無、地域活動への参加率、友人・知人と会う頻度などは、幸福度の自己評価と関連性が高くなっています。一方、年齢と幸福度の関連性は低く、年齢によらず身体の健康を保つことと、心を充実させることが重要だと考えられます。
成年後見制度の利用について
成年後見制度*の認知度は、全体で約 5 割となっておりますが、「認知機能の低下あり」が全体で 45.2% と半数を占めており、高齢者の増加に伴いさらに割合が高くなると推測されますので、財産の管理等に対して心配や不安の高い「一人暮らし」の高齢者を優先に、成年後見制度の周知及び利用を推進していく必要があります。

VI 日常生活圏域ごとの分析結果のまとめ

本市は10地区の日常生活圏域で構成されています。今回の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より、各日常生活圏域の高齢者実態についてまとめました。

※文章中の、割合が「高い」、「低い」等は、他地区と比較した結果となっています。

◆黒磯地区

家族、住まい、暮らしの経済状況	「一人暮らし」の方の割合が最も高い地区です。 経済状況に関しては、「ゆとりがある」の割合が3番目に高くなっています。
介護、健康の状況	介護の状況において、「現在、なんらかの介護を受けている」の割合が最も高くなっています。また、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」の割合も2番目に高くなっています。 健康状態では、「健康状態が悪い」の割合が最も高くなっています。 生活機能判定では、7項目中3項目（「運動器」、「栄養」、「虚弱」）で該当者の割合が最も高く、生活支援サービス候補者の割合が高くなっています。
社会活動の参加状況	地域活動への男性の参加率が比較的低く、8項目中6項目が全体平均以下となっています。特に、町内会・自治会への男性の参加率は最も低くなっています。

◆厚崎地区

家族、住まい、暮らしの経済状況	家族構成、経済状況に関しては、全体平均とほぼ同じような状況となっています。
介護、健康の状況	家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手で、「そのような人はいない」の割合が最も高くなっています。約5割の方が相談相手がないと回答しています。
社会活動の参加状況	地域活動への参加率では、男性の参加率が比較的低く、8項目中6項目が全体平均以下となっています。

◆とようら地区

家族、住まい、暮らしの経済状況	「夫婦二人暮らし」の方の割合が最も高い地区です。 経済状況に関しては、「苦しい」の割合が2番目に高くなっています。
介護、健康の状況	介護の状況において、「介護・介助は必要ない」の割合が最も高くなっています。また、健康状態では、「健康状態がよい」の割合が最も高くなっています。
社会活動の参加状況	地域活動への参加率では、女性の参加率が比較的低くなっています。特に、「スポーツ関係のグループやクラブ」「介護予防の通いの場（いきいき百歳体操、生きがいサロン）」の女性の参加率は、最も低くなっています。

◆稻村地区

家族、住まい、暮らしの経済状況	「息子・娘との二世帯」の割合が最も低い地区となっています。経済状況に関しては、「苦しい」の割合が3番目に高くなっています。
介護、健康の状況	全体平均とほぼ同じような状況となっています。
社会活動の参加状況	地域活動への参加率では、男性の参加率が比較的低くなっています。特に、「趣味関係のグループ」、「老人クラブ」の男性の参加率は最も低くなっています。

◆東那須野地区

家族、住まい、暮らしの経済状況	「息子・娘との二世帯」の割合が最も高い地区です。経済状況に関しては、「ふつう」の割合が最も高くなっています。
介護、健康の状況	健康状態では、「健康状態がよい」の割合が最も高くなっています。
社会活動の参加状況	地域活動への参加率では、男女とも参加率が比較的高くなっています。特に、男性においては「スポーツ関係のグループやクラブ」、「趣味関係のグループ」で最も参加率が高くなっています。

◆高林地区

家族、住まい、暮らしの経済状況	「夫婦二人暮らし」の割合が2番目に低く、「息子・娘との二世帯」の割合が2番目に高い地区です。経済状況に関しては、全体平均とほぼ同じような状況となっています。
介護、健康の状況	健康状態では、「健康状態が悪い」の割合が2番目に高くなっています。
社会活動の参加状況	地域活動への参加率では、女性の参加率が比較的高くなっています。一方、男性の参加率が比較的低くなっています。「ボランティアのグループ」や「スポーツ関係のグループやクラブ」では最も低くなっています。

◆鍋掛地区

家族、住まい、暮らしの経済状況	家族構成は全体平均とほぼ同じような状況です。経済状況に関しては、「苦しい」の割合が最も高くなっています。
介護、健康の状況	介護の状況において、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」の割合が最も高くなっています。また、「口腔機能の低下あり」、「認知機能の低下あり」の割合が最も高くなっています。さらに、知的能動性が他の地区と比較して低く、認知症対策が必要な地区ともいえます。
社会活動の参加状況	地域活動への参加率では、女性の参加率が比較的低くなっています。

◆西那須野東部地区

家族、住まい、暮らしの経済状況	「夫婦二人暮らし」の方の割合が2番目に高い地区となっています。経済状況に関しては、全体平均とほぼ同じような状況となっています。
介護、健康の状況	社会的役割の判定で「低い」との割合が最も高くなっています。また、「うつ傾向あり」の割合も最も高くなっています。
社会活動の参加状況	参加率は比較的高く、男性では「学習・教養サークル」、「老人クラブ」、「町内会・自治会」、女性では「スポーツ関係のグループやクラブ」、「趣味関係のグループ」、「学習・教養サークル」で参加率が最も高くなっています。

◆西那須野西部地区

家族、住まい、暮らしの経済状況	家族や経済状況に関して、全体平均とほぼ同じような状況となっています。
介護、健康の状況	全体平均とほぼ同じような状況となっています。
社会活動の参加状況	地域活動への参加率では、女性の参加率が比較的高くなっています。

◆塩原地区

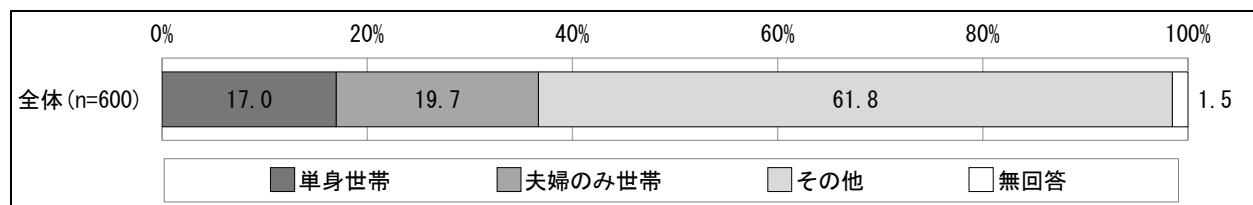
家族、住まい、暮らしの経済状況	「一人暮らし」の方の割合が2番目に高い地区です。経済状況に関しては、“苦しい”の割合が最も低く、“ゆとりがある”の割合が最も高くなっているという特徴があります。
介護、健康の状況	転倒のリスク判定で「転倒リスクあり」、「閉じこもり傾向あり」また、「咀嚼機能の低下の疑いあり」の割合が最も高くなっています。
社会活動の参加状況	男性において収入のある仕事の参加率が最も低くなっています。

2 在宅介護実態調査

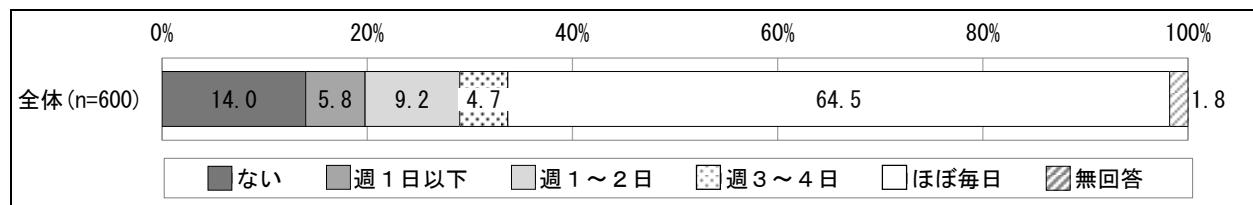
- ・対象者：在宅で生活している要支援・要介護認定*を受けている方のうち、「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をされた方（600人）
- ・調査方法：認定調査員による聞き取り調査及び郵送による調査
- ・調査期間：令和元（2019）年11月18日～令和2（2020）年3月13日
- ・調査目的：市内在住の要支援・要介護認定者を対象に、在宅介護*の状況や介護者の就労状況等を把握するために実施

（1）本人と主な介護者の属性

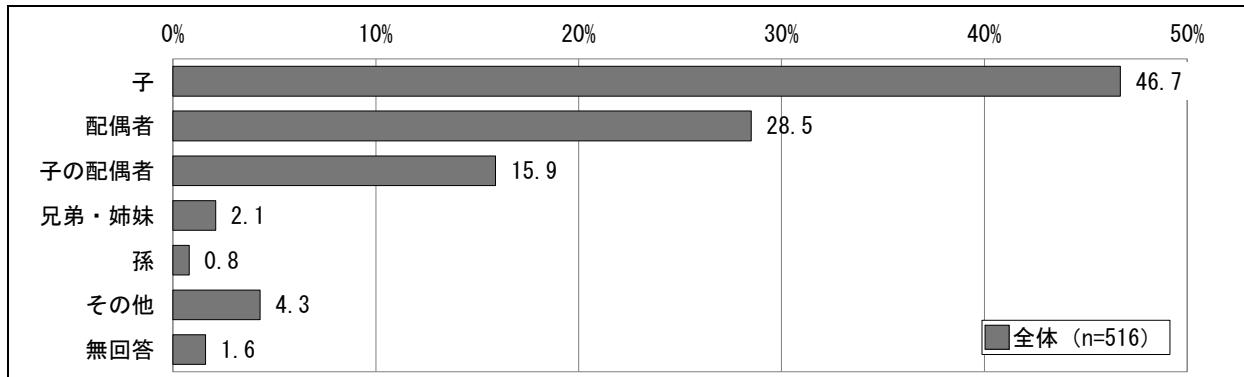
①世帯類型（単数回答）



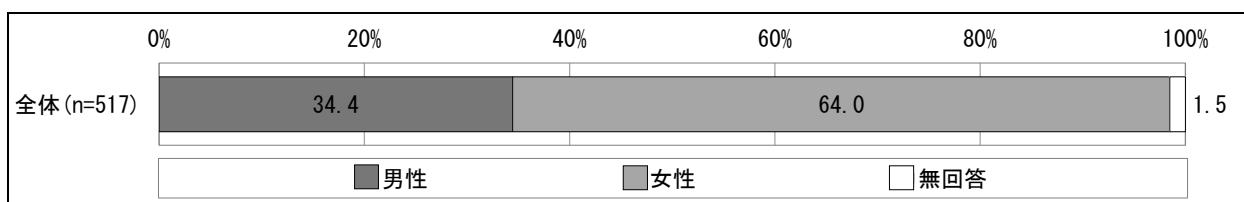
②家族等による介護の頻度（単数回答）



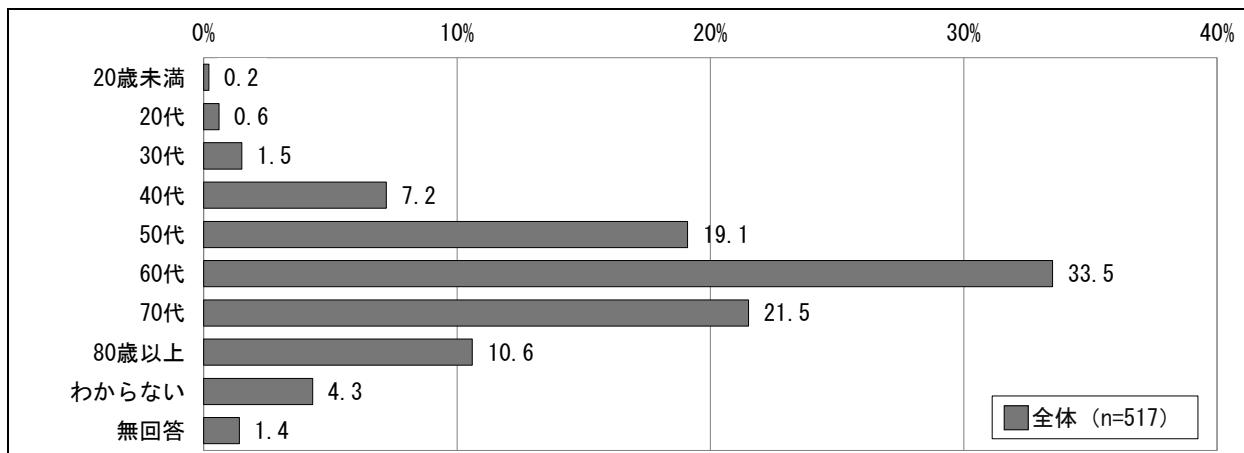
③主な介護者の本人との関係（単数回答）



④主な介護者の性別（単数回答）

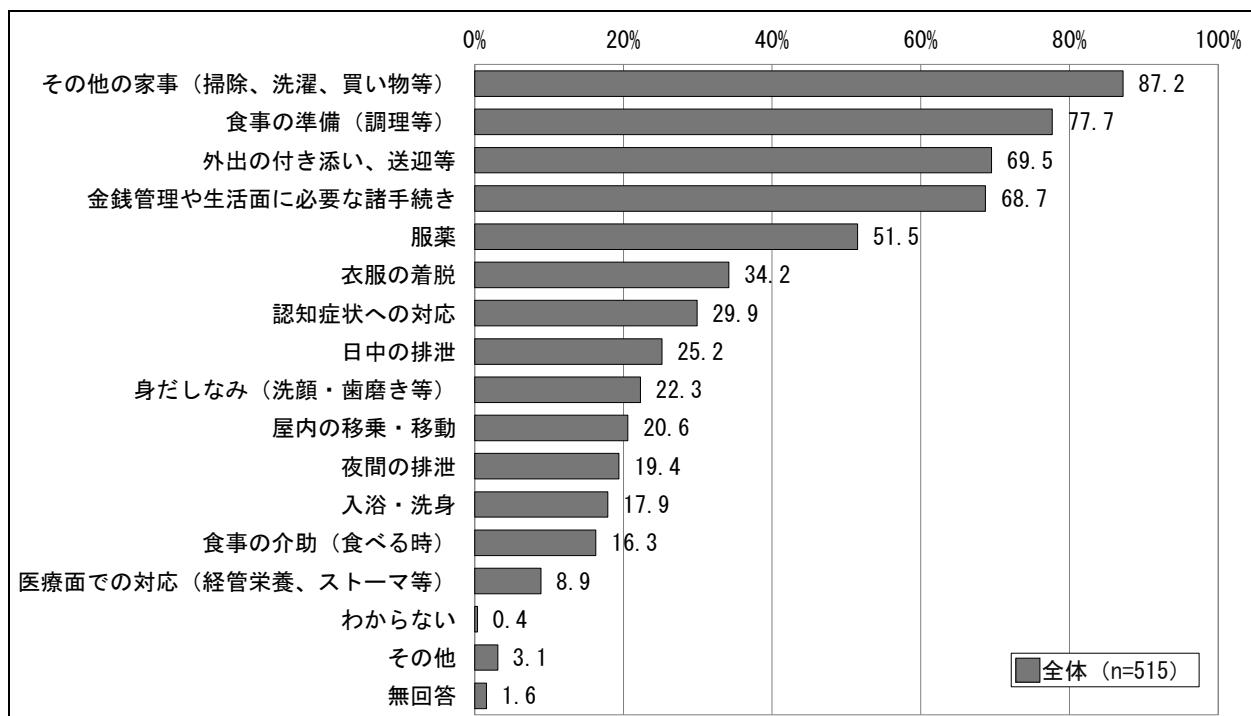


⑤主な介護者の年齢（単数回答）



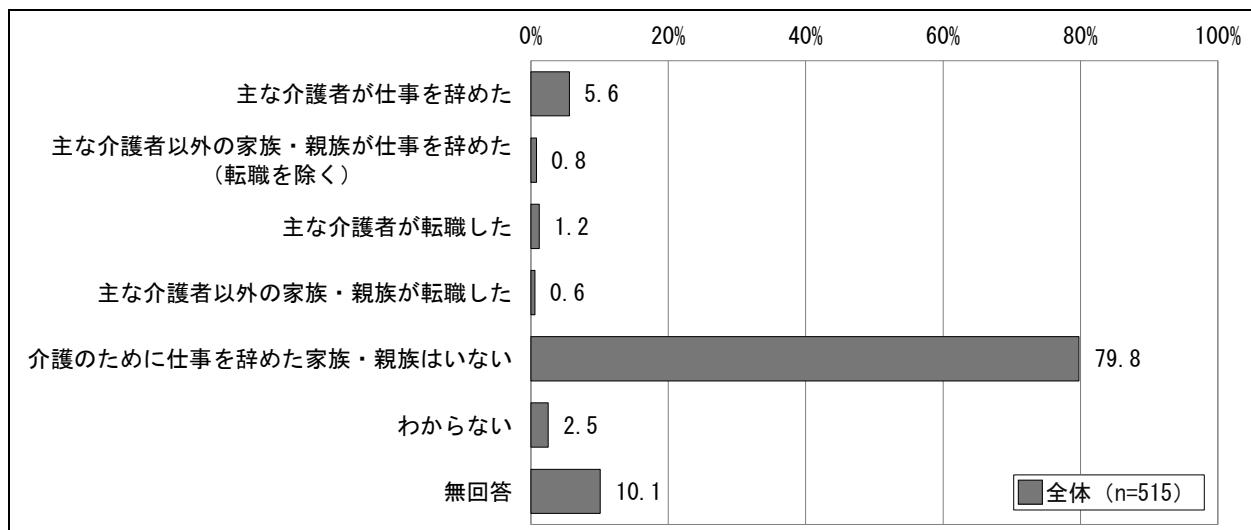
(2) 主な介護者が行っている介護

①主な介護者が行っている介護（複数回答）

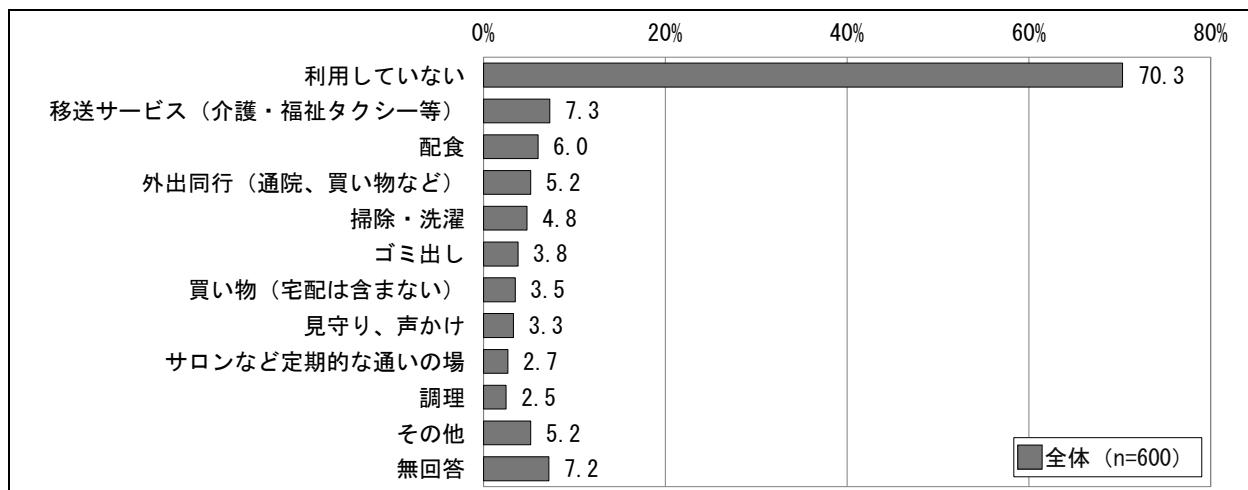


(3) 今後の在宅生活の継続における不安な介護

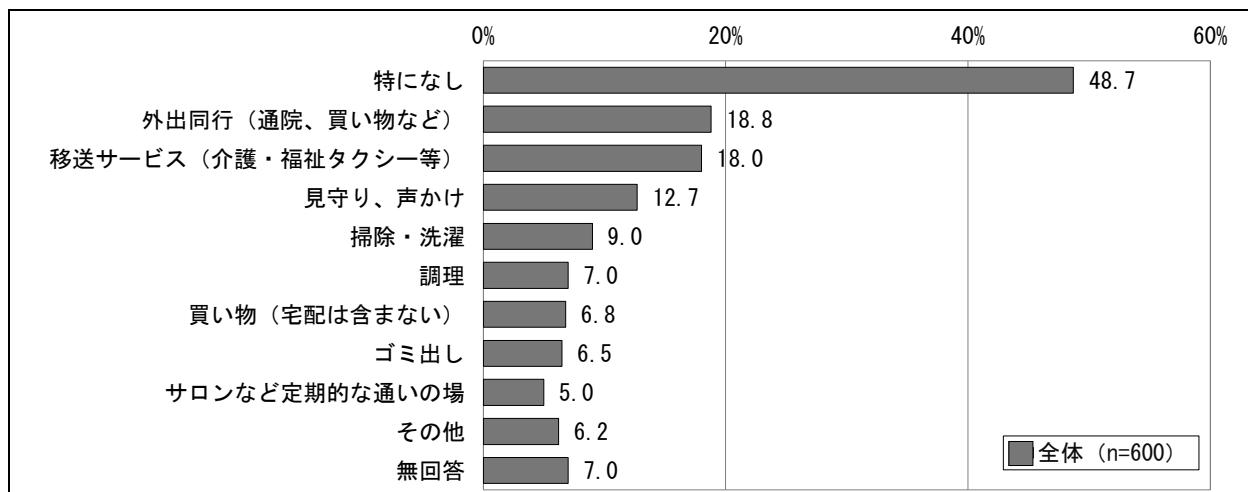
①介護のための離職の有無（複数回答）



②保険外の支援・サービスの利用状況（複数回答）

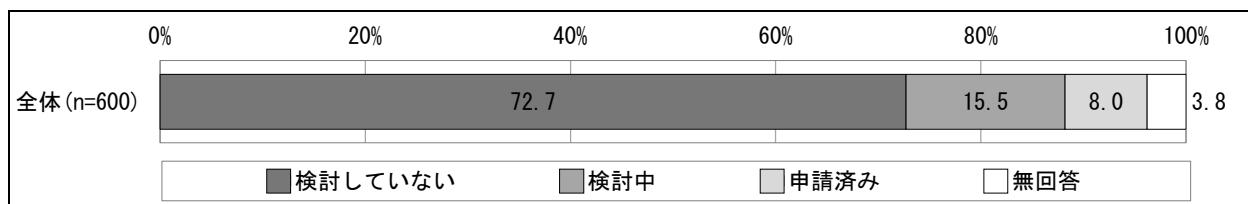


③在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス（複数回答）

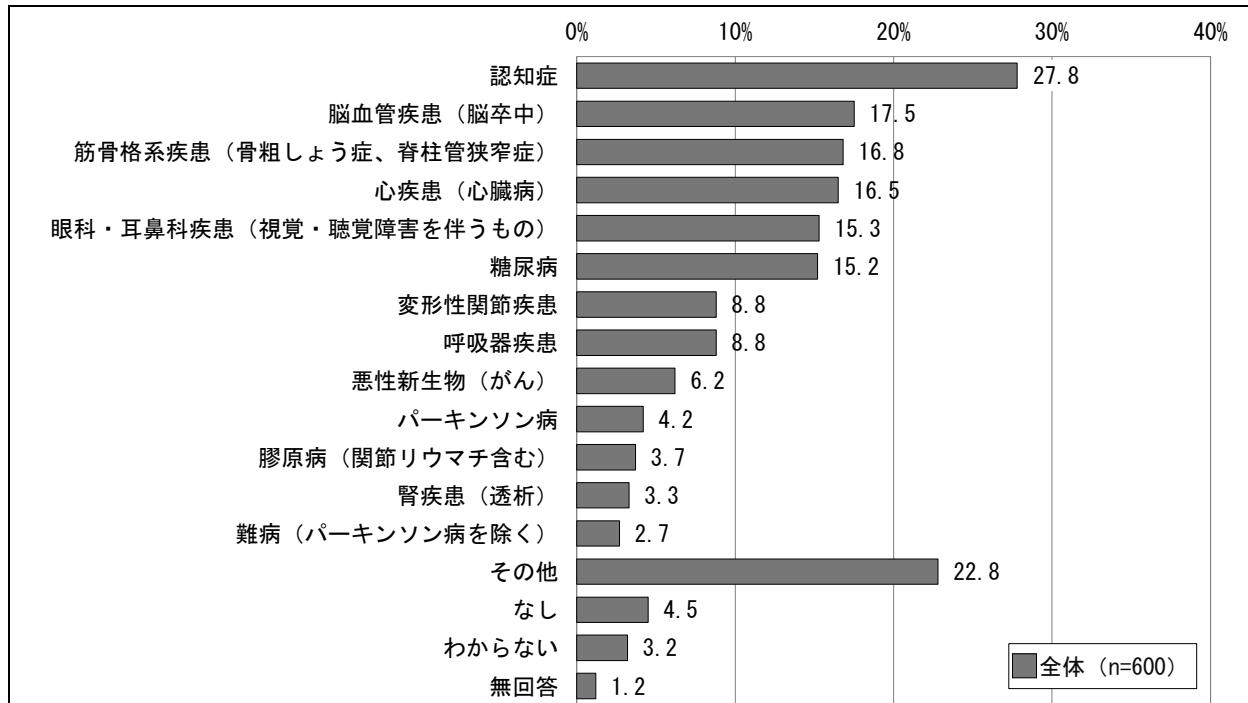


(4) 施設等検討の状況

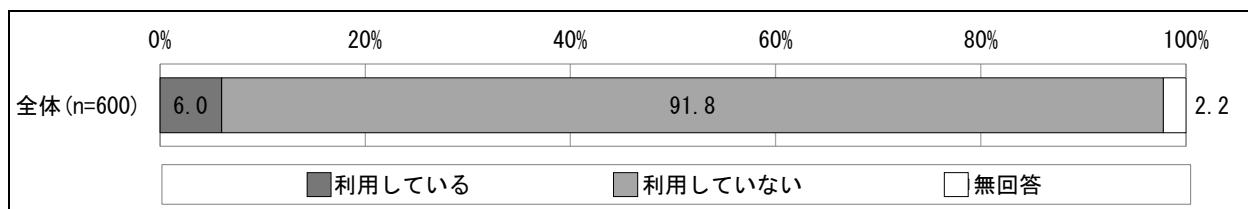
①施設等検討の状況（単数回答）



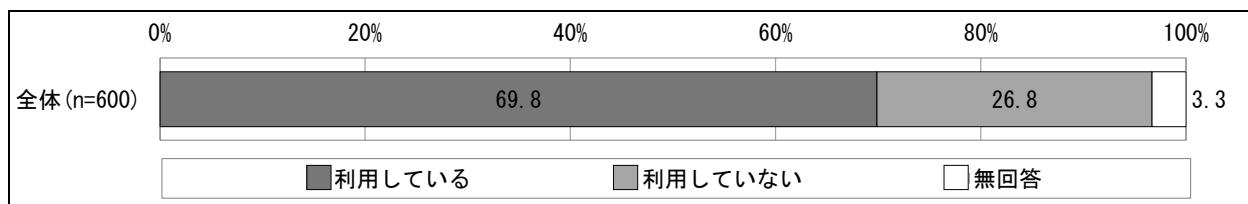
②本人が抱えている傷病（複数回答）



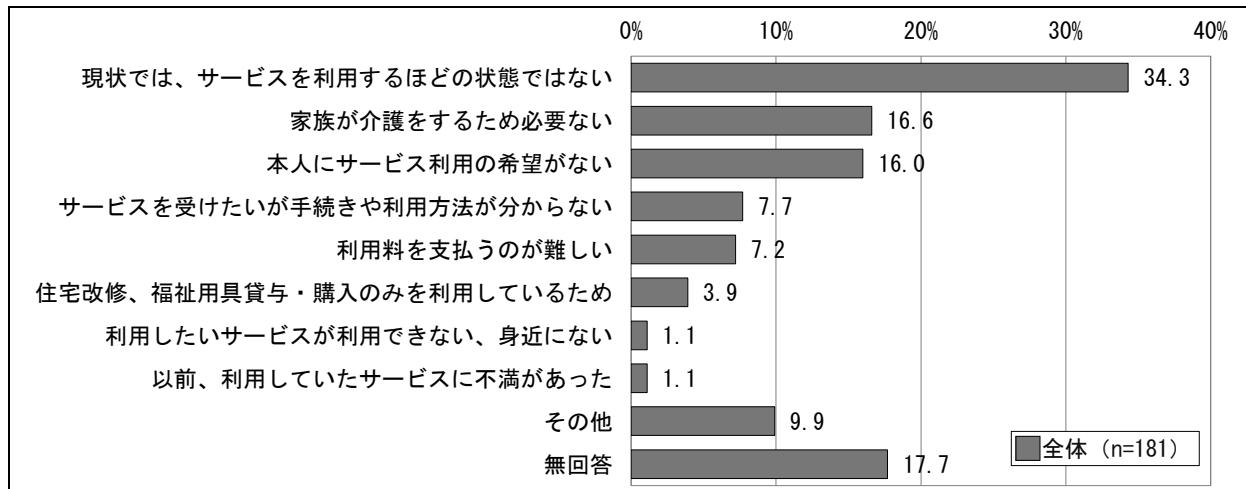
③訪問診療の利用の有無（単数回答）



④介護保険サービスの利用の有無（単数回答）

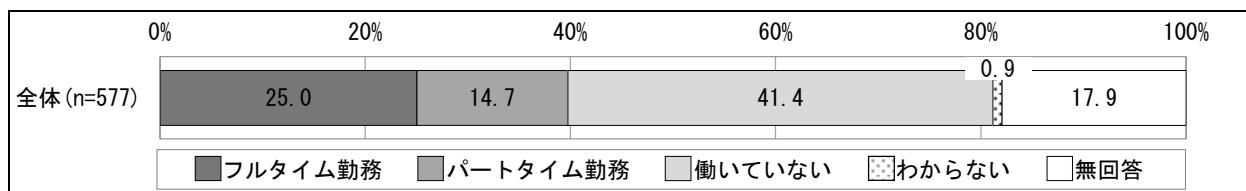


⑤介護保険サービス未利用の理由（複数回答）

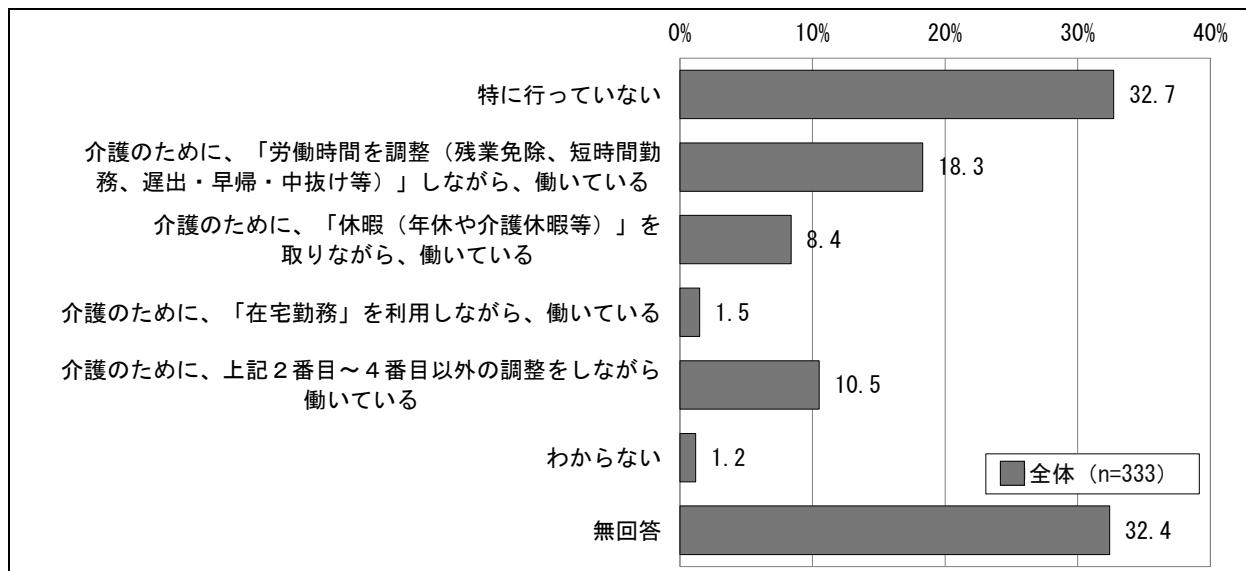


(5) 主な介護者の就労状況

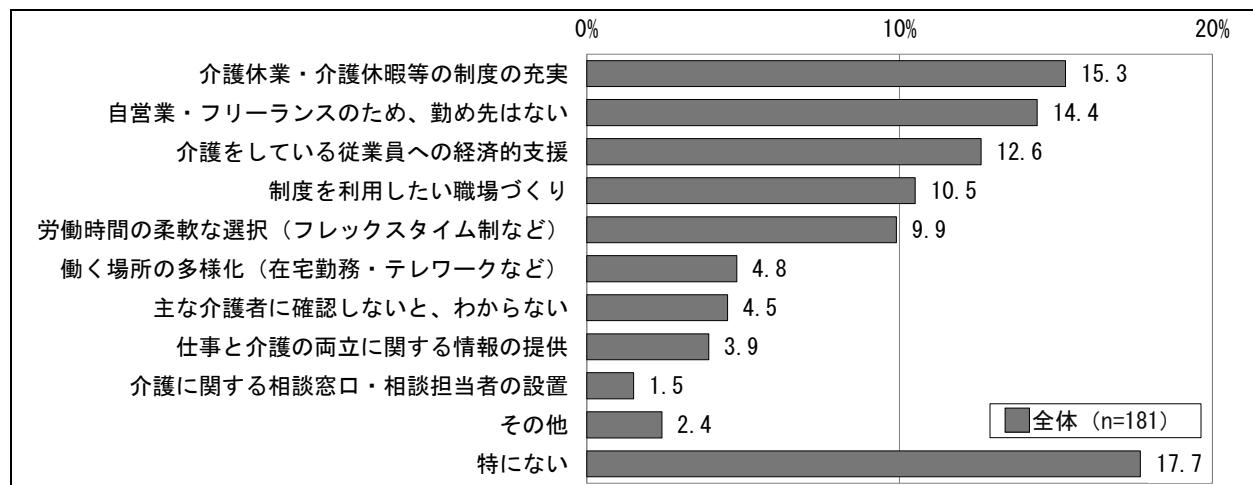
①主な介護者の勤務形態（単数回答）



②主な介護者の働き方の調整状況（複数回答）

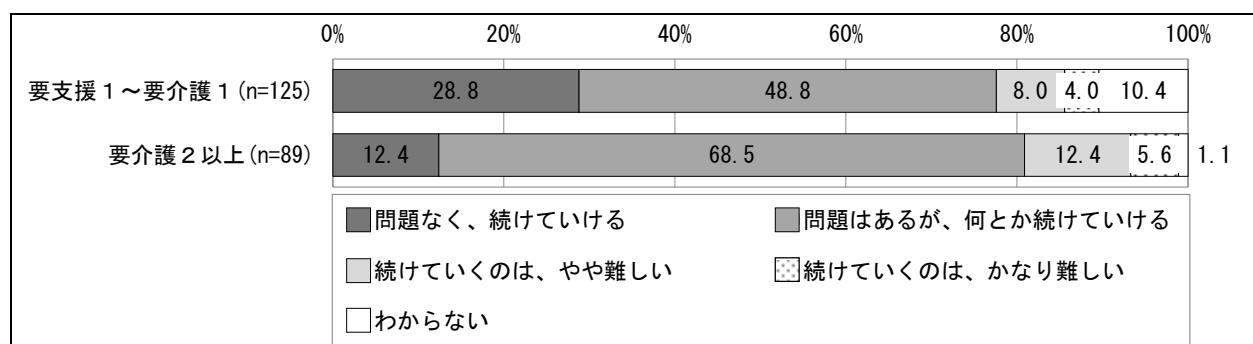


③就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援（複数回答）

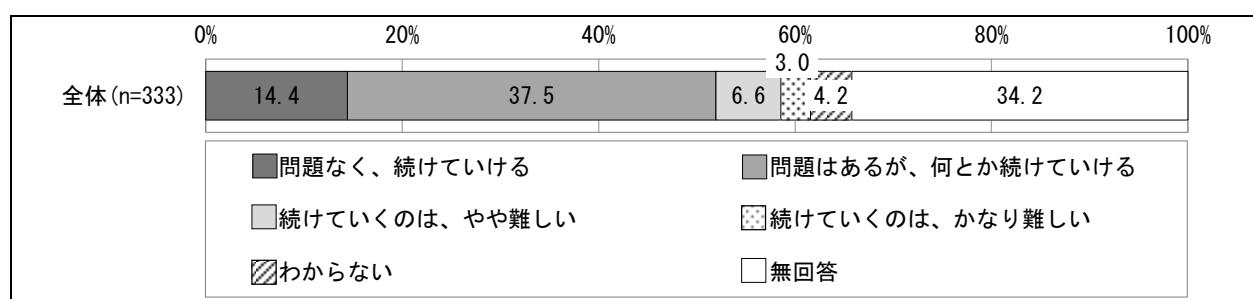


④主な介護者の就労継続の可否に係る意識

要介護度別・就労継続見込み（フルタイム勤務＋パートタイム勤務）

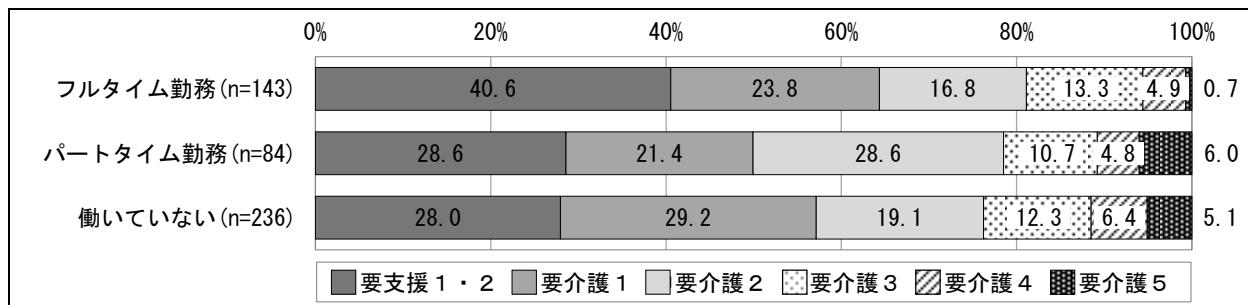


主な介護者の就労継続の否に係る意識（単数回答）

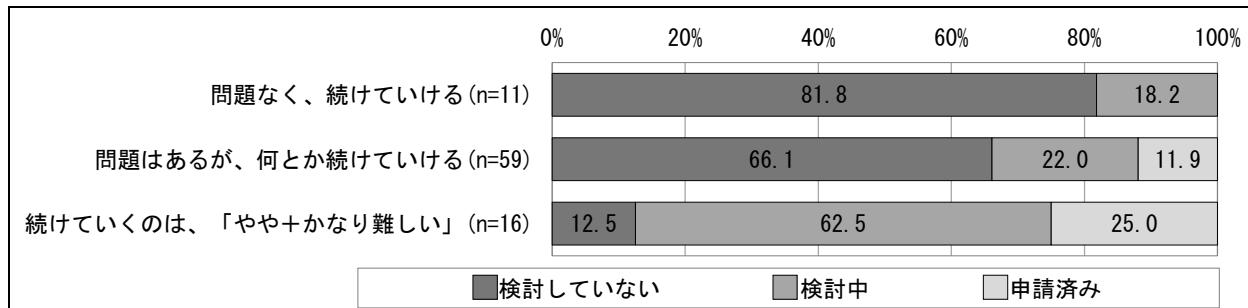


⑤介護者の就労状況と要介護度の関係

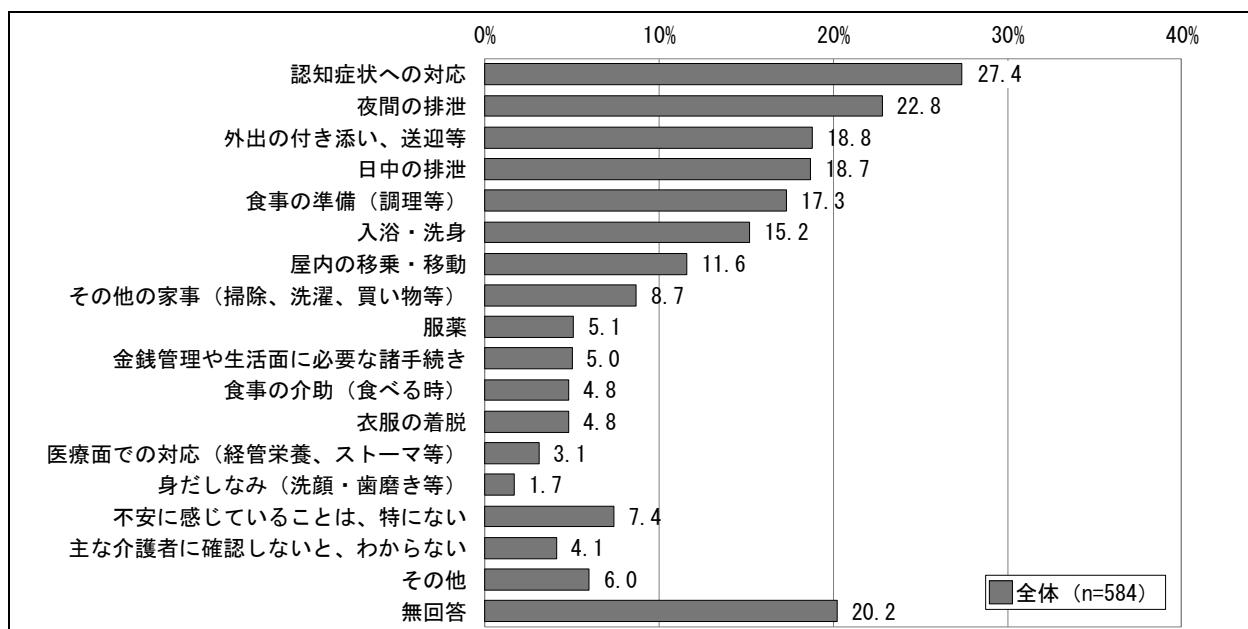
就労状況別・要介護度



⑥介護者の就労継続の難しさと施設入所等の検討状況の関係性

就労継続見込み別・施設等検討の状況
(要介護2以上、フルタイム勤務+パートタイム勤務)

⑦今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護（複数回答）



3 ケアマネジメントの実態に関するアンケート

- 対象者：市内のケアマネジャー*
- 調査方法：アンケート用紙を郵送により配布及び回収
- 調査期間：令和2（2020）年7月17日～7月31日
- 調査目的：市内のケアマネジャーを対象に、ケアマネジメント*の現況や医療機関との連携、充実が求められるべきサービスの状況等について、アンケートを実施

	配布数	回収数	回収率
ケアマネジャー	132票	112票	84.8%

（1）業務への負担感

◆ケアマネジメント業務について、負担感の大きい業務を選び記入してください

（複数回答可）

介護支援ケアマネジメント（30%以上回答があった項目）

順位		人数	割合
1	医療機関・主治医との連絡調整	43人	38.4%
2	サービス担当者会議の開催	37人	33.0%
3	インフォーマルなサービス導入のための事業所さがし	35人	31.3%
3	指導・監査等に対応するための諸準備	35人	31.3%

介護予防支援ケアマネジメント（30%以上回答があった項目）

順位		人数	割合
1	初回のケアプラン作成	41人	36.6%
2	サービス担当者会議の開催	39人	34.8%
2	インフォーマルなサービス導入のための事業所さがし	39人	34.8%
4	医療機関・主治医との連絡調整	36人	32.1%

介護支援ケアマネジメントで最も業務の負担を感じる事項は、「医療機関・主治医との連絡調整」の割合が最も多く38.4%、次いで「サービス担当者会議の開催」が33.0%でした。

介護予防支援*マネジメントで最も業務の負担を感じる事項は、「初回のケアプラン*作成」の割合が最も多く36.6%、次いで「インフォーマルなサービス導入のための事業所さがし」及び「サービス担当者会議の開催」で34.8%でした。

(2) 専門職と関係機関との連携状況

◆ケアマネジメント業務を行う上で、他の専門職や機関等との連携の状況についてあてはまる数字を選んでください

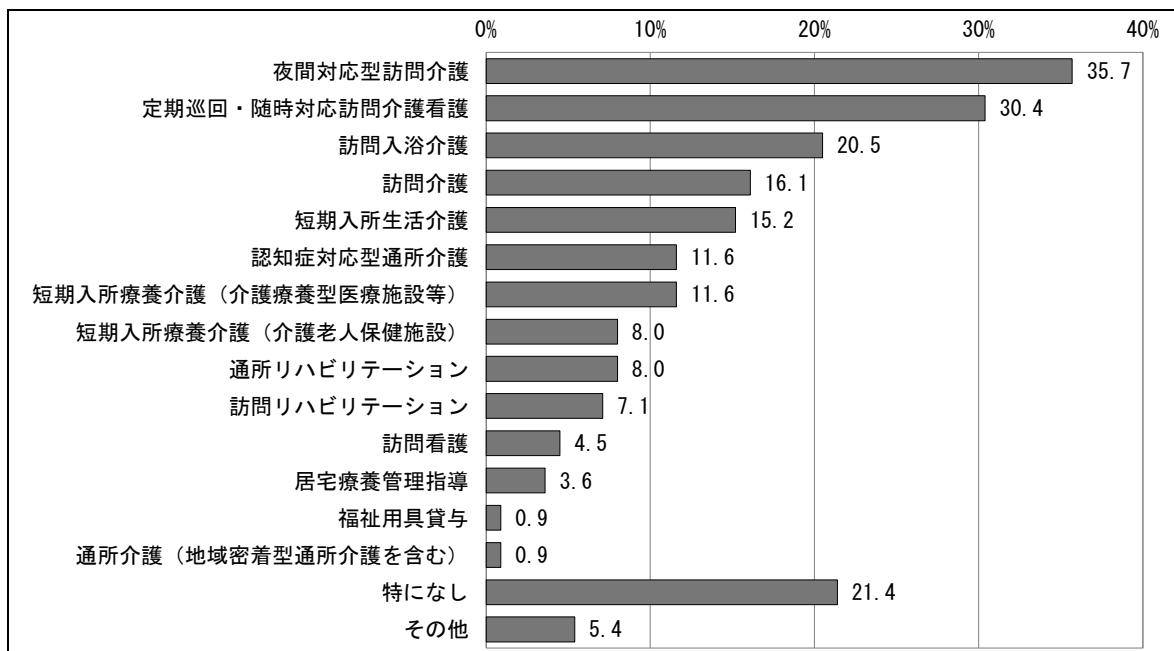
	十分である > 十分でない								無回答	
	4		3		2		1			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
医師	9	8.0%	40	35.7%	48	42.9%	13	11.6%	2	1.8%
歯科医師	2	1.8%	15	13.4%	33	29.5%	54	48.2%	8	7.1%
歯科衛生士	1	0.9%	10	8.9%	30	26.8%	62	55.4%	9	8.0%
薬剤師	3	2.7%	28	25.0%	41	36.6%	32	28.6%	8	7.1%
保健師、看護師	16	14.3%	46	41.1%	39	34.8%	6	5.4%	5	4.5%
リハビリテーション専門職	24	21.4%	57	50.9%	17	15.2%	9	8.0%	5	4.5%
管理栄養士、栄養士	5	4.5%	7	6.3%	40	35.7%	52	46.4%	8	7.1%
社会福祉士	12	10.7%	40	35.7%	35	31.3%	16	14.3%	9	8.0%
介護福祉士	21	18.8%	56	50.0%	21	18.8%	6	5.4%	8	7.1%
ホームヘルパー	22	19.6%	51	45.5%	15	13.4%	15	13.4%	9	8.0%
精神保健福祉士	4	3.6%	9	8.0%	39	34.8%	49	43.8%	11	9.8%
医療ソーシャルワーカー	26	23.2%	52	46.4%	20	17.9%	9	8.0%	5	4.5%

業務を行う上で連携がとれている他の専門職や機関等は、「医療ソーシャルワーカー」の割合が最も多く 23.2%、次いで「リハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)」21.4%、「ホームヘルパー」19.6%、「介護福祉士」18.8%でした。

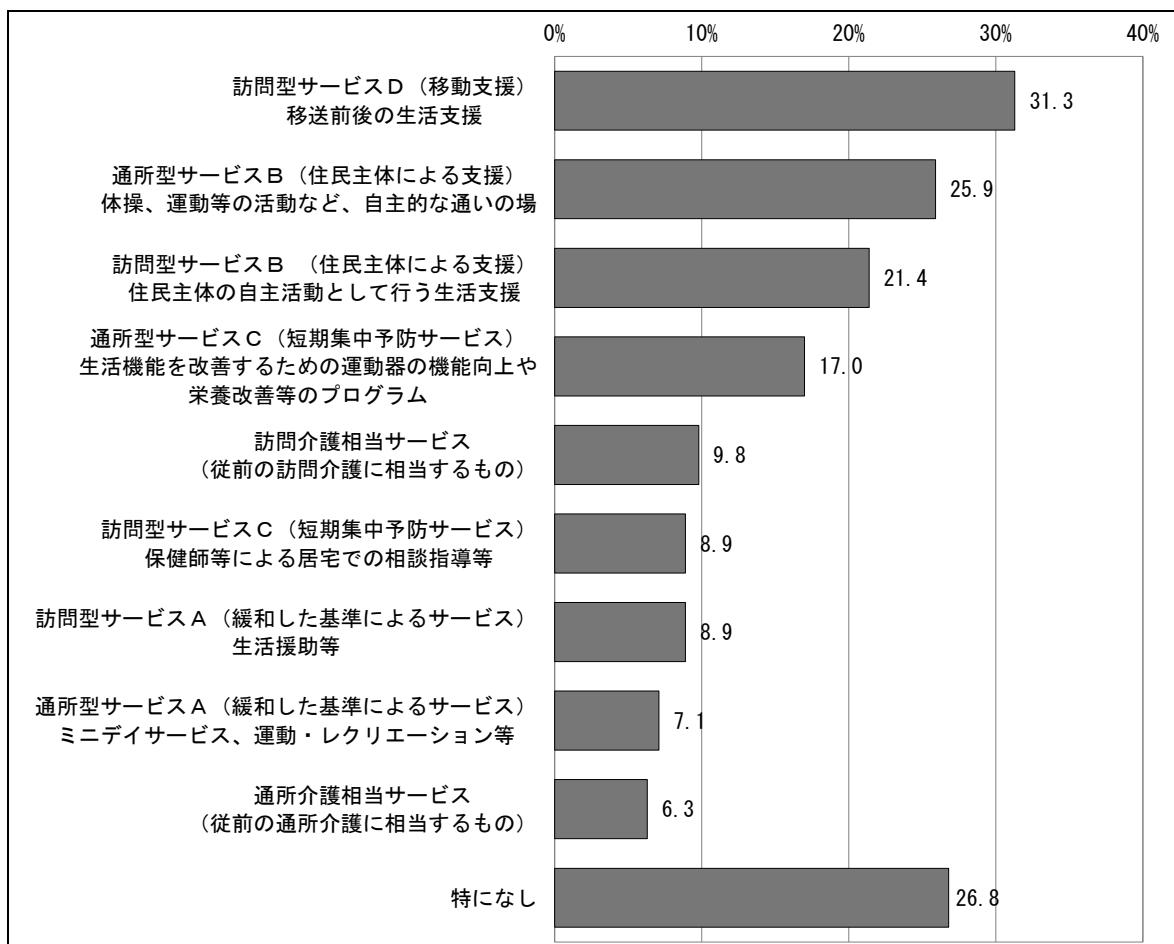
また、最も連携がとれていないのは、「歯科衛生士」の割合が最も多く 55.4%、次いで「歯科医師」が 48.2%、「管理栄養士、栄養士」が 46.4%でした。

(3) 地域に不足していると思われる介護保険サービスと総合事業サービス

◆地域に不足していると思われる介護保険サービス（複数回答可）



◆地域に不足していると思われる総合事業サービス（複数回答可）



地域に不足していると思われる介護保険サービスは、「夜間対応型訪問介護*」が35.7%、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が30.4%、また、「特になし」が21.4%でした。

地域に不足していると思われる総合事業サービスは、「訪問型サービスD（移動支援）移送前後の生活支援」の割合が最も多く31.3%、また、「特になし」が26.8%、「通所型サービスB（住民主体による支援）」が25.9%でした。

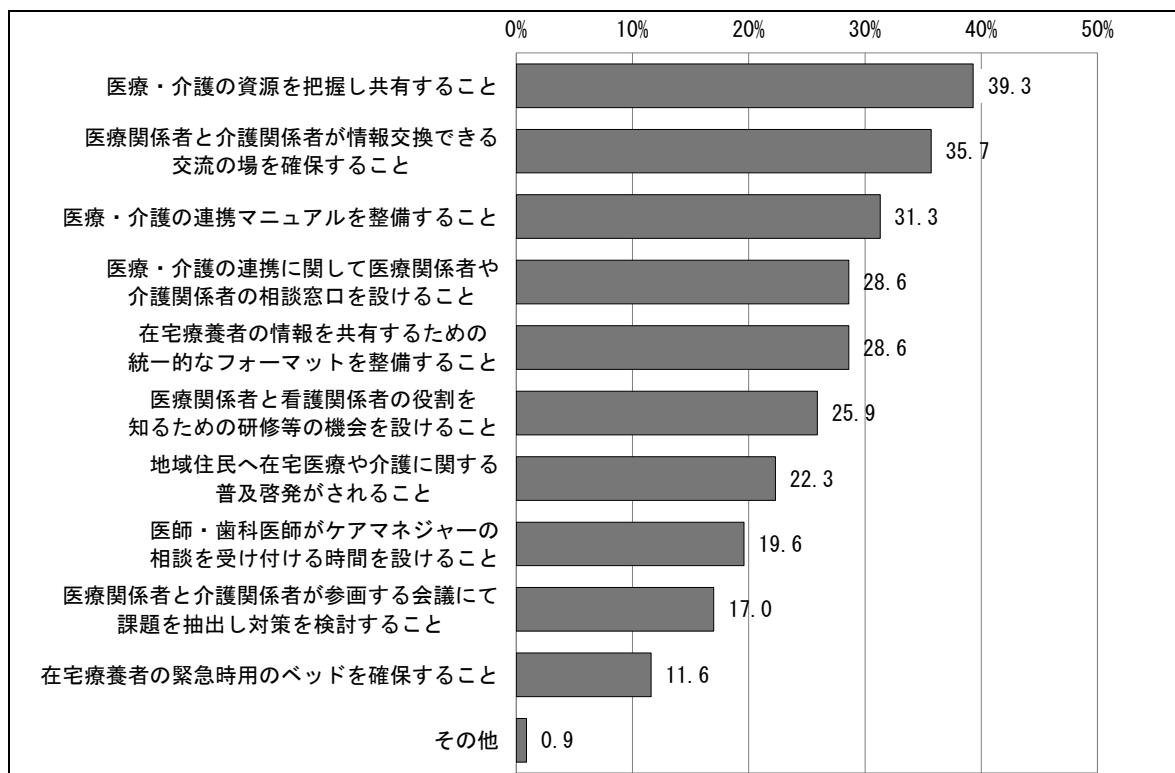
◆介護保険施設等への入所を希望

入所希望者	人数	割合
いる	84	75.0%
いない	24	21.4%
無回答	4	3.6%

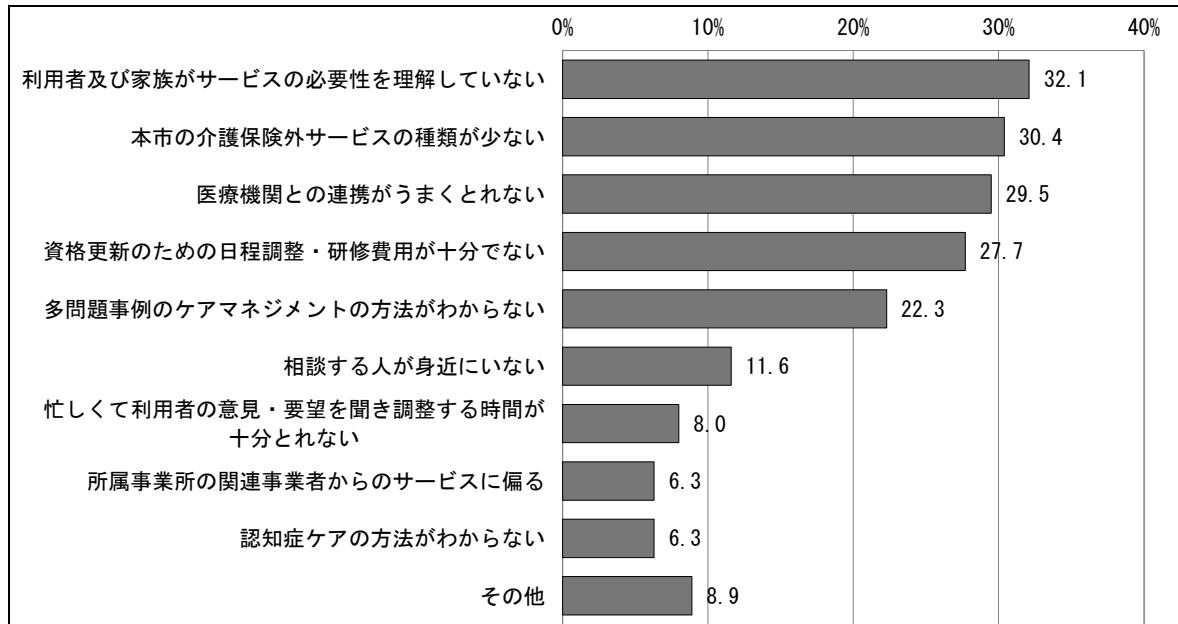
本人又は家族が介護保険施設*等への入所を希望している人がいるかについては、「いる」が75.0%、「いない」が21.4%でした。

(4) 医療と介護の連携

◆医療と介護の連携を図るためにどのようなことが必要ですか（複数回答可）

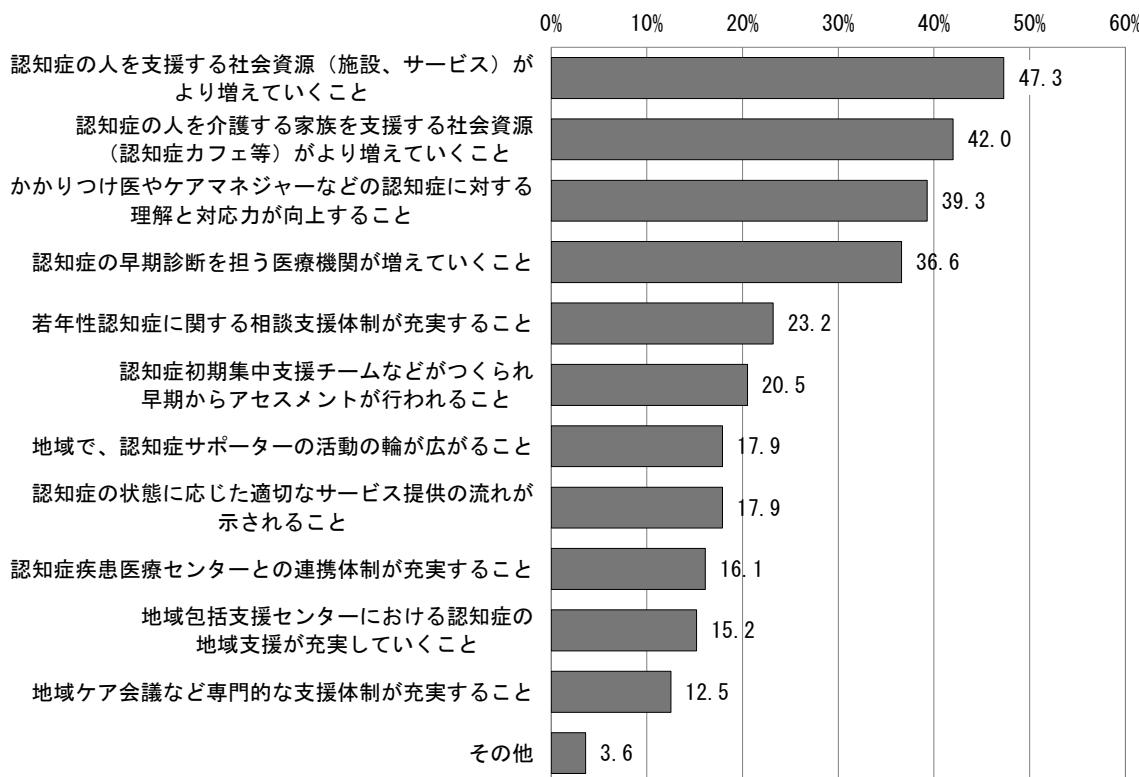


医療と介護の連携を図るために必要なことは、「医療・介護の資源を把握し共有すること」の割合が最も多く39.3%、次いで「医療関係者と介護関係者が情報交換できる交流の場を確保すること」が35.7%でした。

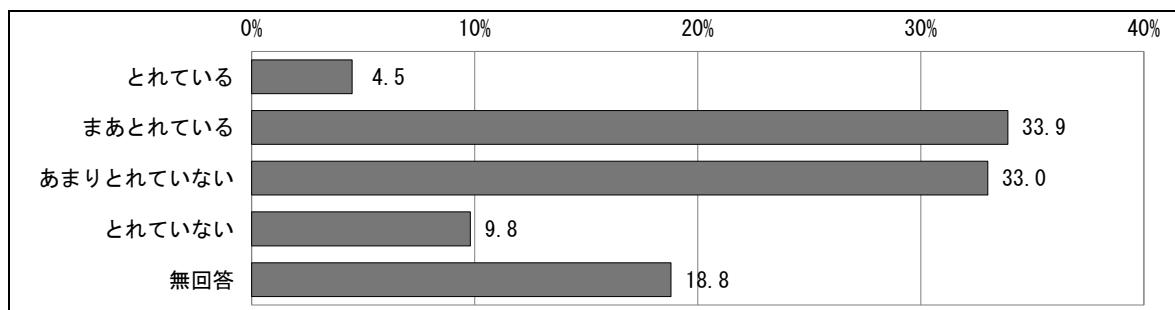
◆ケアマネジャー業務を行う上での課題（複数回答可）

業務を行う上での課題では、「利用者及び家族がサービスの必要性を理解していない」の割合が最も多く 32.1%、次いで「本市の介護保険外サービスの種類が少ない」が 30.4%でした。

(5) 認知症の人への対応

◆認知症の人への支援に当たり必要になること（3つまで）

認知症の人への支援に必要となると思うことについては、「認知症の人を支援する社会資源（施設、サービス）がより増えていくこと」の割合が最も多く47.3%、次いで「認知症の人を介護する家族を支援する社会資源（認知症カフェ等）がより増えていくこと」が42.0%でした。

◆認知症の利用者の支援における、かかりつけ医との連携

かかりつけ医との連携については、「とれている」と「まあとれている」を合わせた『とれている』の38.4%に対して、「あまりとれていない」と「とれていない」を合わせた『とれていない』は42.8%と、『とれていない』の方が多くなりました。

(6) 勤務環境について

◆過去1年以内の事業所あるいは事業所外の研修・技能講習等への参加状況

	回答数	割合
1. ある	91	81.3%
2. ない	16	14.3%
無回答	5	4.5%

◆研修・技能講習の種類（前の問で「1. ある」を回答した方のみ）

	回答数	割合
1. 事業所内	21	23.1%
2. 事業所外	63	69.2%

◆事業所あるいは事業所外の研修・技能講習等が十分確保されていると思いますか

	回答数	割合
1. はい	60	53.6%
2. いいえ	44	39.3%
無回答	8	7.1%

研修・技能講習等については、81.3%の方が直近一年間で参加しており、そのうち、69.2%が事業所外で受講しています。また、約半数の方が研修・技能講習等が十分確保されてるを感じています。

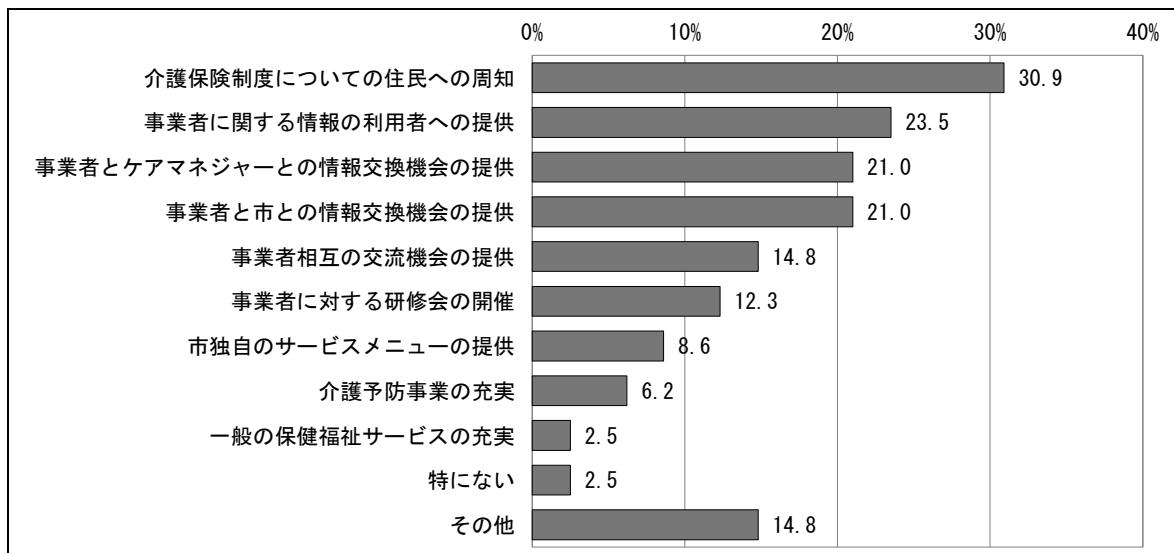
4 サービス提供事業者アンケート

- ・対象者：市内のサービス提供事業者
- ・調査方法：アンケート用紙を郵送により配布及び回収
- ・調査期間：令和2（2020）年7月7日～7月21日
- ・調査目的：市内のサービス提供事業者を対象に、介護保険制度の運営に対する取組や新たなサービス展開や求められるサービス等について、アンケートを実施

	配布数	回収数	回収率
市内のサービス提供事業者	81票	56票	69.1%

(1) 介護保険制度の円滑な運営のために必要なこと

(特に必要なことを3つまで)



介護保険制度の円滑な運営のために必要なことは、「介護保険制度についての住民への周知」の割合が最も多く30.9%、次いで「事業者に関する情報の利用者への提供」が23.5%、「事業者とケアマネジャー*との情報交換機会の提供」が21.0%、「事業者と市との情報交換機会の提供」が21.0%となりました。

(2) 今後の新規サービス展開

今後の新規サービスの展開	事業者数	割合
介護老人福祉施設	4	4.9%
短期入所生活介護	2	2.5%
看護小規模多機能型居宅介護	2	2.5%
認知症対応型共同生活介護	2	2.5%
地域密着型介護老人福祉施設	1	1.2%

今後の新規サービスの展開を計画しているものは、「介護老人福祉施設」の割合が最も多く4.9%でした。

(3) 地域に不足していると思われる介護保険サービス

不足しているサービス	事業者数	割合
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7	8.6%
訪問介護	7	8.6%
訪問入浴介護	5	6.2%
訪問看護	5	6.2%
訪問リハビリテーション	5	6.2%
介護老人福祉施設	5	6.2%

事業者が地域に不足していると思われる介護保険サービスは「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「訪問介護」が同率で8.6%でした。

(4) 介護人材の確保

①人材確保の状況

人材確保の状況	事業者数	割合
1 確保できている	3	5.3%
2 おおむね確保できている	27	48.2%
3 やや不足している	17	30.4%
4 不足している	9	16.1%

②人材が不足している理由として考えられるもの（①で3、4を回答した事業所を対象。特に多い理由から2つまで）

介護人材の不足理由	事業者数	割合
1 採用が困難である	24	57.1%
2 離職率が高い（定着率が低い）	9	21.4%
3 事業拡大によって必要人数が増大した	3	7.1%
4 その他（具体的な内容もご記入ください。）	6	14.3%
(具体的な内容)		
<ul style="list-style-type: none"> ・資格を取得していても、資格にあった仕事に就いていない ・従業員の高齢化で退職される前に採用しておきたい ・新型コロナ感染症の影響もあり採用説明会を開催することができない ・新規事業所が立ち上がるごとに応募がなくなり、余剰人員がいるため、急に職員が退職となつた時、派遣の人材もいなかったため 		

③採用が困難である原因と考えられるもの（①で3、4を回答した事業所を対象。特に多い原因について2つまで）

採用が困難な原因	事業者数	割合
1 同業他社との人材獲得競争が厳しい	16	41.0%
2 他産業に比べて労働条件等が良くない	14	35.9%
3 景気が良いため、介護業界へ人材が集まらない	5	12.8%
4 その他（具体的な内容もご記入ください。）	4	10.3%
(具体的な内容)		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所数は増加しているが、介護従事者の増加が追いついていない ・那須塩原市において、サービス事業所が過剰。現に人材不足の為入所できない特養あり ・資格保持者は、すでに別の事業所に勤務していることが多いため 		

介護人材の確保について、事業者の46.5%が『不足している』（「やや不足している」が30.4%、「不足している」が16.1%）と感じています。これは、「同業他社との人材獲得競争が厳しい」の41.0%等の理由により、職員の「採用が困難である」の57.1%であることが大きな要因の一つと考えられます。

5 アンケートから見える課題

課題	できる限り在宅で生活を続けることを可能にする（在宅限界を高める）支援
内容	<p>在宅で生活をしている要支援・要介護者は、72.7%が「施設等への入所・入居を検討していない」と回答し、さらに「一人暮らし」の83.5%が「施設等への入所・入居を検討していない」と回答しています。要介護認定*者を除く高齢者の家族構成では、「一人暮らし」及び「一人暮らし」になる可能性の高い「夫婦二人暮らし（配偶者65歳以上）」である世帯が52.3%と半数を占めており、今後「一人暮らし」の要支援・要介護者の増加が見込まれることから、在宅で生活を継続するための、より一層の支援やサービス提供が求められます。</p> <p>例えば、ケアマネジャー*は夜間対応型訪問介護*や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を通じて、家族の最大の不安の一つでもある夜間対応の充実を求めています。</p> <p>また、介護サービス事業者も定期巡回・随時対応型訪問介護看護や訪問介護、訪問入浴などを必要であると回答しており、在宅生活を継続するためのサービス展開や施策を求めています。</p>
根拠となる調査	<p>在宅介護実態調査（P45参照）</p> <p>介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（P21参照）</p> <p>ケアマネジメントの実態に関するアンケート（P52参照）</p> <p>サービス提供事業者アンケート（P58参照）</p>
施策への反映	<p>基本目標I－基本施策2 在宅生活の支援</p> <p>基本目標I－基本施策7 支え合う地域づくりの推進</p> <p>基本目標III－基本施策1 介護サービス事業量等の見込み</p>

課題	医療と介護の連携の更なる促進
内容	<p>医療依存度の高低に関わらず、多くの高齢者は医療が欠かせません。要介護認定者を除く高齢者においても、現在治療中、又は後遺症のある病気が「ない」と回答した高齢者は15.1%で、医療を必要とする高齢者は多くなっています。しかし、ケアマネジャーが業務を行う上での課題としては、「医療機関との連携がうまくとれない」の29.5%が上位に挙げられています。</p> <p>連携を図るため、「医療・介護の資源を把握し共有すること」が39.3%、「医療関係者と介護関係者が情報交換できる交流の場を確保すること」が35.7%といった取組が重要であるとの意見が多く、情報交換・情報共有、交流の場の確保が求められています。</p>
根拠となる調査	<p>介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（P31参照）</p> <p>ケアマネジメントの実態に関するアンケート（P53、54参照）</p>
施策への反映	基本目標I－基本施策5 医療と介護の連携

課題	認知症の人及び介護者への対応の充実
内容	<p>介護者が不安に感じる介護の上位には、要介護（要支援）度の高低に関わらず、「認知症状への対応」が位置しています。</p> <p>ケアマネジャーは認知症の人の支援に当たり、「認知症の人を支援する社会資源（施設、サービス）がより増えていくこと」、「介護者を支援する社会資源がより増えていくこと」を挙げており、更に「かかりつけ医やケアマネジャーなどの認知症に対する理解と対応力が向上すること」も必要としています。認知症の人やその介護者の不安を軽減するためにも認知症の人及び介護者を支援する社会資源（施設、サービス）の整備と認知症ケアの中核となる地域包括支援センター*を含めた、早期支援、相談体制の充実が必要と思われます。</p> <p>また、かかりつけ医との連携について、多くのケアマネジャーが「あまりとれていない」「とれていない」が42.8%と回答していることからも、医療と介護の連携の更なる促進が必要です。</p>
根拠となる調査	<p>在宅介護実態調査（P49 参照）</p> <p>ケアマネジメントの実態に関するアンケート（P55 参照）</p>
施策への反映	<p>基本目標I－基本施策5 医療と介護の連携</p> <p>基本目標I－基本施策6 認知症施策の推進</p>

課題	健康づくり・介護予防*の強化
内容	<p>運動器の機能低下が外出頻度の減少を生じさせ、閉じこもりの危険性を増大させています。体を動かすことを通じてフレイル（加齢に伴う虚弱）予防に注力することが必要です。</p> <p>生活機能の面では、女性は男性に比べ外出行動、食品・日用品の買物の低下が見られます。一方、男性は女性に比べコミュニティ、食事の用意の低下や請求書の支払や預貯金の出し入れなどの金銭管理行動の低下が見られます。</p> <p>これらの日常生活で「できない」「いない」と回答の多い生活支援サービス候補者の分析を生かした生活機能の低下防止や維持向上が必要です。</p> <p>ケアマネジャーは、総合事業サービスでは訪問型サービスD（移動支援）や通所型サービスB（住民主体による支援）の整備による、要支援者及び事業対象者*への通院等乗降介助などの生活支援を求めています。</p> <p>また、高齢者全体で「口腔機能の低下あり」が27.0%見られます。男女ともに加齢による口腔機能の低下も懸念材料になっているため、施設・在宅とともに口腔ケアの周知啓発の拡大が必要です。</p>
根拠となる調査	<p>介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（P34～37 参照）</p> <p>ケアマネジメントの実態に関するアンケート（P52 参照）</p>
施策への反映	基本目標I－基本施策1 健康づくり・介護予防の推進

課題	介護者支援
内容	<p>介護者が不安に感じる介護項目では、「認知症状への対応」や「夜間の排泄」が上位を占めています。就労している介護者に比べ就労していない介護者の割合は、「要介護度3」以上で高い傾向が見られました。</p> <p>就労を「続けていくのはやや難しい・かなり難しい」としている介護者においては、施設等入所の検討中の割合が高くなる傾向にありますが、一方で検討していない人の割合も「要介護度2」以上で12.5%見られました。介護者の就労継続見込が厳しくなった場合でも、施設に利用せず、在宅支援を求める層もあります。就労継続が「難しい・かなり難しい」介護者においては、適切なサービスを利用するための体制整備を強化する必要があります。</p> <p>また、ケアマネジャー*が業務を行う上での課題として「利用者及び家族がサービスの必要性を理解していない」が32.1%と上位に挙げていることや、サービス事業所が「介護保険制度についての住民への周知」が30.9%、「事業者に関する情報の利用者への提供」が23.5%を必要としていることから、介護保険制度やサービス内容の介護者への周知が不十分であると考えられるため、必要なサービスの詳細な把握と情報発信を行い、適切な介護サービスの利用推進を図っていくことが重要と考えられます。</p>
根拠となる調査	<p>在宅介護実態調査（P49 参照）</p> <p>ケアマネジメントの実態に関するアンケート（P54 参照）</p> <p>サービス提供事業者アンケート（P57 参照）</p>
施策への反映	<p>基本目標I－基本施策2 在宅生活の支援</p> <p>基本目標I－基本施策7 支え合う地域づくりの推進</p>

課題	地域づくりと社会参加
内容	<p>家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手について、「そのような人はいない」が 37.9%で最も高くなっています。具体的な相談相手は、「医師・歯科医師・看護師」が 23.3%と最も高く、「地域包括支援センター*・役所」が 14.6%、「社会福祉協議会・民生委員」が 11.3%、「ケアマネジャー」が 10.9%と続いています。一人暮らしの増加も勘案し、孤立の防止を図ることが必要です。</p> <p>「あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人」と「あなたが心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人」では、「配偶者（夫・妻）」を除くと、いずれも「友人」の割合が4割超と高くなっています。</p> <p>「看病や世話をしてくれる人」と「看病や世話をしてあげる人」では、「近隣」や「友人」の割合が1割以下と低くなっています。</p> <p>「地域での活動について」は「参加してもよい」が最も高く、「是非参加したい」と「参加してもよい」を合計すると 50.8%になります。一方で、地域での活動の「企画・運営」については、若い年代ほど意欲が高い傾向にあります。この意識を更に向上させるために、積極的・主体的なリーダー育成の取組を進める必要があります。</p> <p>地域活動の参加状況について、地域差・男女差が出ています。この背景には高齢者のニーズの多様化が考えられます。様々な活動の場を提供するために、地域の居場所や介護予防*のための通いの場のほか、就労やボランティア等の情報を広く周知し、高齢者の社会参加の促進を図る必要があります。</p> <p>収入のある仕事に参加していない方に、就労意欲について調査したところ、「はい（就労意欲あり）」が 17.0%となっており、いずれの年代でも男性の就労意欲が高くなっています。</p>
根拠となる調査	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（P25～29 参照）
施策への反映	基本目標Ⅱ－基本施策1 居場所づくり・社会参加の促進

課題	介護人材確保及び育成
内容	<p>介護従事者の確保について、約半数が「不足している」「やや不足している」と回答しています。その理由として「採用が困難である」が多く占め、要因として「同業他社との人材獲得競争が厳しい」を挙げている事業所が多数ありました。</p> <p>また人材育成のために、どのような方策をとっているのかで、「教育・研修について年間計画をたてている」「自治体や業界団体が主催する研修に参加させるようにしている」が多数であり、事業所内外問わず各種研修を活用しているのが分かります。</p> <p>次に、研修の機会が十分確保されていると思うかの質問に、39.3%が「いいえ」と回答しています。研修の機会の確保や人材育成が急務です。</p> <p>研修の機会の確保や人材育成の観点から、事業所が研修に参加しやすい日程や内容を設定できる組織の設置が必要となります。</p>
根拠となる調査	<p>サービス提供事業者アンケート（P58、59 参照）</p> <p>ケアマネジメントの実態に関するアンケート（P56 参照）</p>
施策への反映	基本目標 I – 基本施策 4 介護サービスの質の向上



介護に関する入門的研修の様子

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念と基本目標

第2節 基本的な進め方

第3節 施策の体系

第3章

第8期計画は、地域包括ケアの構築というこれまでのテーマを継承発展させるものです。「高齢者が住み慣れた地域で 健やかに いきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向けて、社会参加や健康づくりを通じて高齢者が生きがいを持てる環境の整備をより具体的に推進することが求められます。

本章では、その大前提となる基本理念と目標、それを推進する施策の体系について定めます。

第1節 基本理念と基本目標

1 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で 健やかに いきいきと暮らせるまちづくり

- 介護保険制度は、高齢化の進展、社会や住民意識の変化を受けて、順次見直しが行われてきましたが、「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、地域包括ケアシステムの構築を実現することが最大のテーマとなっています。
- 本市においても、第5期計画から「高齢者が住み慣れた地域で 健やかに いきいきと暮らせるまちづくり」の実現を基本理念として掲げ、市民や関係団体等との協働により、高齢者福祉施策の推進を図っています。
- 本計画では、これまでの基本理念を踏襲しつつ、今後は包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会*の実現を目指します。

2 基本目標

第7期計画の評価・検証を踏まえて、本計画の基本理念に掲げる「高齢者が住み慣れた地域で 健やかに いきいきと暮らせるまちづくり」を具体的に実現するために、次に掲げる3つの基本目標のもとで、施策の推進に取り組みます。

『基本目標Ⅰ 住み慣れた地域での暮らしの実現』

- 健康づくり・介護予防*の取組に多くの住民に参加していただき、元気にいきいきといつまでも健やかに暮らせる環境づくりを整備します。
- 「要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続け、いつまでも自分らしく生きたい」と望む方が、地域住民の支え合いや医療、介護など必要なサービスを受けながら、これまでの生活支援が切れ目なく提供される仕組みづくりに取り組みます。
- 認知症の人が認知症とともにによりよく生きていくことができるような環境を整備していきます。
- 在宅での生活を望む人が、在宅で自立した生活を続けられるように、地域ぐるみで支える「地域包括ケアシステム」を推進していきます。地域包括支援センター*を中心に在宅介護*サービスの提供体制を確保するとともに、保健や福祉サービスによる予防や生活支援の充実を図ります。

『基本目標Ⅱ 高齢者の社会参加の促進』

- 高齢者の多様性や自発性を尊重する高齢社会の実現に向けて高齢者自らが社会的役割を見出し、社会の一員として貢献し、自己実現に結び付く活動の支援ができるよう社会参加の促進を図ります。
- 高齢者が、豊かな経験と知識を生かして社会活動に参加し、明るく活力に満ちた社会を実現することで、高齢者に対する新しいイメージの形成に取り組みます。

『基本目標Ⅲ 介護サービス等の適正な運営』

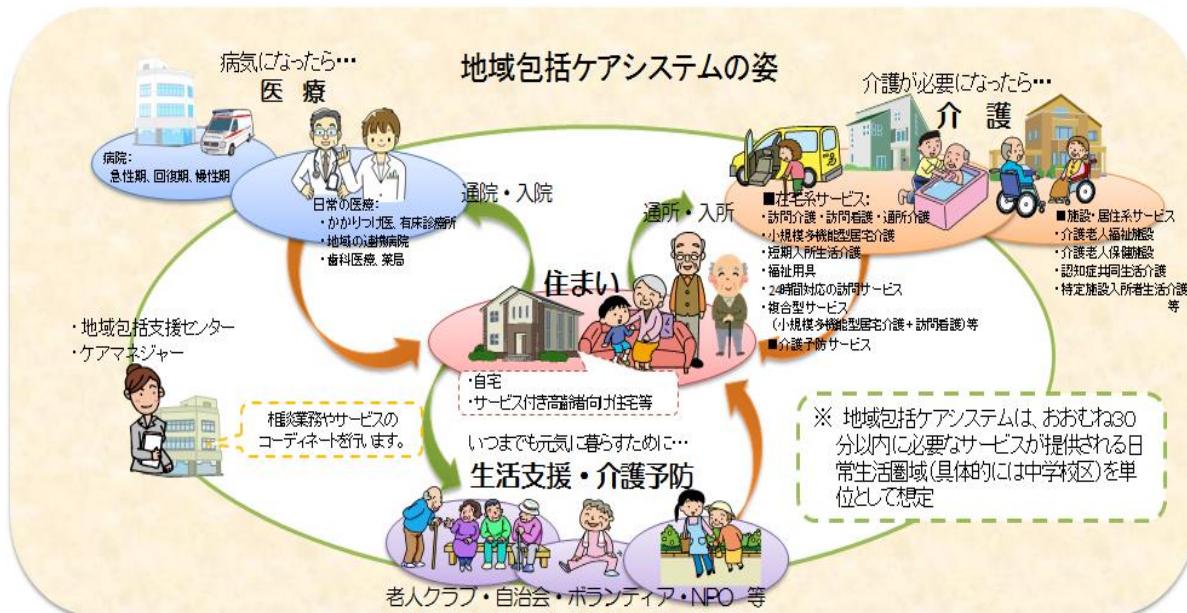
- 予防を含めた介護及び生活支援を必要とする住民に向け、更なるサービス提供基盤の充実を図っていきます。
- 介護サービス種類ごとの推計等をもとに、第8期計画における保険料など、介護保険の円滑な実施を図るために必要な事項を定めます。
- 介護保険制度の持続可能性の確保に向けて、介護保険サービスの適正利用を図ります。

第2節 基本的な進め方

1 地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括ケアシステムとは

○「地域包括ケアシステム」とは、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。



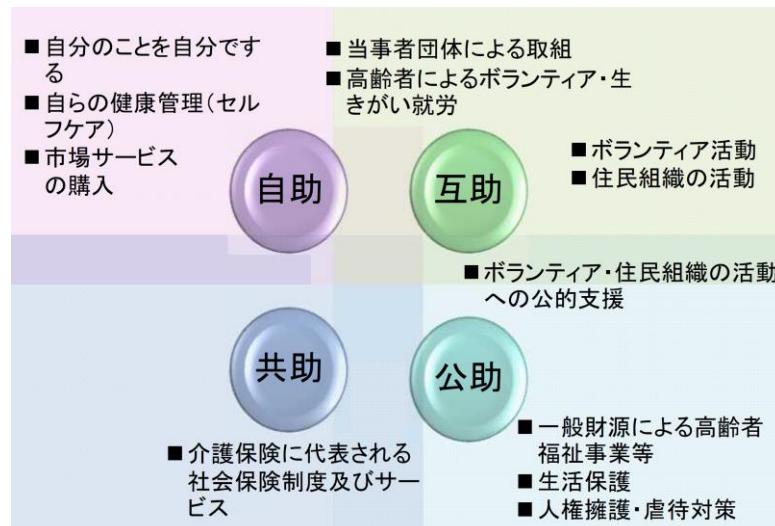
資料：厚生労働省

(2) 本市における地域包括ケアシステムの推進に向けて

○令和7(2025)年が近づく中、更にその先を見据えて、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年へ向け、本市の特性に合わせた介護サービス基盤の整備、高齢者介護を支える人的基盤の確保に取り組みます。

- ・高齢者自身による積極的な社会参加「自助」や地域の高齢者による支え合いの活動「互助」の潜在力を生かしたまちづくりを進めます。
- ・「共助」と「公助」によるサービスが受けられ、更に「自助」と「互助」の部分を充実させることで、個人や地域のニーズに合ったきめ細かいケアやサービスを必要に応じて利用しながら、高齢者が安心して在宅で生活できる地域を育てていきます。
- ・高齢者をはじめ地域住民が支える側として参加できる環境を整備し、地域の居場所での介護予防の取組を進めます。
- ・那須郡市医師会をはじめ医療と介護の関係者と協働して、在宅医療の実施に係る体制を整備し、在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みを構築します。

- ・認知症の人の尊厳が保持され、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域住民をはじめ行政や医療機関、介護サービス事業所、その他関係機関が連携し、認知症に関する知識や理解、普及啓発、予防、医療・ケア、介護サービス・介護者への支援に関する取組を推進します。



資料：地域包括ケア研究会

- 関係機関と連携をとりながら進めます。

- ・地域包括支援センター*

地域包括ケアシステムを有効に機能させるために、3職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員*）のチームアプローチにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置しています。

事業所名	日常生活圏域
地域包括支援センター寿山荘	黒磯地区・厚崎地区の一部
地域包括支援センター秋桜の家	東那須野地区
地域包括支援センターあぐり	とようら地区・厚崎地区の一部
稻村いたむろ地域包括支援センター	稻村地区・高林地区
地域包括支援センターさちの森	鍋掛地区
地域包括支援センターとちのみ	西那須野東部地区
西那須野西部地域包括支援センター	西那須野西部地区
しおばら地域包括支援センター	塩原地区

- ・社会福祉協議会

行政や福祉関係の施設、機関、団体等と協力して、地域福祉活動やボランティア活動の支援をしている公共性のある民間団体です。地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

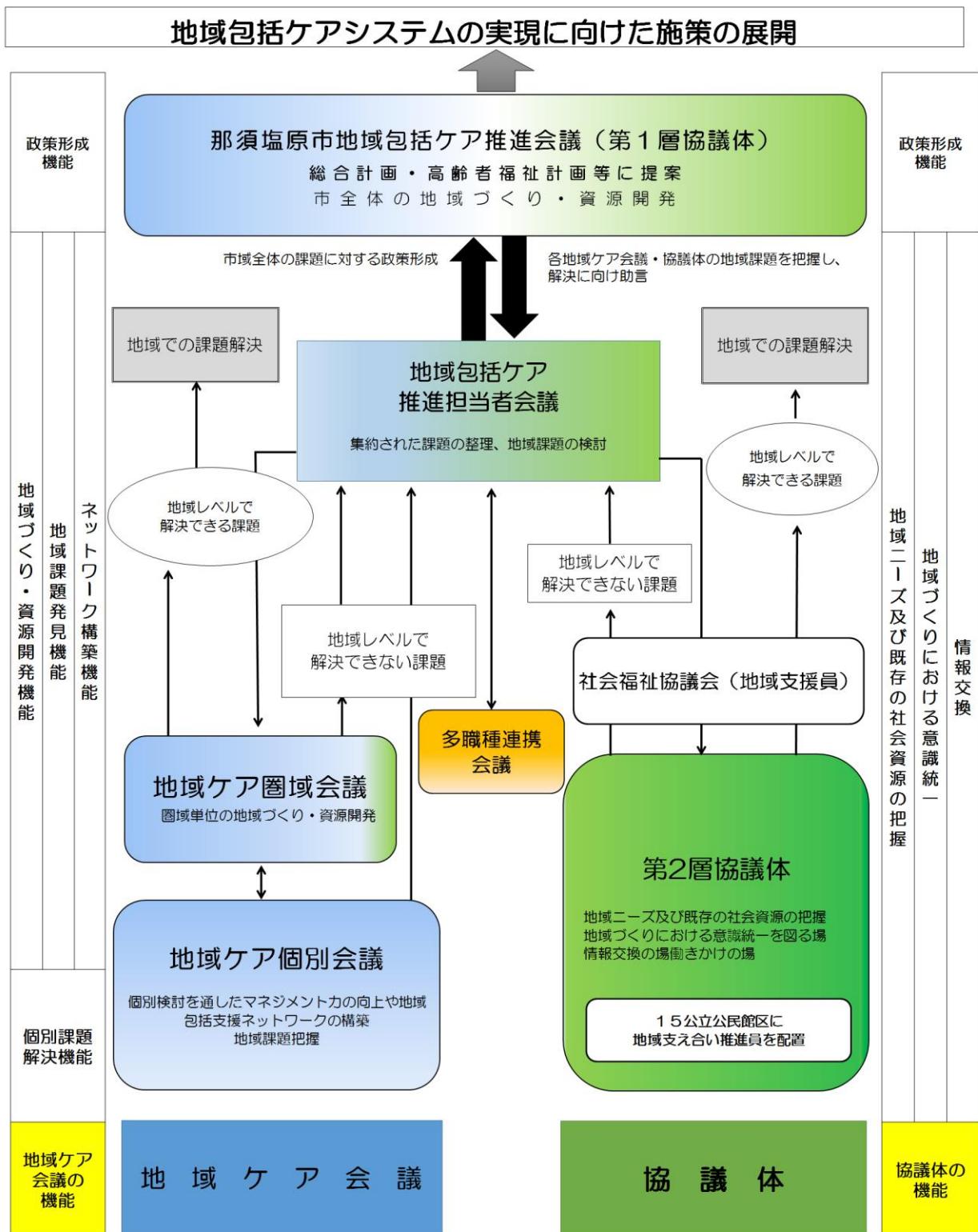
- ・その他

地域住民団体や関係機関等と、適宜必要な連携をとりながら進めます。

(3) 地域包括ケアシステムの推進に向けた支援体制

市では、関係機関と連携しながら、「地域ケア会議」「協議体」等からの地域課題を把握し、課題解決に向けた検討を行い、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策を展開します。

「地域ケア会議」「協議体」を活用した個別課題解決から地域包括ケアシステム実現までのイメージ



◆地域ケア会議の実施

- 地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進め、地域包括ケアシステムを推進していくための手法です。
- 本市でも孤立、貧困、精神障害等、地域において介護保険制度では支え切れない事例が増えていく背景があり、専門職種協働による個別事例の検討等を行い、地域で支えるネットワークを強化し、地域課題の把握から地域資源の開発、政策形成に結び付けるため「地域ケア会議」を開催します。

◆協議体の活用

- 協議体は、地域住民が中心となり、専門職と一緒に地域の支え合いを発展させ、新たな地域づくりを進める場です。

- 市内 15 公民館に配置した地域支え合い推進員が、住民主体の協議の場、公民館単位及び圏域単位の協議の場や、自治会、老人クラブ、趣味の集まり等に参画し、情報の共有と連携の強化を図るとともに、地域での課題を把握し、住民及び専門職等で地域でできることを話し合います。

「地域ケア会議」や「協議体」からの課題を踏まえ、「地域包括ケア推進担当者会議」で課題を整理・調整し、那須塩原市地域包括ケア推進会議（第1層協議体）において、全市で取り組むべき課題解決に向けた検討を行います。

本市においては、高齢化率、要介護認定率、一人暮らしの高齢者数等地域の特性が大きく異なります。これを踏まえ、第8期計画の期間中についても引き続き「地域ケア会議」や「協議体」を活用し、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めています。



(平成 29 年 8 月開催)



(令和元年 7 月開催)

地域ケア会議の開催（地域課題を整理している様子）

(4) 日常生活圏域の設定

①日常生活圏域

○介護保険法では、地理的条件、社会的条件、施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされています。

○本計画でも、介護サービス基盤をそれぞれの圏域間で補完していくという考え方を継続し、日常生活圏域は、行政区やこれまでの地域活動等の経緯を考慮して、引き続き「黒磯地区」、「厚崎地区」、「とようら地区」、「稻村地区」、「東那須野地区」、「高林地区」、「鍋掛地区」、「西那須野東部地区」、「西那須野西部地区」、「塩原地区」の10圏域とします。



②日常生活圏域別の状況

◆黒磯地区

【概要】

(令和2(2020)年10月1日現在)

面積	3.01km ²	要介護認定者	428人
人口	5,932人	要介護認定率	19.4%
人口密度	1,971人/km ²	要支援1	84人
高齢者人口	2,204人	要支援2	75人
高齢化率	37.2%	要介護1	83人
前期高齢者数	908人	要介護2	51人
後期高齢者数	1,296人	要介護3	57人
前期高齢者比率	41.2%	要介護4	44人
後期高齢者比率	58.8%	要介護5	34人
		事業対象者	20人

【人口・要介護認定者数の推移と将来推計】

(単位：人)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
年少人口	542	542	513	487	467	445	398	218
生産年齢人口	3,359	3,313	3,215	3,152	3,075	3,007	2,853	1,832
高齢者人口	2,184	2,193	2,204	2,205	2,217	2,191	2,185	2,032
総人口	6,085	6,048	5,932	5,844	5,759	5,643	5,436	4,082
要介護認定者	409	423	428	450	470	470	477	472
事業対象者	18	21	20	20	20	20	19	18

【高齢化率・要介護認定率の推移と将来推計】

(単位：%)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
高齢化率	35.9	36.3	37.2	37.7	38.5	38.8	40.2	49.8
要介護認定率	18.7	19.3	19.4	20.4	21.2	21.5	21.8	23.2

※要介護認定者：第一号被保険者のみ計上

※要介護認定率：高齢者人口に占める要支援・要介護認定*者の割合

◆厚崎地区

【概 要】

(令和2(2020)年10月1日現在)

面 積	12.79 km ²	要介護認定者	381人
人 口	13,785人	要介護認定率	11.3%
人 口 密 度	1,078人/km ²	要支援1	58人
高 齢 者 人 口	3,366人	要支援2	53人
高 齢 化 率	24.4%	要介護1	104人
前 期 高 齢 者 数	1,912人	要介護2	56人
後 期 高 齢 者 数	1,454人	要介護3	49人
前 期 高 齢 者 比 率	56.8%	要介護4	40人
後 期 高 齢 者 比 率	43.2%	要介護5	21人
		事業対象者	26人

【人口・要介護認定者数の推移と将来推計】

(単位:人)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
年少人口	1,878	1,915	1,892	1,894	1,896	1,920	1,944	2,026
生産年齢人口	8,468	8,516	8,527	8,528	8,591	8,650	8,689	9,215
高齢者人口	3,171	3,260	3,366	3,485	3,539	3,578	3,716	4,518
総人口	13,517	13,691	13,785	13,907	14,026	14,148	14,349	15,759
要介護認定者	351	380	381	409	433	459	507	836
事業対象者	24	21	26	27	27	29	33	45

【高齢化率・要介護認定率の推移と将来推計】

(単位: %)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
高齢化率	23.5	23.8	24.4	25.1	25.2	25.3	25.9	28.7
要介護認定率	11.1	11.7	11.3	11.7	12.2	12.8	13.6	18.5

※要介護認定者：第一号被保険者のみ計上

※要介護認定率：高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合

◆とようら地区

【概 要】

(令和2(2020)年10月1日現在)

面 積	6.44km ²	要介護認定者	231人
人 口	6,834人	要介護認定率	11.7%
人 口 密 度	1,061人/km ²	要支援1	42人
高 齢 者 人 口	1,974人	要支援2	33人
高 齢 化 率	28.9%	要介護1	53人
前 期 高 齢 者 数	1,119人	要介護2	36人
後 期 高 齡 者 数	855人	要介護3	32人
前 期 高 齡 者 比 率	56.7%	要介護4	23人
後 期 高 齡 者 比 率	43.3%	要介護5	12人
		事業対象者	22人

【人口・要介護認定者数の推移と将来推計】

(単位：人)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
年 少 人 口	863	827	810	786	771	743	700	507
生産年齢人口	4,192	4,078	4,050	4,008	3,960	3,939	3,873	2,893
高 齡 者 人 口	1,890	1,926	1,974	2,002	2,023	2,032	2,062	2,279
総 人 口	6,945	6,831	6,834	6,796	6,754	6,714	6,635	5,679
要介護認定者	192	213	231	233	245	263	290	425
事 業 対 象 者	14	22	22	21	23	25	27	35

【高齢化率・要介護認定率の推移と将来推計】

(単位：%)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
高 齡 化 率	27.2	28.2	28.9	29.5	30.0	30.3	31.1	40.1
要介護認定率	10.2	11.1	11.7	11.6	12.1	12.9	14.1	18.6

※要介護認定者：第一号被保険者のみ計上

※要介護認定率：高齢者人口に占める要支援・要介護認定*者の割合

◆稻村地区

【概要】

(令和2(2020)年10月1日現在)

面 積	10.46km ²	要介護認定者	402人
人 口	12,573人	要介護認定率	11.6%
人 口 密 度	1,202人/km ²	要支援1	69人
高 齢 者 人 口	3,479人	要支援2	53人
高 齢 化 率	27.7%	要介護1	97人
前 期 高 齢 者 数	2,042人	要介護2	39人
後 期 高 齡 者 数	1,437人	要介護3	49人
前 期 高 齡 者 比 率	58.7%	要介護4	56人
後 期 高 齡 者 比 率	41.3%	要介護5	39人
		事業対象者	20人

【人口・要介護認定者数の推移と将来推計】

(単位：人)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
年少人口	1,782	1,707	1,600	1,549	1,504	1,452	1,346	746
生産年齢人口	7,743	7,618	7,494	7,382	7,297	7,214	7,059	4,811
高齢者人口	3,240	3,366	3,479	3,578	3,640	3,689	3,768	4,480
総人口	12,765	12,691	12,573	12,509	12,441	12,355	12,173	10,037
要介護認定者	388	408	402	459	493	525	588	1,171
事業対象者	10	16	20	17	18	19	22	33

【高齢化率・要介護認定率の推移と将来推計】

(単位：%)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
高齢化率	25.4	26.5	27.7	28.6	29.3	29.9	31.0	44.6
要介護認定率	12.0	12.1	11.6	12.8	13.5	14.2	15.6	26.1

※要介護認定者：第一号被保険者のみ計上

※要介護認定率：高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合

◆東那須野地区

【概 要】

(令和2(2020)年10月1日現在)

面 積	31.52km ²	要介護認定者	405人
人 口	12,061人	要介護認定率	13.1%
人 口 密 度	383人/km ²	要支援1	66人
高 齢 者 人 口	3,093人	要支援2	59人
高 齢 化 率	25.6%	要介護1	84人
前 期 高 齢 者 数	1,679人	要介護2	66人
後 期 高 齢 者 数	1,414人	要介護3	68人
前 期 高 齢 者 比 率	54.3%	要介護4	35人
後 期 高 齢 者 比 率	45.7%	要介護5	27人
		事業対象者	2人

【人口・要介護認定者数の推移と将来推計】

(単位：人)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
年 少 人 口	1,713	1,702	1,700	1,709	1,697	1,680	1,660	1,619
生産年齢人口	7,240	7,223	7,268	7,240	7,238	7,277	7,293	7,303
高 齢 者 人 口	2,916	3,025	3,093	3,159	3,208	3,241	3,327	3,826
総 人 口	11,869	11,950	12,061	12,108	12,143	12,198	12,280	12,748
要介護認定者	382	415	405	422	438	450	475	759
事 業 対 象 者	4	4	2	4	5	5	5	6

【高齢化率・要介護認定率の推移と将来推計】

(単位：%)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
高 齢 化 率	24.6	25.3	25.6	26.1	26.4	26.6	27.1	30.0
要介護認定率	13.1	13.7	13.1	13.4	13.7	13.9	14.3	19.8

※要介護認定者：第一号被保険者のみ計上

※要介護認定率：高齢者人口に占める要支援・要介護認定*者の割合

◆高林地区

【概要】

(令和2(2020)年10月1日現在)

面 積	251.40km ²	要介護認定者	333人
人 口	5,880人	要介護認定率	15.0%
人 口 密 度	23人/km ²	要支援1	38人
高 齢 者 人 口	2,213人	要支援2	49人
高 齢 化 率	37.6%	要介護1	84人
前 期 高 齢 者 数	1,164人	要介護2	50人
後 期 高 齡 者 数	1,049人	要介護3	47人
前 期 高 齡 者 比 率	52.6%	要介護4	33人
後 期 高 齡 者 比 率	47.4%	要介護5	32人
		事業対象者	12人

【人口・要介護認定者数の推移と将来推計】

(単位:人)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
年少人口	556	543	524	508	482	463	429	212
生産年齢人口	3,281	3,229	3,143	3,083	3,016	2,952	2,807	1,834
高齢者人口	2,158	2,188	2,213	2,228	2,264	2,283	2,321	2,272
総人口	5,995	5,960	5,880	5,819	5,762	5,698	5,557	4,318
要介護認定者	352	363	333	358	368	374	377	525
事業対象者	15	14	12	13	14	14	14	19

【高齢化率・要介護認定率の推移と将来推計】

(単位: %)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
高齢化率	36.0	36.7	37.6	38.3	39.3	40.1	41.8	52.6
要介護認定率	16.3	16.6	15.0	16.1	16.3	16.4	16.2	23.1

※要介護認定者：第一号被保険者のみ計上

※要介護認定率：高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合

◆鍋掛地区

【概 要】

(令和2(2020)年10月1日現在)

面 積	27.50km ²	要介護認定者	163人
人 口	4,139人	要介護認定率	12.4%
人 口 密 度	151人/km ²	要支援1	22人
高 齢 者 人 口	1,315人	要支援2	21人
高 齢 化 率	31.8%	要介護1	37人
前 期 高 齢 者 数	728人	要介護2	20人
後 期 高 齡 者 数	587人	要介護3	24人
前 期 高 齡 者 比 率	55.4%	要介護4	23人
後 期 高 齡 者 比 率	44.6%	要介護5	16人
		事業対象者	11人

【人口・要介護認定者数の推移と将来推計】

(単位：人)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
年 少 人 口	482	456	440	426	416	401	385	212
生産年齢人口	2,515	2,452	2,384	2,326	2,260	2,197	2,080	1,345
高 齡 者 人 口	1,253	1,286	1,315	1,343	1,371	1,399	1,430	1,587
総 人 口	4,250	4,194	4,139	4,095	4,047	3,997	3,895	3,144
要介護認定者	168	170	163	176	182	191	198	326
事 業 対 象 者	12	8	11	11	11	11	11	22

【高齢化率・要介護認定率の推移と将来推計】

(単位：%)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
高 齡 化 率	29.5	30.7	31.8	32.8	33.9	35.0	36.7	50.5
要介護認定率	13.4	13.2	12.4	13.1	13.3	13.7	13.8	20.5

※要介護認定者：第一号被保険者のみ計上

※要介護認定率：高齢者人口に占める要支援・要介護認定*者の割合

◆西那須野東部地区

【概 要】

(令和2(2020)年10月1日現在)

面 積	31.43km ²	要介護認定者	714人
人 口	19,654人	要介護認定率	14.4%
人 口 密 度	625人/km ²	要支援1	117人
高 齢 者 人 口	4,958人	要支援2	87人
高 齢 化 率	25.2%	要介護1	160人
前 期 高 齢 者 数	2,732人	要介護2	115人
後 期 高 齢 者 数	2,226人	要介護3	88人
前 期 高 齢 者 比 率	55.1%	要介護4	99人
後 期 高 齢 者 比 率	44.9%	要介護5	48人
		事業対象者	15人

【人口・要介護認定者数の推移と将来推計】

(単位:人)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
年 少 人 口	2,648	2,608	2,522	2,505	2,470	2,429	2,318	1,622
生産年齢人口	12,380	12,305	12,174	12,048	11,953	11,855	11,762	10,137
高 齢 者 人 口	4,714	4,808	4,958	5,075	5,176	5,265	5,363	6,657
総 人 口	19,742	19,721	19,654	19,628	19,599	19,549	19,443	18,416
要介護認定者	723	702	714	758	793	822	864	1,470
事 業 対 象 者	9	15	15	14	15	16	17	22

【高齢化率・要介護認定率の推移と将来推計】

(単位: %)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
高 齢 化 率	23.9	24.4	25.2	25.9	26.4	26.9	27.6	36.1
要介護認定率	15.3	14.6	14.4	14.9	15.3	15.6	16.1	22.1

※要介護認定者：第一号被保険者のみ計上

※要介護認定率：高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合

◆西那須野西部地区

【概 要】

(令和2(2020)年10月1日現在)

面 積	28. 20km ²	要 介 護 認 定 者	908人
人 口	29, 423人	要 介 護 認 定 率	13. 5%
人 口 密 度	1, 043人/km ²	要 支 援 1	179人
高 齢 者 人 口	6, 719人	要 支 援 2	98人
高 齢 化 率	22. 8%	要 介 護 1	227人
前 期 高 齢 者 数	3, 675人	要 介 護 2	140人
后 期 高 齢 者 数	3, 044人	要 介 護 3	102人
前 期 高 齢 者 比 率	54. 7%	要 介 護 4	112人
后 期 高 齢 者 比 率	45. 3%	要 介 護 5	50人
		事 業 対 象 者	15人

【人口・要介護認定者数の推移と将来推計】

(単位：人)

	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 7 年	令和 22 年
年 少 人 口	4, 344	4, 203	4, 133	4, 075	4, 009	3, 940	3, 738	2, 759
生 産 年 齢 人 口	18, 575	18, 594	18, 571	18, 560	18, 533	18, 549	18, 551	16, 208
高 齢 者 人 口	6, 380	6, 525	6, 719	6, 858	7, 011	7, 080	7, 308	9, 361
総 人 口	29, 299	29, 322	29, 423	29, 493	29, 553	29, 569	29, 597	28, 328
要 介 護 認 定 者	908	945	908	988	1, 032	1, 070	1, 132	1, 812
事 業 対 象 者	10	17	15	15	15	16	17	26

【高齢化率・要介護認定率の推移と将来推計】

(単位：%)

	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 7 年	令和 22 年
高 齢 化 率	21. 8	22. 3	22. 8	23. 3	23. 7	23. 9	24. 7	33. 0
要 介 護 認 定 率	14. 2	14. 5	13. 5	14. 4	14. 7	15. 1	15. 5	19. 4

※要介護認定者：第一号被保険者のみ計上

※要介護認定率：高齢者人口に占める要支援・要介護認定*者の割合

◆塩原地区

【概要】

(令和2(2020)年10月1日現在)

面 積	190.07km ²	要介護認定者	404人
人 口	6,954人	要介護認定率	13.9%
人 口 密 度	37人/km ²	要支援1	57人
高 齢 者 人 口	2,910人	要支援2	30人
高 齢 化 率	41.8%	要介護1	101人
前 期 高 齢 者 数	1,427人	要介護2	76人
後 期 高 齢 者 数	1,483人	要介護3	57人
前 期 高 齢 者 比 率	49.0%	要介護4	65人
後 期 高 齢 者 比 率	51.0%	要介護5	18人
		事業対象者	55人

【人口・要介護認定者数の推移と将来推計】

(単位：人)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
年少人口	600	572	539	512	478	449	415	194
生産年齢人口	3,776	3,654	3,505	3,382	3,297	3,199	3,025	1,749
高齢者人口	2,883	2,875	2,910	2,912	2,895	2,876	2,798	2,253
総人口	7,259	7,101	6,954	6,806	6,670	6,524	6,238	4,196
要介護認定者	416	383	404	403	413	416	417	470
事業対象者	40	61	55	53	52	54	53	64

【高齢化率・要介護認定率の推移と将来推計】

(単位：%)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
高齢化率	39.7	40.5	41.8	42.8	43.4	44.1	44.9	53.7
要介護認定率	14.4	13.3	13.9	13.8	14.3	14.5	14.9	20.9

※要介護認定者：第一号被保険者のみ計上

※要介護認定率：高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合

第3節 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

高齢者が住み慣れた地域で 健やかに いきいきと暮らせるまちづくり

I

住み慣れた地域での暮らしの実現

1 健康づくり・介護予防の推進

2 在宅生活の支援

3 安心できる住まいの確保

4 介護サービスの質の向上

5 医療と介護の連携

6 認知症施策の推進
«認知症総合支援事業»

7 支え合う地域づくりの推進

8 地域包括支援センターの機能・運営の強化

II

高齢者の社会参加の促進

1 居場所づくり・社会参加の促進

III

介護サービス等の適正な運営

1 介護サービス事業量等の見込み

2 地域支援事業量等の見込み

3 保険料設定の考え方

4 適正な給付と介護保険の健全化

施 策

★新規事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実【重点施策】	P91
(2) 健康づくり・介護予防教室の推進★	P93
(3) 地域づくり型介護予防事業【重点施策】	P95
(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進★	P96

(1) 介護サービス（在宅系サービス）の充実	P97
(2) 介護保険サービス（地域密着型サービス）の充実	P98
(3) 各種相談及び権利擁護の推進	P99
(4) 介護保険外の高齢者福祉サービスの推進	P102

(1) 介護保険サービス（施設・居住系サービス）の充実	P105
(2) 高齢者が暮らしやすい環境の充実★	P109

(1) 介護サービスの質の向上★	P112
------------------	------

(1) 医療と介護の連携の推進【重点施策】	P117
(1) 認知症予防の支援	P119
(2) 認知症に対する地域の理解・啓発の推進	P119
(3) 認知症の人への支援体制の整備【重点施策】★	P120
(4) 介護者支援	P122
(5) 若年性認知症施策の推進★	P122
(6) 権利擁護の推進	P123

(1) 地域見守り支え合い体制の整備【重点施策】	P124
(2) 高齢者台帳（一人暮らし・高齢者のみ世帯）の整備	P125
(3) 敬老事業の実施	P125

(1) 地域包括支援センター機能・運営の強化	P126
(2) 基幹型地域包括支援センターの設置★	P126

(1) 高齢者の多様な交流の場の支援【重点施策】	P127
(2) 高齢者の多様な活動の支援【重点施策】★	P128
(3) 生涯現役応援体制への協力	P130
(4) 生涯学習、スポーツ、レクリエーションの場の提供	P130

(1) 介護給付サービスの利用者数	P132
(2) 介護予防サービスの利用者数	P134
(3) 介護給付サービスの給付費	P136
(4) 介護予防サービスの給付費	P138

(1) 地域支援事業量等の見込み	P140
------------------	------

(1) 保険料設定の考え方	P142
---------------	------

(1) 介護給付等費用適正化事業	P143
------------------	------

《詳細は次ページ参照》

具体的な施策

★新規事業、（再）再掲、

I－1－(1) 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の充実【重点施策】	P91
①総合事業(訪問型サービス) ②総合事業(通所型サービス) ③介護予防ケアマネジメント	
I－1－(2) 健康づくり・介護予防教室の推進	P93
①介護予防の普及促進 ②シニアセンターを拠点とした居場所づくり ③シニアセンターでの筋力トレーニング事業 ④元気アップデイサービス事業 ⑤高齢者ニュースポーツ普及事業★ ⑥高齢者の健康づくり（ロコモティブシンドローム予防啓発）★	
I－1－(3) 地域づくり型介護予防事業【重点施策】	P95
①住民主体の介護予防のための通いの場でのいきいき百歳体操 ②地域づくり型介護予防サポーター養成事業 ③地域リハビリテーション活動支援事業	
I－2－(3) 各種相談及び権利擁護の推進	P99
①住宅改修相談員派遣事業 ②訪問等による高齢者の実態把握 ③総合相談 ④日常生活自立支援事業(あすてらす)の利用促進 ⑤成年後見制度の利用支援 ⑥高齢者虐待防止 ⑦高齢者緊急一時保護事業 ⑧養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所措置	
I－2－(4) 介護保険外の高齢者福祉サービスの推進	P102
①高齢者配食サービス ②寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 ③高齢者理美容料金助成事業 ④在宅要介護高齢者紙おむつ給付事業 ⑤高齢者外出支援タクシー料金助成事業 ⑥要介護高齢者等日常生活用具（自動消火器、火災警報器、電磁調理器、福祉電話）給付事業 ⑦緊急通報システム事業 ⑧高齢者救急医療情報キット給付事業	
I－3－(2) 高齢者が暮らしやすい環境の充実	P109
①那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ②公共施設・民間施設のバリアフリー化 ③地域包括支援センターによるケアマネジャー等の支援 ④公共交通ネットワークの形成 ⑤交通事故防止対策 ⑥消費者被害の防止 ⑦防犯意識の向上 ⑧防災対策の推進 ⑨多様な住まいの確保★ ⑩居住を支える仕組みの充実★ ⑪有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に係る情報連携の強化★ ⑫温暖化対策★ ⑬感染症対策★	
I－4－(1) 介護サービスの質の向上	P112
①介護サービス相談員派遣事業 ②事業者指導 ③地域密着型サービス運営推進会議（介護・医療連携推進会議）への参加 ④事業者指導における災害に対する備えの推進★ ⑤事業者指導における感染症に対する備えの推進★ ⑥外部評価・第三者評価の支援 ⑦各種連絡協議会の開催 ⑧介護人材の確保・育成（資質向上）★	
I－6－(2) 認知症に対する地域の理解・啓発の推進	P119
①認知症サポーター養成講座	

I－6－(3)認知症の人への支援体制の整備【重点施策】	P120
①総合的な相談支援体制の整備 ②地域の見守りネットワークの構築 ③認知症初期集中支援チームの発動 ④認知症地域支援推進員の育成 ⑤チームオレンジコーディネーターの養成★	
I－6－(4)介護者支援	P122
①介護サービス施設事業所の整備 ②介護教室の開催、介護者サロン等の開催の支援	
I－6－(5)若年性認知症施策の推進	P122
①若年性認知症の人への支援★	
I－6－(6)権利擁護の推進	P123
①日常生活自立支援事業（あすてらす）（再） ②成年後見制度の利用支援（再） ③高齢者虐待防止（再）	
I－7－(1)地域見守り支え合い体制の整備【重点施策】	P124
①地域住民助け合い事業	
I－7－(3)敬老事業の実施	P125
①敬老会の開催支援 ②敬老祝金・記念品の贈呈	
II－1－(1)高齢者の多様な交流の場の支援【重点施策】	P127
①生きがいサロン推進事業の実施 ②新しい居場所づくりの推進 ③シニアセンターを拠点とした居場所づくり（再） ④元気アップデイサービス事業（再）	
II－1－(2)高齢者の多様な活動の支援【重点施策】	P128
①就労的活動支援コーディネーターの配置★ ②老人クラブの活動支援 ③シルバー人材センターの活動支援 ④シルバー大学校同窓会会員との連携 ⑤介護支援ボランティアポイント事業の推進 ⑥高齢者就職活動応援★	
II－1－(4)生涯学習、スポーツ、レクリエーションの場の提供	P130
①生涯学習の場の提供 ②スポーツ・レクリエーション活動の場の提供 ③スポーツボランティア活動の場の提供	

第4章 施策の取組（地域包括ケアシステムの推進）

第1節 住み慣れた地域での暮らしの実現

第2節 高齢者の社会参加の促進

第3節 介護サービス等の適正な運営

第4章

本計画の基本理念、基本目標、基本施策に基づいて、第8期計画に実施する具体的な施策の取組について定めます。

第1節 住み慣れた地域での暮らしの実現

1 健康づくり・介護予防の推進（基本目標Ⅰ－基本施策1）

基本施策1 健康づくり・ 介護予防の推進	<p>(1)介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の充実【重点施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①総合事業(訪問型サービス) ②総合事業(通所型サービス) ③介護予防ケアマネジメント <p>(2)健康づくり・介護予防教室の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護予防の普及促進 ②シニアセンターを拠点とした居場所づくり ③シニアセンターでの筋力トレーニング事業 ④元気アップデイサービス事業 ⑤高齢者ニュースポーツ普及事業（新規） ⑥高齢者の健康づくり（ロコモティブシンドrome予防の普及啓発）（新規） <p>(3)地域づくり型介護予防事業【重点施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「住民主体の介護予防のための通いの場」でのいきいき百歳体操 ②地域づくり型介護予防サポーター養成事業 ③地域リハビリテーション活動支援事業 <p>(4)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進（新規）</p>
----------------------------	--

（1）介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実【重点施策】

①総合事業（訪問型サービス）

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護認定*で要支援1・2と判定された方や、基本チェックリストにより事業対象者*（生活機能の低下が見られ、要支援状態となるおそれがある高齢者）と判定された方を対象として、掃除・洗濯などの日常生活上の支援を行います。 ●平成29（2017）年4月から「訪問介護相当サービス」に加え、訪問介護事業所の人員の基準等を緩和した「訪問型サービスA」を実施しています。
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●平成29（2017）年度から「訪問型サービスA」を開始し、従来よりも生活機能の低下がみられた早期の段階で、利用者が介護予防*に取り組むことができるようになりました。 ●「訪問型サービスA」事業者を対象にリハビリテーション専門職による講話や実技指導などの研修を行い、介護予防についての理解を深めることができました。 ●令和3（2021）年度の運用に向け住民主体型の「訪問型サービスB」を計画しました。
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●リハビリテーション専門職による短期集中型予防サービス「訪問型サービスC」、住民、ボランティア、NPO法人等による、多様な主体による移動支援「訪問型サービスD」を検討します。 ●「訪問型サービスB」の運用を開始します。 ●高齢者のニーズに合わせ、適切な総合事業によるサービスにつないでいきます。 ●総合事業のサービス単価については、国の定める額を勘案し、検討します。

実績と見込み	H3O (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
訪問介護相当サービス利用者数	150	146	182	186	190	194
訪問型サービスA 利用者数	70	75	61	62	63	64
訪問型サービスB 利用者数	—	—	—	8	11	18

②総合事業（通所型サービス）

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護認定*で要支援1・2と判定された方や、基本チェックリストにより事業対象者*（生活機能の低下が見られ、要支援状態となるおそれがある高齢者）と判定された方を対象として、機能訓練や通いの場などを提供します。 ●平成29（2017）年4月から「通所介護相当サービス」に加え、通所介護事業所の人員の基準等を緩和した「通所型サービスA」を実施しています。 ●令和元（2019）年6月から、入院等により一時的に生活機能が低下した方を対象に、リハビリテーション専門職が短期集中的に機能訓練を行う「通所型サービスC」を実施しています。
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●「通所型サービスA」、「通所型サービスC」が開始されたことにより、従来よりも生活機能の低下がみられた早期の段階で、利用者が介護予防*に取り組むことができるようになりました。 ●「通所型サービスA」事業者を対象にリハビリテーション専門職による講話や実技指導などの研修を行い、介護予防についての理解を深めることができました。 ●令和3（2021）年度の運用に向け住民主体型の「通所型サービスB」を計画しました。
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者のニーズに合わせ、適切な総合事業によるサービスにつないでいきます。 ●「通所型サービスB」の運用を開始します。 ●総合事業のサービス単価については、国の定める額を勘案し、検討します。

実績と見込み	H3O (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
通所介護相当サービス利用者数	412	388	475	489	504	519
通所型サービスA 利用者数	174	178	200	204	208	212
通所型サービスB 利用者数	—	—	—	8	11	18
通所型サービスC 利用者数	—	5	5	5	5	5

③介護予防ケアマネジメント

概要	●要支援者や事業の対象者に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント*を実施します。
第7期の評価	●地域包括支援センター*等が要支援者等からの相談を受け、その心身の状況や生活環境その他の状況に応じた適切なサービスが、包括的かつ効果的に提供することができました。 ●自立支援に資するケアマネジメント会議を定期的に開催し、リハビリテーション専門職や栄養士等による助言・指導により、介護予防ケアマネジメント*の理解を深めることができました。
第8期の取組	●基本チェックリストの結果、本人の利用するサービス、利用者の状態等を踏まえ、効率的なケアマネジメントの導入について検討します。

(2) 健康づくり・介護予防教室の推進

①介護予防の普及促進

概要	●高齢者が自主的に生活機能の維持・向上のための介護予防活動に取り組むことができるよう、専門職等による介護予防教室「元気もりもり講座」を開催しています。					
第7期の評価	●生きがいサロン等の高齢者が集まる場において、保健師による運動、栄養、口腔等に関する指導を行い、高齢者の介護予防に関する意識を向上させ、生活機能の維持・向上に資することができました。 ●講座内容や募集方法に課題があり、実施回数、参加者数が計画値を達成することができませんでした。					
第8期の取組	●引き続き事業を継続し、効果的な介護予防に努めます。 ●講座内容の見直しや周知拡大を行いながら、介護予防教室への高齢者の参加の機会を増やします。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
実施回数	41	28	51	51	51	51
参加者数	885	744	1,023	1,023	1,023	1,023



【訪問型・通所型サービスBについて】

令和3(2021)年4月から、ボランティアなど住民主体による生活支援や介護予防サービスを実施します。

訪問型サービスBでは、ゴミ出しや掃除、買い物代行の生活支援、通所型サービスBでは体操等を取り入れた通いの場を開催します。

②シニアセンターを拠点とした居場所づくり

概 要	●介護予防施設として市が設置した施設で、施設の特徴と利用者等の声を反映し、地域に開かれた施設として機能を展開しています。(現在の運営は、指定管理者) ●施設内には高齢者の身体特性を考慮した温泉プールやトレーニングマシンがあるほか、多目的ホールでは囲碁・将棋・麻雀等の利用ができます。					
第7期の評価	●利用者については、令和元（2019）年度は台風 19 号による秋祭りの中止、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症のため、計画値に届きませんでしたが、指定管理者による自主事業の充実もあり、高齢者の居場所や介護予防施設としての効果が発揮されました。 ●建築から 18 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。継続した事業ができるよう、長寿命化のための改修の必要があります。					
第8期の取組	●感染防止対策を徹底しながら、引き続き、筋力トレーニング事業や元気アップデイサービス事業を継続するとともに、指定管理者による自主事業の支援を図っていきます。 ●適切に施設の維持管理を行い、施設の長寿命化を図るための方策を検討します。					
実績と見込み	H30 (実績) R1 (実績) R2 (見込み) R3 (計画) R4 (計画) R5 (計画)					
延べ利用者数	20,282	17,889	7,200	9,400	10,400	11,400

※新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数に影響が出ています。

③シニアセンターでの筋力トレーニング事業

概 要	●トレーニングマシンや温泉プールを活用し、利用者個々に応じて週 2 回、全 26 回トレーニングを行うことで、身体機能の向上、運動習慣の定着化を図ります。					
第7期の評価	●参加者の日常生活機能の向上や、体の痛みの減退といった有用性の確認ができております。 ●令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため施設が休館したことにより、募集を行わない期間があったため、利用者実人数が減少しています。 ●更なる参加者増のため、事業を周知する必要があります。					
第8期の取組	●感染防止対策を徹底しながら、参加者を広く募り、引き続き、事業を継続します。					
実績と見込み	H30 (実績) R1 (実績) R2 (見込み) R3 (計画) R4 (計画) R5 (計画)					
マシン利用者実人数	50	44	28	45	45	45
プール利用者実人数	48	36	32	48	48	48

④元気アップデイサービス事業

概要	●要介護認定*を受けていない高齢者を対象に、いきいき百歳体操や手工芸、季節の行事、趣味の活動等のサービスを提供することで、介護予防*や閉じこもり予防のための支援を行います。					
第7期の評価	●要介護認定を受けていない高齢者の通いの場として、介護予防や閉じこもり予防に寄与しました。					
第8期の取組	●総合事業によるサービス事業との整理を検証しつつ、引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
利用者実人数	262	257	250	240	240	240

⑤高齢者ニュースポーツ普及事業 (新規)

概要	●高齢者が身近な場所でスポーツ活動を通して、健康づくりや生きがいづくり、地域社会への参加ができるよう「スポーツ・食育・交流」をテーマとした情報を発信します。また、関係団体等と連携した講座等を開催し、ニュースポーツの推進を図ります。(「スポーツ推進基本計画」より参照)
----	---

⑥高齢者の健康づくり(ロコモティブシンドローム予防の普及啓発) (新規)

概要	●運動器症候群である、いわゆるロコモティブシンドローム*は、運動器の衰えのため自立度が低下し介護が必要となる危険が高いことから、健康づくりの一環としてその知識と予防方法の普及啓発に努めます。(「健康いきいき21プラン」より参照)
----	--

(3) 地域づくり型介護予防事業【重点施策】

①住民主体の介護予防のための通いの場でのいきいき百歳体操

概要	●住民主体の介護予防のための通いの場にリハビリテーション専門職等を派遣し、いきいき百歳体操の定着化を推進します。					
第7期の評価	<p>●地域包括支援センター*や社会福祉協議会と連携した地域づくりを進めながら、計画どおりに、いきいき百歳体操による通いの場を拡大することができました。</p> <p>●リハビリテーション専門職による運動指導、かみかみ百歳体操による口腔指導、参加する方への介護予防サポーター養成を行いながら通いの場の運営強化に取り組み、参加する高齢者の自立した生活の維持向上に寄与することができました。</p>					
第8期の取組	●引き続き、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し通いの場の運営及び設置を支援します。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
開催場所	37	46	50	55	60	65
参加人数	883	1,003	1,100	1,210	1,320	1,430

②地域づくり型介護予防センター養成事業

概要	●住民運営の通いの場が、安心して楽しく通える場となるよう、介護予防*に効果的な体操を継続するための協力者である介護予防センターを養成します。					
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防センター養成講座や養成講座修了者向けフォローアップ研修を開催し、介護予防センターを養成することができました。 ●周知や募集方法に課題があり、養成者数が計画値を達成することができませんでした。 					
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き事業を継続します。 					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
介護予防センター養成者数（累計）	69	69	80	90	100	110

③地域リハビリテーション活動支援事業

概要	●介護予防・重度化防止の機能を強化するために、地域においてリハビリテーション専門職等を派遣した自立支援に資する取組を推進しています。					
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●いきいき百歳体操や自立支援に資するケアマネジメント会議にリハビリテーション専門職を派遣することにより、高齢者の心身機能の向上やケアマネジャー*等の資質向上に寄与することができました。 					
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き事業を継続し、地域における介護予防の取組を強化します。 					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
派遣人数	66	56	70	70	70	70

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進（新規）

概要	●高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から、国民健康保険の保健事業と介護保険の介護予防事業を一体的に実施します。					
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者医療、国民健康保険、健康づくり、介護等の関係部署が連携し、国保データベース（KDB）システムの活用、通いの場への参画等による一体的な実施に係る事業の基本的な方針を策定します。 					

2 在宅生活の支援（基本目標I－基本施策2）

基本施策2

在宅生活の支援

(1)介護保険サービス(在宅系サービス)の充実

(2)介護保険サービス(地域密着型サービス)の充実

(3)各種相談及び権利擁護の推進

- ①住宅改修相談員派遣事業 ②訪問等による高齢者の実態把握 ③総合相談
- ④日常生活自立支援事業(あすてらす)の利用促進 ⑤成年後見制度の利用支援
- ⑥高齢者虐待防止 ⑦高齢者緊急一時保護事業
- ⑧養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所措置

(4)介護保険外の高齢者福祉サービスの推進

- ①高齢者配食サービス ②寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
- ③高齢者理美容料金助成事業 ④在宅要介護高齢者紙おむつ給付事業
- ⑤高齢者外出支援タクシー料金助成事業
- ⑥要介護高齢者等日常生活用具(自動消火器、火災警報器、電磁調理器、福祉電話)給付事業
- ⑦緊急通報システム事業 ⑧高齢者救急医療情報キット給付事業

(1) 介護保険サービス(在宅系サービス)の充実

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が住み慣れた地域や在宅で安心して自立した生活ができるよう、自宅を中心と提供されるサービスです。 ◇訪問介護 ◇訪問入浴介護 ◇訪問看護 ◇訪問リハビリテーション ◇居宅療養管理指導 ◇通所介護 ◇通所リハビリテーション ◇短期入所生活介護 ◇短期入所療養介護 ◇福祉用具貸与 ◇特定福祉用具販売 ◇住宅改修費* ◇特定施設入居者生活介護 ◇介護予防支援*・居宅介護支援 <p>※それぞれのサービスの内容は、P134～141に記載しています。</p> <p>また、平成29（2017）年度の介護保険法等の改正により新たに位置付けられた「共生型サービス事業所」については、介護保険と障害福祉の両制度において、サービスの質の確保がなされるよう留意しつつ、整備の推進を図ります。</p>
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●一人暮らしの高齢者の増加により在宅サービスのニーズが高まり、訪問系サービスは増加傾向にあります。今後も継続的に増加するものと推測されることから、引き続き在宅系サービスの充実を図りました。 ●給付費、利用者数ともに増加しています。特に通所・訪問リハビリテーションにおいては、自立支援・重度化防止の為、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を目的とした重要なサービスの一つであり、リハビリテーション利用者が増加していると考えられます。

第8期の取組	●一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加に見合った適切なサービス量を見込むとともに、引き続き在宅系サービスの充実に取り組みます。
実績と見込み	実績と見込みについては本章第3節に記載しています。

(2) 介護保険サービス（地域密着型サービス）の充実

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活を続けられるよう提供されるサービスです。原則として、市民のみが利用できるサービスです。 ◇定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ◇夜間対応型訪問介護* ◇認知症対応型通所介護 ◇小規模多機能型居宅介護 ◇認知症対応型共同生活介護 ◇地域密着型特定施設入居者生活介護 ◇地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ◇看護小規模多機能型居宅介護 ◇地域密着型通所介護 <p>※それぞれのサービスの内容は、P134～141に記載しています。</p>
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加により、「通い」「泊まり」「訪問」の機能を備えた小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護のサービスの需要が高まっています。 ●第7期計画に計上された地域密着型施設整備については、開所時期に遅れは生じたものの、計画どおりの施設数を整備することができました。 ●地域密着型サービス*については、概ね計画値どおりの実績です。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、計画値より実績値が高く、需要が高まっています。
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加や認知症高齢者の増加が予測され、今後も地域密着型サービスの需要は増加すると見込まれるため、引き続きサービス事業所の整備を推進し、サービスの充実を図ります。
実績と見込み	実績と見込みについては本章第3節に記載しています。

*サービス基盤整備については、基本目標I－基本施策3(1)に記載



通所介護サービスでの体操の様子

(3) 各種相談及び権利擁護の推進

①住宅改修相談員派遣事業

概要	●身体の機能が低下した高齢者向けに住宅改修を行う場合、専門家の住宅改修相談員を自宅に派遣します。					
第7期の評価	●住宅改修施工業者及び居宅介護支援事業所等と情報共有、連携を取りましたが、申込件数は少ない状況でした。周知不足に課題がありました。					
第8期の取組	●住宅改修施工業者及び居宅介護支援事業者等と連携を取り、広く周知を図り、今後も支援が必要な人のために引き続き事業を実施します。					
実績と見込み	H3O (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
派遣件数	0	0	2	3	4	5

②訪問等による高齢者の実態把握

概要	●総合相談支援業務を適切に行うため、高齢者宅への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集、地域の様々な関係者のネットワークの活用、保健・医療・福祉サービス関係機関との連携等を行い、高齢者的心身の状況や家族の状況等についての実態を把握します。
第7期の評価	●地域包括支援センター*の実態把握により、高齢者的心身の状況や家族の状況等についての実態を把握することができました。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。

③総合相談

概要	<p>●総合相談支援として、次の業務を行います。</p> <p>(1) 初期段階での相談対応</p> <p>◇本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じて相談を受け、的確な状況把握等を行い、相談内容に即したサービス提供又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。</p> <p>(2) 継続的・専門的な相談支援</p> <p>◇専門的・継続的な対応が必要な場合には、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者から詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定します。</p>
第7期の評価	<p>●地域包括支援センターの専門職が、戸別訪問や電話による相談受付、地域住民や医療介護関係者等のネットワークによる情報を元に、高齢者本人の実態把握や相談を行いながら、適切な生活支援や介護予防*のサービスを提供することができました。</p> <p>●地域社会での人間関係の希薄化や高齢者人口の増加により、相談・対応支援の多様化・複雑化への対応が求められます。</p>
第8期の取組	<p>●民生委員、自治会等の関係者や保健・医療・福祉・介護等のサービス関係機関と情報共有を図り、総合的な相談に努めます。</p> <p>●生活面に困難を抱える高齢者に対し、生活困窮者対策や養護老人ホーム等の現行</p>

	の取組とも連携しながら、住まいと生活の支援を一体的に行います。
--	---------------------------------

④日常生活自立支援事業（あすてらす）の利用促進

概 要	●判断能力が不十分な高齢者等の金銭の管理や重要書類の預かり、福祉サービス利用の補助等を有償で行う日常生活自立支援事業（あすてらす）の利用を推進します。
第7期の評価	●社会福祉協議会、地域包括支援センター*、民生委員と連携し、事業を必要とする高齢者の適切な利用につなげることができました。 ●利用者の増加に伴い、対象者を速やかに把握する必要性が高まっています。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。

⑤成年後見制度の利用支援

概 要	●認知症等により判断能力が不十分な高齢者や知的障害者等を対象に、成年後見人等が契約などの法的行為について「代理」や「同意」などの機能を行使し権利を守る成年後見制度*の利用を支援しています。
第7期の評価	●地域包括支援センターと連携し、成年後見制度利用を支援することにより、高齢者の権利擁護の実現に寄与しました。 ●認知症高齢者等の増加により、成年後見制度の利用者数が増加傾向にある中、高齢者・障害者が住み慣れた地域で生活できるよう、成年後見制度利用促進基本計画の策定に着手しました。
第8期の取組	●成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度の周知や利用を推進します。 ●社会福祉協議会、県社会福祉士会等の関係機関との連携を強化し、適切、迅速に対応できる相談・支援体制の充実を図ります。

⑥高齢者虐待防止

概 要	●地域包括支援センターを中心とした関係機関のネットワークを強化し、高齢者虐待の早期発見と早期対応、未然防止に努め、高齢者の尊厳と安心した生活の確保を図ります。
第7期の評価	●地域包括支援センターと連携し、高齢者の虐待に関する相談、早期発見・対応を行い、高齢者の安心した生活の確保を支援することができました。 ●市DV担当課、医療・介護関係機関、警察等との連携強化を図ることで、高齢者虐待防止体制の強化を図ることができました。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。 ●庁内及び関係機関や地域の関係者と連携を強化していきます。

⑦高齢者緊急一時保護事業

概 要	●養護者から虐待を受けている高齢者や養護者の疾病等により在宅での生活が困難な高齢者その他の緊急に保護が必要な高齢者を一時的に施設に入所させることにより、安心した生活の確保を図ります。
第7期の評価	●養護者から虐待を受けている高齢者や住まいを失くした高齢者など、緊急に保護が必要な高齢者を一時的に養護老人ホームに入所させ、安心した生活を確保し、その後の適切な支援につなげることができました。
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き事業を継続し、緊急に保護が必要な高齢者を支援します。 ●民生委員、自治会等の関係者や保健・医療・福祉・介護等のサービス関係機関との連携体制の強化を図ります。 ●新たな入所施設の検討を行います。

⑧養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所措置

概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●養護老人ホーム 在宅での生活が困難であると認められる場合は、入所判定委員会による判定後、市が入所を委託することができます。 ●特別養護老人ホーム 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とするものの、在宅で介護を受けることが困難である高齢者が、やむを得ない事由で特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）に入所することが著しく困難であると認める場合は、入所判定委員会による判定後、市が入所を委託することができます。
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●身体上、精神上、環境上の理由や経済的な理由により居宅において介護を受けることが困難な高齢者や、養護者から虐待を受け分離が必要と判断した高齢者を措置することで、その高齢者の自立した日常生活や安心した生活を確保することができました。
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き事業を継続します。

(4) 介護保険外の高齢者福祉サービスの推進

①高齢者配食サービス

概 要	●65歳以上の人一人暮らし又は高齢者のみの世帯で、心身の障害、傷病等により調理が困難な状態又は低栄養状態にある高齢者を対象に、定期的に自宅を訪問し栄養バランスのとれた食事を提供し、安否確認を実施します。					
第7期の評価	●見込みより利用者が増え、より多くの高齢者に食事提供ができたことにより、高齢者の栄養状態の向上や安否確認ができ、安定した在宅生活に寄与しました。					
第8期の取組	●さらなる利用者の増加を目標に、引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
利用人数	251	245	250	255	260	265

②寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

概 要	●65歳以上の人一人暮らし又は高齢者のみの世帯で、心身の障害や傷病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な高齢者に対し、衛生生活確保のため、クリーニング料金を助成します。					
第7期の評価	●寝具類の衛生管理が困難な高齢者の助けとなっています。					
第8期の取組	●利用件数が少ないため、広報等により周知を図りながら、引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
利用件数	9	12	10	12	12	12

③高齢者理美容料金助成事業

概 要	●65歳以上で要介護認定*を受けている在宅の高齢者に対し、理髪店や美容院利用助成券を交付し、経済的負担の軽減を図ります。					
第7期の評価	●利用件数は年々増加しており、在宅高齢者の経済的負担の軽減に寄与しました。					
第8期の取組	●引き続き事業を継続しますが、利用件数が増大している現状を踏まえ、サービス内容を検討します。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
利用件数	866	883	890	900	910	920

④在宅要介護高齢者紙おむつ給付事業

概 要	●65歳以上の要介護認定者で、主にベッド上で介護を受けながら生活している人又は日常生活に支障を来すような認知症がある人で、常時おむつが必要な在宅の高齢者におむつ助成券を交付して経済的負担の軽減を図ります。					
第7期の評価	●利用件数は年々増加しており、在宅高齢者及びその家族の経済的負担の軽減に寄与しました。					
第8期の取組	●引き続き事業を継続しますが、利用件数が増大している現状を踏まえ、サービス内容を検討します。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
利用件数	931	971	990	1,010	1,030	1,050

⑤高齢者外出支援タクシー料金助成事業

概 要	●自らの移動手段の確保が困難で、同居等の親族による外出支援を受けることができない70歳以上の高齢者に対し、タクシーを利用する際の料金を一部助成することにより、移動手段の充実を図ります。					
第7期の評価	●交付件数は年々増加しており、移動手段の充実が図られています。					
第8期の取組	●引き続き事業を継続しますが、利用者数が増大している現状を踏まえ、サービス内容を検討します。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
交付件数	2,399	2,565	2,650	2,700	2,750	2,800

⑥要介護高齢者等日常生活用具（自動消火器、火災警報器、電磁調理器、福祉電話）給付事業

概 要	●65歳以上で低所得の寝たきり高齢者、認知症の人、一人暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯に対し、自動消火器、火災警報器、電磁調理器、電話機を給付し、又は貸与することにより日常生活の不安の解消を図ります。					
第7期の評価	●高齢者の日常生活における不安解消に寄与しているが、件数は減少傾向です。					
第8期の取組	●利用件数が少ないため、広報等により周知を図りながら、引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
給付件数 (福祉電話以外)	0	1	5	5	5	5
貸与台数 (福祉電話)	17	13	15	15	15	15

⑦緊急通報システム事業

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅で生活する65歳以上の人一人暮らし、高齢者のみ世帯又は重度障害者と同居している高齢者に対し、緊急通報装置を無償で貸与します。また、日常生活の相談や緊急事態に迅速に対応できる連絡体制を確立し、安全確保及び精神的な不安解消を図っています。 					
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●貸与台数は計画より少なかったが、緊急時に迅速に対応できる通報装置は、高齢者の安全確保及び不安解消に効果がありました。 ●設置申込み時に必要な協力員（近所の方や親族の方）の確保が難しい方が増えてきており、貸与条件等について検討が必要です。 					
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●貸与条件等の検討を進めながら、引き続き事業を継続します。 					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
貸与台数	344	348	350	360	370	380

⑧高齢者救急医療情報キット給付事業

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●一人暮らしの高齢者等に、医療情報・緊急情報を保管できる救急医療情報キットを給付し、安全と安心の確保を図ります。 					
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●累計給付数は順調に増えており、高齢者の安全で安心した在宅生活の維持に寄与しました。 ●医療情報や緊急情報の更新が定期的に行われているか、確認できていないことが課題です。 					
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き事業継続します。 ●民生委員や地域包括支援センター*職員に定期的に医療情報や緊急情報の確認を要請し、高齢者の安心安全の確保を図ります。 					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
給付数（年間）	130	186	104	100	100	100
給付数（累計）	2,410	2,596	2,700	2,800	2,900	3,000



緊急通報装置



高齢者救急医療情報キット

3 安心できる住まいの確保（基本目標I－基本施策3）

基本施策3 安心できる住まい の確保	(1)介護保険サービス(施設・居住系サービス)の充実 (2)高齢者が暮らしやすい環境の充実 ①那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ②公共施設・民間施設のバリアフリー化 ③地域包括支援センターによるケアマネジャー等の支援 ④公共交通ネットワークの形成 ⑤交通事故防止対策 ⑥消費者被害の防止 ⑦防犯意識の向上 ⑧防災対策の推進 ⑨多様な住まいの確保（新規） ⑩居住を 支える仕組みの充実（新規） ⑪有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に係 る情報連携の強化（新規） ⑫温暖化対策（新規） ⑬感染症対策（新規）
---------------------------------	---

（1）介護保険サービス（施設・居住系サービス）の充実

概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が住み慣れた地域や在宅で安心して暮らすことができるための基盤となる施設及び居住系サービスです。 ◇介護老人福祉施設 ◇介護老人保健施設 ◇介護医療院 ◇介護療養型医療施設 <p>※それぞれのサービスの内容は、P134～141に記載しています。</p>
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加により家族の介護力の低下が想定されることから、施設・居住系サービスの充実を図るため、介護老人福祉施設の整備を計画しましたが、応募する法人がありませんでした。 ●給付費・利用者については概ね計画値どおりの実績でした。 ●一人暮らしの高齢者の増加により、今後も施設・居住系サービスは必要とされているため、今後も計画的な施設整備が必要となります。
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●第7期で介護老人福祉施設の整備ができなかった点等を踏まえ、実現可能な施設整備となるよう計画に計上します。 ●一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加により家族の介護力の低下が想定されることから、適切なサービス量を見込むとともに、施設・居住系サービスの充実に取り組みます。 ●指定介護療養型医療施設を整備運営する法人と協議し、確実な転換を行えるように支援します。

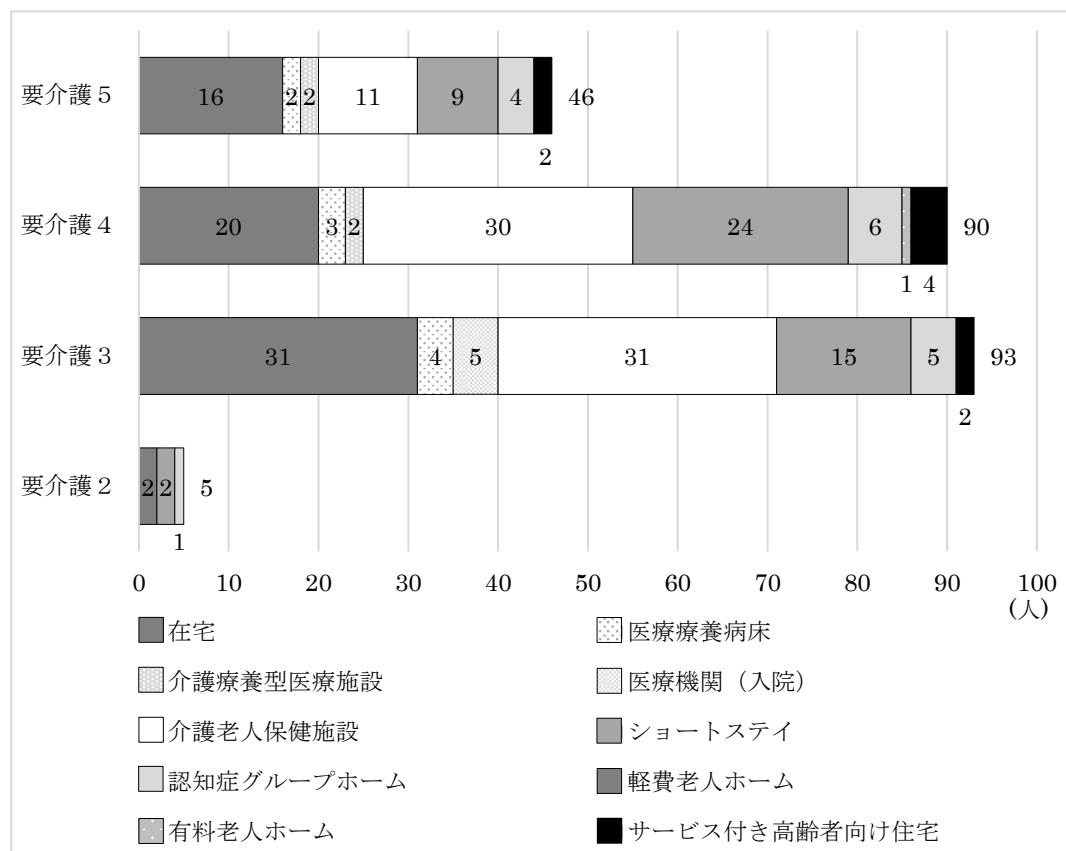
高齢者が住み慣れた地域や在宅で安心して暮らすことができるための基盤となる施設及び居住系サービスの基盤整備を進めています。

令和2（2020）年5月1日現在の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者の総数は、234人となっています。

要介護区分で見ると、要介護1が0人、要介護2が5人、要介護3が93人、要介護4が90人、要介護5が46人となっており、要介護4・5の重度者で58.1%を占めています。待機場所は、在宅で待機する要介護者が69人、医療療養病床が9人、介護療養型医療施設が4人、介護老人保健施設が最も多く72人、ショートステイを利用する者が50人、認知症グループホームが16人、有料老人ホームが1人、サービス付き高齢者向け住宅が8人、入院中が5人となっています。

要介護3～5は、在宅及びショートステイ、介護老人保健施設での待機者も多くなっています。

介護老人福祉施設入所待機者数



介護老人福祉施設の入所待機者数は、前述したとおり234人です。要介護1は居宅サービスの利用により在宅生活が可能であると考えられます。

要介護2は同居者がいる場合、居宅サービスの利用や家族のサポートにより、在宅での生活が可能であると考えられますが、一人暮らしで認知症のある方については見守りが必要となります。

要介護3は、介護度が上がる方と下がる方が混在していますが、寝たきり度・認知症度が進行している方もいるため、在宅での生活が困難になります。そのため、介護者・家族等の状況を考慮しました（認知症グループホーム入居者及び介護老人保健施設入所者を除く。）。

要介護4・5は、重度化しているため、常に介護が必要で、更に医療行為を必要とする方が多くなります。緊急に入所が必要な方もいるため特に設定せず、認知症グループホーム及び介護老人保健施設入居者を除く全員を対象としました。

精査後の介護老人福祉施設入所待機者数は93人で、そのうち在宅での待機者数は41人となっています。

介護老人福祉施設入所待機者数

(単位：人)

区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
在 宅	0	2	31	20	16	69
医 療 療 養 病 床	0	0	4	3	2	9
介護療養型医療施設	0	0	0	2	2	4
医療機関（入院）	0	0	5	0	0	5
介護老人保健施設	0	0	31	30	11	72
ショートステイ	0	2	15	24	9	50
認知症グループホーム	0	1	5	6	4	16
軽費老人ホーム	0	0	0	0	0	0
有料老人ホーム	0	0	0	1	0	1
サービス付き高齢者向け住宅	0	0	2	4	2	8
計	0	5	93	90	46	234

精査後（更に家族の介護力を考慮）の介護老人福祉施設入所待機者数

(単位：人)

区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
在 宅	0	0	5	20	16	41
医 療 療 養 病 床	0	0	0	3	2	5
介護療養型医療施設	0	0	0	2	2	4
医療機関（入院）	0	0	0	0	0	0
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0
ショートステイ	0	1	1	24	9	35
認知症グループホーム	0	0	0	0	0	0
軽費老人ホーム	0	0	0	0	0	0
有料老人ホーム	0	0	0	1	0	1
サービス付き高齢者向け住宅	0	0	1	4	2	7
計	0	1	7	54	31	93

介護保険施設*等の基盤整備については、入所待機者の状況や地域の事業所整備状況等を踏まえ、必要とされるサービス供給が可能となるような整備を推進していきます。

さらに、近年増加している有料老人ホーム等が、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況から、必要な介護サービス基盤の整備量を見込むため、有料老人ホーム等の入居定員総数及び整備予定総数を踏まえ検討を進めます。

第8期計画では、高齢者が住み慣れた地域や在宅で安心して暮らすことができるよう、必要なサービスを適切に利用できる基盤整備が必要です。このようなニーズを踏まえ、できる限り自立した生活ができ、重度化を防ぐような施設等の整備を進めていきます。

また、原則市民のみが利用できる地域密着型サービス事業所の整備を推進します。

第8期計画中の施設・居住系サービス基盤整備計画

サービス名	R 3		R 4		R 5		合計	
	施設	床数	施設	床数	施設	床数	施設	床数
特別養護老人ホーム（広域型）	1	10	—	—	—	—	1	10
介護医療院	1	51	—	—	—	—	1	51
認知症対応型共同生活介護	—	—	1	9	—	—	1	9
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	2	—	—	—	2	—
看護小規模多機能型居宅介護※	—	—	1	(9)	—	—	1	(9)
合計	2	61	4	9	—	—	6	70

※看護小規模多機能型居宅介護の（）内数値は宿泊定員



【サービス付き高齢者住宅】

バリアフリー*構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者の生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅のこと。

【有料老人ホーム】

食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかの便宜を供与することを目的とする施設のこと。

(2) 高齢者が暮らしやすい環境の充実

①那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略

概 要	●高齢者を支える生産年齢人口の比率を維持するために、若い世代を対象とした移住・定住促進施策を展開し、「選ばれるまち」づくりを進めます。
-----	---

②公共施設・民間施設のバリアフリー化

概 要	●高齢者の積極的な社会参加のため、安全・安心に利用できるよう、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、民間施設への普及を促進します。
-----	--

③地域包括支援センターによるケアマネジャー等の支援

概 要	●高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう主任ケアマネジャー*を中心に、主治医、ケアマネジャーなど多職種協働・連携による長期継続ケアマネジメント*の後方支援を行っています。
-----	--

④公共交通ネットワークの形成

概 要	●日常生活の移動に対して不安を感じることなく、安心して暮らせる生活を支える地域公共交通ネットワークの形成を目指します。 ●多様化する利用者ニーズや高齢化の進行に対応するため、隣接する市町へのゆーバスの乗り入れなど、利便性の高い広域的かつ総合的な地域公共交通ネットワークの形成を目指します。 ●市内交通空白地帯の解消に向けた運行エリアの拡大（ゆータクの拡充や新たなデマンド型交通の導入等）を検討し、地域の実情・要望に合った形態の導入を目指します。
-----	--

⑤交通事故防止対策

概 要	●高齢者の交通事故の割合は依然として高いことから、より効果的な高齢者向け交通安全教室や広報活動、反射材着用の推進などの施策を引き続き実施し、交通事故防止を図ります。
-----	--

⑥消費者被害の防止

概 要	●高齢者を狙った架空請求詐欺や悪質商法等の消費者トラブルが後を絶たないことから、事例や対処方法等の情報提供や啓発活動を行い、消費者被害の未然防止に努めます。 ●消費生活センターにおける相談業務の充実を図るほか、地域や団体が主催する講座に講師を派遣し、消費生活に関する知識の学習や啓発の機会を提供します。
-----	--

⑦防犯意識の向上

概 要	●地域社会の連帯意識が希薄化する中、多様化する犯罪に高齢者が巻き込まれることが少なくないことから、関係機関と連携し、防犯に関する情報の提供により一人一人の防犯意識の向上を図るほか、地域の防犯力を高めるためのリーダー育成や地域組織の設立や活動の支援に努め、犯罪の発生しにくい環境づくりを推進します。
-----	--

⑧防災対策の推進

概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●異常気象等により、全国各地で大規模災害が多発する中、災害に対する備えが重要なとなっています。 ●防災対策を推進するため、市民協働の防災体制づくりや地域防災計画の改訂等を随時実施します。 ●市民協働による災害に強いまちづくりの推進に重点を置き、自主防災組織が市内全域で結成できるよう支援します。 ●災害発生時には、自主防災組織を中心に、民生委員・児童委員などが連携して避難行動要支援者の避難支援をするための名簿の整備などにより、緊急時における各地区の役割を明確にし、初動時における体制の整備を図ります。 ●市・消防本部等及び自主防災組織は、防災訓練を実施する際には、避難行動要支援者に配慮したメニューを設定し、避難行動要支援者の支援について訓練を行います。
-----	--

⑨多様な住まいの確保（新規）

概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー*化や緊急時対応サービスなどが施された高齢者向け住宅や高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供などにより、高齢者等が身体状況等に応じて住み替えることのできる多様な住まいの確保を図ります。
-----	---

⑩居住を支える仕組みの充実（新規）

概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●見守り活動や交流事業などの地域支え合い活動を促進するとともに、地域での見守りや公的な福祉サービスなどを組み合わせた総合的な地域包括ケアシステムの構築を図ります。また、高齢者等の生活を支えるサービスの維持や住み替え支援制度の情報提供の充実などにより、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう努めます。
-----	---

⑪有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に係る情報連携の強化（新規）

概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●近年増加している有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等について、多様な介護ニーズの受け皿になっていることから、県等の関係機関との情報連携を強化し、施設の設置状況等の把握に努めるとともに、介護サービス相談員の積極的活用を通して、サービスの質の確保を図ります。
-----	--

⑫温暖化対策（新規）

概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●気温の上昇による超過死亡の増加が世界的に生じています。特に高齢者は、熱ストレスによる影響を受けやすいとされており、熱ストレスによる超過死亡者の増加が懸念されます。 ●温暖化による熱ストレスがもたらす影響について、ホームページ等の各種媒体により市民に啓発を行います。 ●特に熱中症については、熱中症予防情報メール等を活用し、高齢者施設への暑さ対策などの指導、民生委員や地域包括支援センター職員などによる高齢者への見守り活動など、対応力の強化を図ります。
-----	--

(13)感染症対策（新規）

概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●那須塩原市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、手洗い等の基本的な予防対策を周知し、まん延防止に努めます。 ●在宅の高齢者等の要援護者については、対象者を把握するとともに、必要となる生活支援（見回り、介護、食事提供、在宅患者への対応等）の検討をします。 ●重症化の予防のため「高齢者肺炎球菌感染症予防接種」や「インフルエンザ予防接種」、「肺がん健診（65歳以上の方は結核健診を兼ねる）」の一部助成や接種を推奨します。 ●新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症の情報収集及び介護サービス事業所との情報連携を行い、感染症予防対策に努めます。
-----	---



特別養護老人ホームでの
感染症対策の様子



グループホームでの防災訓練の様子

4 介護サービスの質の向上（基本目標I－基本施策4）

基本施策4 介護サービスの質の向上	(1)介護サービスの質の向上 ①介護サービス相談員派遣事業 ②事業者指導 ③地域密着型サービス運営推進会議（介護・医療連携推進会議）への参加 ④事業者指導における災害に対する備えの推進（新規） ⑤事業者指導における感染症に対する備えの推進（新規） ⑥外部評価・第三者評価の支援 ⑦各種連絡協議会の開催 ⑧介護人材の確保・育成（資質向上）（新規）
-----------------------------	---

（1）介護サービスの質の向上

①介護サービス相談員派遣事業

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービス利用者、又はその家族の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスの質的向上を図ることを目的としています。 ●介護サービス相談員は、介護サービス事業所を訪ね、サービス利用者やその家族の相談に応じるとともに、利用者が適正かつ充実したサービスが受けられるよう、介護サービス事業所や行政への橋渡し役も担っています。 																		
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●未派遣であった事業所へ派遣を開始したことにより、更に利用者等の疑問、不満及び不安の解消が図られ、介護サービス事業者の質の向上に寄与しました。 																		
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き事業を継続します。 ●新規で開設される地域密着型サービス事業所へ積極的に派遣を行います。また、既存の事業所で、未派遣の事業所についても、積極的・重点的に派遣の実施を図ります。 																		
実績と見込み	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">H30 (実績)</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">R1 (実績)</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">R2 (見込み)</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">R3 (計画)</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">R4 (計画)</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">R5 (計画)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">派遣先事業所数 (全体)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">92</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">93</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">96</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">99</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">102</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">【新規派遣事業所数】</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">【+3】</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">【+2】</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">【+3】</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">【+3】</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">【+3】</td></tr> </tbody> </table>	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)	派遣先事業所数 (全体)	92	93	96	99	102	【新規派遣事業所数】	【+3】	【+2】	【+3】	【+3】	【+3】
H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)														
派遣先事業所数 (全体)	92	93	96	99	102														
【新規派遣事業所数】	【+3】	【+2】	【+3】	【+3】	【+3】														

②事業者指導

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●サービスの質の確保・向上が図られるよう、事業者の育成・支援を念頭に、事業者からの日常的な相談・指導を行うほか、市が直接の指導監督権を有する地域密着型サービス*、総合事業、居宅介護支援を行う事業者に対して指導を行います。 ●実地指導 <ul style="list-style-type: none"> ◇おおむね3年に1回、介護サービス事業所を訪問し、文書・証票類等の確認やヒアリング等により運営上の指導を行います。 ◇運営基準・介護報酬基準に基づいた体制・運営が適正に実施されているか等報酬請求上の指導を行います。 ●集団指導 <ul style="list-style-type: none"> 適正なサービスを確保するための制度周知や、介護報酬請求に係る過誤や不正を防止するため、事業者の集団指導を行います。
-----------	---

第7期の評価	●介護保険法第23条及び市の指導指針に基づき、事業所において関係書類の確認や職員からの聞き取り、設備の確認等を行うことにより、介護サービス事業所及び管理者等のサービスの質の向上を図ることができました。					
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。 ●「介護保険施設*等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」に基づき、実地指導の効率性を向上させて実施します。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
実地指導件数	16	25	26	30	30	30

③地域密着型サービス運営推進会議（介護・医療連携推進会議）への参加

概要	●地域に開かれたサービスとして、サービスの質の確保を図ることを目的に開催され、利用者・家族・自治会長・民生委員・地域包括支援センター*・行政等が参加しています。 ●認知症対応型共同生活介護事業所・（看護）小規模多機能型居宅介護事業所・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所は少なくとも2か月に1回、地域密着型通所介護事業所・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所はおおむね6か月に1回以上開催しなければならないことになっています。
第7期の評価	●会議の構成員として各事業所の運営推進会議に参加することで、サービスの質が保たれているか確認することができました。
第8期の取組	●引き続き、会議の構成員として各事業所の運営推進会議に参加し、サービスの質の確認を図っていきます。

④事業者指導における災害に対する備えの推進（新規）

概要	●介護サービス事業所等への指導等を通して、事業等で作成している災害対策に関する具体的な計画や対応策、災害に係る訓練等の実施や必要な物資の備蓄・調達の状況を定期的に確認します。
第8期の取組	●実地指導や集団指導時に、災害対策に関する計画（マニュアル）の整備状況を確認します。 ●実地指導や運営推進会議等において、訓練の状況や、物資の備蓄状況等も確認します。

⑤事業者指導における感染症に対する備えの推進（新規）

概要	●介護サービス事業所等への指導等を通して、事業等で作成している感染症対策に関する具体的な対応策や、感染症に係る研修等の実施、必要な物資の備蓄・調達の状況を定期的に確認します。 感染症の予防や拡大防止について必要な普及啓発を行います。
第8期の取組	●実地指導や集団指導時に、感染症対策に関する計画（マニュアル）の整備状況を確認します。 ●実地指導や運営推進会議等において、研修の状況や、物資の備蓄状況等も確認します。

⑥外部評価・第三者評価の支援

概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、共通した評価基準に基づき、サービスの質、運営内容、経営内容等の良否について、専門的な見地から外部評価機関からの第三者評価を受けています。その評価結果の公表、改善が常に図られるよう支援します。 ●外部評価 認知症対応型共同生活介護事業者は、年1回、自ら提供するサービスの質の評価・点検（自己評価）を行うとともに、県が選定した評価機関が第三者の観点から行う評価（外部評価）を受け、それぞれの結果を対比し、外部評価の結果を踏まえて、総括的な評価を行い、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ります。 ●第三者評価 <ul style="list-style-type: none"> ◇社会福祉法による社会福祉事業の経営者が提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価するもので、福祉サービスの質の向上を支援し、利用者への情報提供を通して、利用者本位の福祉サービスの実現を目指しています。 ◇（看護）小規模多機能型居宅介護事業者と認知症対応型共同生活介護事業者は、介護保険の外部評価を持って、第三者評価とみなされます。
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症対応型共同生活介護事業者は第三者評価機関、（看護）小規模多機能型居宅介護事業者は運営推進会議を利用した外部評価をそれぞれ実施しています。運営推進会議を利用した、サービスの質の評価と改善に関し適切な助言をすることができました。
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、事業者がサービスの質の改善のため外部評価・第三者評価を実施し、その評価結果の公表、改善が常に図られるよう支援します。

⑦各種連絡協議会の開催

概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●市内にある介護サービス事業者等が、サービスの質の向上等を目的に各種連絡協議会を組織し、市はそれらの事務局として、その内容の充実と支援に努めています。 ●介護保険事業者連絡協議会 市内の介護保険事業者で組織され、介護保険事業を円滑に進め、被保険者の立場に立った質の高いサービスを効率的に提供することを目指しています。 ●地域密着型サービス事業者連絡協議会 市内の地域密着型サービス事業者で組織され、地域密着型サービス*を円滑に進め、質の高いサービスを効率的に提供することを目指しています。 ●ケアマネジャー連絡協議会 市内の居宅介護支援事業者、地域包括支援センター*の職員及び介護保険施設*等に勤務するケアマネジャー*（任意会員）で組織され、地域支援事業・介護保険の利用者の立場に立った公正中立かつ適正な介護サービス計画*の作成及びケアマネジャーの資質の向上を目指しています。
------------	---

第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険事業者連絡協議会 <ul style="list-style-type: none"> ◇介護保険事業者連絡協議会は、例年、年度末に会議を実施しており、翌年度からの制度改正や、事故報告の集計結果からの傾向と対応、介護サービス相談員の活動報告等の伝達を行い、情報の共有を図りました。なお、令和元（2019）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため書面開催にて実施しました。 ●ケアマネジャー連絡協議会 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成30（2018）年度に継続性を持った運営ができるように役員の任期を2年に会則を改正しました。令和元（2019）年度には、組織がより会員のスキルアップ、交流や情報交換などを支援でき、連絡協議会が地域のケアマネジャーの窓口となるよう組織改編の検討を行いました。 ◇地域介護、障害の連携を目的に他市のケアマネジャー連絡協議会や相談支援専門員と合同研修を開催し情報交換・共有を得られました。
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険事業者連絡協議会 <ul style="list-style-type: none"> ◇引き続き事業を継続します。 ◇事業者のサービス種別や職種別に問題を検討する部会等の設置について検討します。 ●地域密着型サービス事業者連絡協議会 <ul style="list-style-type: none"> ◇引き続き事業を継続します。 ●ケアマネジャー連絡協議会 <ul style="list-style-type: none"> ◇引き続き事業を継続します。

⑧介護人材の確保・育成（資質向上）（新規）

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●介護人材の確保には、さらなる待遇・環境改善が必要です。引き続き、介護職員待遇改善について、国・県の動向を踏まえ、対応策を検討するとともに、人材の新規参入を促進するため、県の施策とも連携して、介護職のイメージアップの促進に努めます。 ●事業者アンケート等により、人材確保の現状や意見を把握し、施策へ反映させていくことが肝要となります。 ●介護職員の資質向上やケアの質の確保のため研修会開催や、介護職員同士が日頃の悩み事などを相談しあったり、意見交換をしたりするなど、問題解決や新たなノウハウ取得などにつながるような場（交流会）を、関係機関と協力して開催し、人材の育成・質の向上・離職防止に努めます。 ●介護職員等が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するために、介護現場の業務効率化が急務となっています。
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●介護職を紹介するパンフレットを作成し、介護職へのイメージアップ促進を図ります。 ●人材育成・質の向上・離職防止を観点に、事業者のサービス種別や職種別に問題を検討する部会等の設置や意見交換ができる場の設置を検討します。 ●介護現場の負担軽減のため、介護関係の文書（指定申請・報酬請求・指導監督関連）について、負担軽減となるよう文書の簡素化等の取組を推進します。



【本市の要介護認定の取組み】

超高齢社会の進展に伴い、今後も増え続ける要介護（要支援）認定申請に対応するため、認定調査員の人員確保、認定調査員の質の向上、介護認定審査会の審査判定の平準化を図り、所要日数や申請件数の増加への対応、要介護認定*の適正化につなげることに取り組みます。

〈認定調査員とは〉

申請者本人の心身の状況等について聞き取り調査を行います。認定調査は、全国一律の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行われます。そのために、認定調査の方法や選択基準を理解し平準化を図ると共に、面接技術の向上に努めています。

〈介護認定審査会とは〉

保健・医療・福祉の専門家で構成される、要介護（要支援）認定等の審査・判定を行う機関。認定調査の内容、主治医意見書等を基に総合的に判断し、要介護（要支援）が必要な度合い、有効期間等を審査・判定します。

5 医療と介護の連携（基本目標Ⅰ－基本施策5）

基本施策5

医療と介護の連携

(1)医療と介護の連携の推進【重点施策】

(1) 医療と介護の連携の推進【重点施策】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業所などの関係者の連携を推進していきます。

概 要	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の医療・介護の資源の把握 地域の医療機関、介護事業所等の住所・連絡先、機能等を把握し、これまでに本市が把握している情報と合わせて、地域の医療・介護関係者と共有します。 ● 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策等の検討を行います。 ● 切れ目のない在宅医療と在宅介護*の提供体制の構築の推進 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進します。 在宅医療・介護連携を進める中で、看取り、認知症関係、感染症や災害時対応の取組を強化します。 ● 医療・介護関係者の情報共有の支援 情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。 ● 在宅医療・介護連携に関する相談支援 医療・介護関係者の連携を支援する在宅療養コーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援します。 ● 医療・介護関係者の研修 地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。 必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行います。 ● 地域住民への普及啓発 在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。 ● 在宅医療・介護連携に関する府内及び関係市町の連携 府内の関係部局との連携や、那須在宅医療圏内の市町や隣接する市町が連携し、在宅医療・介護連携を推進します。
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 那須塩原市、大田原市、那須町が共同で運営協議会を設立し、那須地区在宅医療・介護連携支援センターを設置し、那須地区の在宅医療と介護を一体的に提供できる連携体制を構築することができました。（平成30（2018）年6月開所） ● センターに配置した在宅療養コーディネーター（2名）と3市町が、那須郡市医師

	<p>会や那須歯科医師会等と連携し、在宅医療と介護の一体的な提供に向けた相談・研修会・講演会等を実施し、医療・介護の関係者間の連携する機会を拡大することができました。</p> <p>●医療・介護等の専門職で構成する多職種連携会議や那須在宅医療圏連絡会議を開催し、医師や歯科医師、訪問看護師、ケアマネジャー*、ヘルパー等を交え、連携に関する課題の把握、対応策について検討を行い、広報誌発行や研修会、講演会の開催など、在宅医療への理解を深める活動を行いました。</p>
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。



入退院支援のざっくばらんな懇談会（令和元年7月開催）



住民向け講演会（令和元年6月開催）

6 認知症施策の推進《認知症総合支援事業》(基本目標Ⅰ－基本施策6)

基本施策6

認知症施策の推進
『認知症総合支援事業』

(1)認知症予防の支援

(2)認知症に対する地域の理解・啓発の推進

- ①認知症サポーター養成講座

(3)認知症の人への支援体制の整備【重点施策】

- ①総合的な相談支援体制の整備 ②地域の見守りネットワークの構築
- ③認知症初期集中支援チームの発動 ④認知症地域支援推進員の育成
- ⑤チームオレンジコーディネーターの養成（新規）

(4)介護者支援

- ①介護サービス施設事業所の整備
- ②介護教室の開催、介護者サロン等の開催の支援

(5)若年性認知症施策の推進

- ①若年性認知症の人への支援（新規）

(6)権利擁護の推進

- ①日常生活自立支援事業(あすてらす)(再掲) ②成年後見制度の利用支援(再掲)
- ③高齢者虐待防止(再掲)

○認知症の人（若年性認知症を含む。以下同じ。）の大幅な増加が見込まれる中、必要な医療や介護のほか、日常生活における支援などの充実が求められています。

○認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を基盤とし、認知症施策推進大綱の基本的な考え方を踏まえ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指すため、認知症の人やその家族の意見も踏まえながら、「共生」と「予防」の施策を推進します。

(1) 認知症予防の支援

認知症予防の支援として、地域包括支援センター*との連携強化を図り、介護予防教室「元気もりもり講座」を中心とした認知症予防教室の開催を推進します。

(2) 認知症に対する地域の理解・啓発の推進

認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を図るとともに、認知症の人とその家族を地域で支える意識の啓発を推進します。

①認知症サポーター養成講座

概 要	●認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族とともに生きる認知症サポーターの養成を推進します。
第7期の評価	●計画を上回るサポーターを養成することができ、市民等に対し認知症に関する理解を広めることができました。 ●認知症高齢者の増加に伴い、サポーターの養成・確保拡大を図る必要があります。
第8期の取組	●認知症の正しい理解や認知症高齢者やその家族の負担を軽減するため、引き続き、地域の団体や小中学校、企業、商工会等の方を対象に、認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの育成・確保に取り組みます。 ●認知症地域支援推進員と連携協力し、認知症サポーター養成講座やフォローアップ研修等の開催により、サポーターを養成・確保します。 加えて、指導するキャラバンメイトを確保します。
実績と見込み	H30 (実績) R1 (実績) R2 (見込み) R3 (計画) R4 (計画) R5 (計画)
養成人数	5,830 6,668 7,000 7,700 8,400 9,100

(3) 認知症の人への支援体制の整備【重点施策】

認知症の人とその家族が安心して生活を送ることができるよう、地域包括支援センター^{*}等における総合的な相談支援体制の充実を図ると共に、地域住民や保健・医療・福祉分野の関係者等によるネットワークを構築し、認知症高齢者等SOSネットワークなど、地域の見守り体制を推進します。



認知症サポーター養成講座（薬剤師実習生向け）の参加者

①総合的な相談支援体制の整備

概 要	●認知症に関する様々な相談や必要な医療・介護保険サービスの提供など、適切に対応できる総合的な相談体制の整備を推進します。
第7期の評価	●地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の総合的な相談窓口としての体制を強化することができました。
第8期の取組	●引き続き、総合的な相談体制の充実に取り組みます。

②地域の見守りネットワークの構築

概 要	●認知症の人やその家族が安心して暮らすことができるよう、認知症への対応（予防・早期発見・ケア等）ができる地域の社会資源を活用し、地域で支える見守りネットワークの構築を推進します。
第7期の評価	●認知症により徘徊し行方不明になるおそれのある高齢者やその家族が安心して暮らせるよう、捜索協力や情報提供する協力者を募り、発見・保護する認知症高齢者等SOSネットワーク事業を創設しました。 ●地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、協力機関や協力者の参加を募りながら、地域で支える見守りネットワークの構築を推進することができました。
第8期の取組	●地域ケア会議や生活支援体制整備事業（地域住民助け合い事業）による地域づくりの一つとして認知症高齢者等SOSネットワーク事業を活用し、地域で見守るネットワーク体制（協力事業者、協力者）を拡充します。

③認知症初期集中支援チームの発動

概 要	●認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」により、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。
第7期の評価	●医師、地域包括支援センター等で構成する認知症初期集中支援チームを設置し、早期に支援できる体制を整備することができました。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。

④認知症地域支援推進員の育成

概 要	●認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整を行う認知症地域支援推進員の育成・設置を行います。
第7期の評価	●認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、医療機関や介護サービス事業者との連携支援や相談業務を行うことで、認知症の人やその家族を支援することができました。
第8期の取組	●認知症地域支援推進員による相談支援体制を拡充し、認知症ケアの向上を図ります。
実績と見込み	H30 (実績) R1 (実績) R2 (見込み) R3 (計画) R4 (計画) R5 (計画)
推進員数	3 9 12 13 14 15

⑤チームオレンジコーディネーターの養成（新規）

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを地域ごとに整備します。 ●チームオレンジコーディネーターは、地域で暮らす認知症の人やその家族を支援するチームオレンジ（認知症サポーターを中心に構成）の立ち上げ支援や運営支援を行う者として、創設されました。
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●チームオレンジコーディネーターの養成に取り組みます。

（4）介護者支援

①介護サービス施設事業所の整備（P105 参照）

②介護教室の開催、介護者サロン等の開催の支援

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅で介護する家族等を支援するため、介護者を対象とした認知症の理解や介護方法等を学ぶ介護教室の開催を推進します。また、地域住民が主体となって介護中の方や介護経験のある方が集まり、介護に関する問題や悩みを話し合う介護者サロン（認知症カフェ等）の開催を支援します。
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●介護教室の開催や地域住民が運営する介護者サロン（認知症カフェ等）の開催を支援し、認知症への理解を深め、介護者の不安軽減に資することができました。
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●介護者サロン（認知症カフェ等）の開催や新規立上げを支援し、介護者が孤立しないように、地域での交流の場づくりを推進します。

（5）若年性認知症施策の推進

①若年性認知症の人への支援（新規）

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳未満で発症する若年性認知症の人は、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題や、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なった複数介護等の特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に講じていく必要があります。 ●若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら適切な支援を受けられるよう、研修、講演会等による啓発、認知症カフェ等の居場所づくり等を支援します。
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症に関する講演会の開催や認知症の理解を広めるRUN伴イベントへ参加し、若年性認知症に関する普及啓発を図ることができました。 ●若年性認知症の人が参加できる認知症の関係団体（認知症カフェ等）と連携し、社会参加できる環境を整備することができました。
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●若年性認知症の人が、社会参加しやすいよう介護者サロン（認知症カフェ等）の開催や新規立上げを支援します。

(6) 権利擁護の推進

関係機関等との連携を図りながら、制度の説明や福祉サービスの利用を支援します。

①日常生活自立支援事業（あすてらす）の利用促進（再掲。P100 参照）

②成年後見制度の利用支援（再掲。P100 参照）

③高齢者虐待防止（再掲。P100 参照）



認知症カフェの様子



地域密着型特養老人ホームでのクラブ活動の様子

7 支え合う地域づくりの推進（基本目標Ⅰ－基本施策7）

基本施策7 支え合う地域づくりの推進	<p>(1)地域見守り支え合い体制の整備【重点施策】</p> <p>①地域住民助け合い事業</p>
	<p>(2)高齢者台帳(一人暮らし・高齢者のみ世帯)の整備</p>
	<p>(3)敬老事業の実施</p> <p>①敬老会の開催支援 ②敬老祝金・記念品の贈呈</p>

(1) 地域見守り支え合い体制の整備【重点施策】

- 高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加や認知症の人の増加が大きな課題となっています。
- 高齢者の在宅生活を支えるために活用できる地域の保健・医療・介護・福祉の関係者やN P O法人、ボランティア等の社会資源を洗い出し、地域包括支援センター*を中心とした地域ネットワークの構築を目指します。
- 地域ネットワークを構成する社会資源との連携や情報の共有化等の取組を支援するとともに、地域の住民やボランティア等が取り組む高齢者の安全・安心を支えるための見守りや安否確認等の活動を支援していきます。

①地域住民助け合い事業

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●行政によるサービスだけでなく多様な主体による、重層的な生活支援サービスが地域で提供される体制整備を支援します。 ●15公民館区に配置した地域支え合い推進員等が、地域の課題について協議する場（協議体）の設置を支援します。 ●元気な高齢者が担い手となり、地域住民がお互いに見守り、助け合うための組織を結成し、互助の仕組みの構築を進めます。 													
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●15公立公民館区全てに配置した地域支え合い推進員等が、高齢者を含めた地域住民がお互いに見守り助け合いながら、住み慣れた地域で生活を続けられるよう自治会を中心に見守り組織の結成を促し、地域づくりを推進することができました。年々、見守り組織は増加しています。 ●見守り組織活動の中で見えてきた地域の課題について、解決に向けて協議する場（協議体）の新規立上げ及び継続支援が必要です。 													
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●地域共生社会*を踏まえ、引き続き事業を継続し、地域の実情に応じた地域住民による見守り助け合う地域づくりを推進します。 ●見守り組織を結成し、協議体としての充実を図ります。 													
実績と見込み	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #f2f2f2;">H30 (実績)</th><th style="text-align: center; background-color: #f2f2f2;">R1 (実績)</th><th style="text-align: center; background-color: #f2f2f2;">R2 (見込み)</th><th style="text-align: center; background-color: #f2f2f2;">R3 (計画)</th><th style="text-align: center; background-color: #f2f2f2;">R4 (計画)</th><th style="text-align: center; background-color: #f2f2f2;">R5 (計画)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">見守り活動実施 自治会数</td><td style="text-align: center;">73</td><td style="text-align: center;">84</td><td style="text-align: center;">110</td><td style="text-align: center;">115</td><td style="text-align: center;">120</td><td style="text-align: center;">125</td></tr> </tbody> </table>	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)	見守り活動実施 自治会数	73	84	110	115	120	125
H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)									
見守り活動実施 自治会数	73	84	110	115	120	125								

(2) 高齢者台帳（一人暮らし・高齢者のみ世帯）の整備

概 要	●一人暮らし等の高齢者に対して、緊急時の対応や在宅福祉サービス提供のため、民生委員等の協力を得て台帳を整備し、関係者間での情報共有を図ります。
第7期の評価	●高齢者台帳は、一人暮らし高齢者等の基礎資料として、安心した在宅生活の支援に寄与しました。 ●一人暮らし高齢者等の増加に対応できるよう、高齢者台帳整備を進める必要があります。
第8期の取組	●引き続き事業を継続し、高齢者台帳の整備及び情報の共有を図ります。

(3) 敬老事業の実施

①敬老会の開催支援

概 要	●長年、地域社会に貢献してきた高齢者に対して敬意を表し、各地区の自治会などが中心となり開催する、地域の自主性、独自性を重んじた敬老会を支援します。
第7期の評価	●高齢者を敬い長寿を祝うとともに、若い世代への敬老思想の浸透を図ることにより、高齢者の生きがいづくりに寄与しました。 ●今後も対象者が増える見込みのため、開催支援方法の検討が必要です。
第8期の取組	●引き続き事業を継続しながら、開催支援方法の検討を進めます。

②敬老祝金・記念品の贈呈

概 要	●高齢者の長寿を祝福して、人生の祝年を迎える高齢者に対し、敬老祝金・記念品を贈呈します。
第7期の評価	●敬老祝金・記念品を贈呈することにより、高齢者の長寿を祝福し、幸福を感じていただくことにより、高齢者の生きがいづくりに寄与しました。 ●今後も対象者が増える見込みのため、贈呈内容の検討が必要です。
第8期の取組	●引き続き事業を継続しながら、贈呈内容などの検討を進めます。



敬老祝金・記念品贈呈の様子

8 地域包括支援センターの機能・運営の強化（基本目標Ⅰ－基本施策8）

基本施策8

地域包括支援センター
の機能・運営の強化

(1)地域包括支援センター機能・運営の強化

(2)基幹型地域包括支援センターの設置（新規）

(1) 地域包括支援センター機能・運営の強化

概要	●高齢者の自立支援・介護予防*・重度化防止の推進、生活支援サービスの充実、総合事業の推進に当たっては、地域包括支援センター*の機能・運営強化が必要不可欠となります。 ●高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見据え、地域包括ケアシステムの実現、地域共生社会*の実現に向け、地域包括支援センター業務の円滑かつ効率的な推進を確保しながら、「専門職関与」や他事業との連携による一般介護予防事業の推進、「P D C Aサイクルに沿った推進」、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を図ります。
第7期の評価	●センター運営（介護予防ケアマネジメント*、人員体制等）について管理者及び施設長と協議し、令和2（2020）年度から、センターの人員増による業務体制の充実、業務指針となる実施方針の策定、事業評価指標によるチャート化における評価など、機能強化や運営強化に向けた体制を整備することができました。
第8期の取組	●高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応するため、センター間及び行政との業務の役割分担の明確化・連携強化、P D C Aサイクルの充実による効果的な運営を継続させ、センターの機能・運営を強化します。

(2) 基幹型地域包括支援センターの設置（新規）

概要	●今後、高齢者の増加に伴い、地域包括支援センターの果たす役割はますます重要になってくるため、市内8ヶ所の地域包括支援センターの総合調整や後方支援を行う、基幹型地域包括支援センターを設置します。
第8期の取組	●市担当部署内に、基幹型地域包括支援センターを設置します。

第2節 高齢者の社会参加の促進

1 居場所づくり・社会参加の促進（基本目標Ⅱ－基本施策1）

○元気な高齢者と要支援・要介護認定*を受けている高齢者が一緒に、地域において生きがいや役割を持って生活できるような集いの場、通いの場など、身近に参加できる居場所づくりや社会参加を推進します。

○団塊の世代をはじめとするシニア世代は、豊富な経験や知識を持ち地域活動やまちづくりに欠かせない存在です。

基本施策1 居場所づくり・社会参加の促進	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; border-radius: 10px;"> <p>(1)高齢者の多様な交流の場の支援【重点施策】</p> <p>①生きがいサロン推進事業の実施 ②新しい居場所づくりの推進 ③元気アップデイサービス事業(再掲) ④シニアセンターを拠点とした居場所づくり(再掲)</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; border-radius: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>(2)高齢者の多様な活動の支援【重点施策】</p> <p>①就労的活動支援コーディネーターの配置（新規） ②老人クラブの活動支援 ③シルバー人材センターの活動支援 ④シルバー大学校同窓会会員との連携 ⑤介護支援ボランティアポイント事業の推進 ⑥高齢者就職活動応援（新規）</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; border-radius: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>(3)生涯現役応援体制への協力</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; border-radius: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>(4)生涯学習、スポーツ、レクリエーションの場の提供</p> <p>①生涯学習の場の提供 ②スポーツ・レクリエーション活動の場の提供 ③スポーツボランティア活動の場の提供</p> </div>
---------------------------------	--

（1）高齢者の多様な交流の場の支援【重点施策】

①生きがいサロン推進事業の実施

概要	<p>●地域の人材を活用し、地域が運営する寄り合いどころである「生きがいサロン」の開設により、高齢者が住み慣れた地域で楽しみと生きがいを見出し、いきいきと安心して日常生活を送るための支援を行い、地域内の見守り・助け合いの精神の醸成を図り、地域福祉の向上を推進します。</p>
第7期の評価	<p>●高齢者が住み慣れた地域で多様な交流が図れ、閉じこもり防止及び孤立防止に効果がありました。</p>
第8期の取組	<p>●引き続き事業を継続しながら、サロン実施担当者への研修会などを実施し、より良いサロンの開催について支援を進めます。 また、サロンが無い自治会等に、サロンの立ち上げ支援を進めます。</p>

実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
箇所数	60	61	62	63	64	65

②新しい居場所づくりの推進

概 要	●高齢化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者、認知症高齢者などが増加する見込みのため、地域住民助け合い事業において高齢者の身近な地域における新しい居場所づくりを推進します。
-----	--

③シニアセンターを拠点とした居場所づくり（再掲。P94 参照）

④元気アップデイサービス事業（再掲。P95 参照）

（2）高齢者の多様な活動の支援【重点施策】

高齢者が豊かな生活と健康の維持・増進を図るため、地域活動やボランティア、就労を通して、高齢者自らが社会を支える一員としての役割を見出し、豊富な経験や知識、技能を生かした活動ができるよう支援します。

①就労的活動支援コーディネーターの配置（新規）

概 要	●高齢者の社会参加を促進するため、就労的活動の場を提供できる民間企業や団体等と連携し、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする就労的活動支援コーディネーターを配置します。
第8期の取組	●就労的活動支援コーディネーターを配置します。

②老人クラブの活動支援

概 要	●高齢者の社会活動への参加を促進するため、仲間づくりや健康づくり、趣味や教養などの学習活動、社会奉仕やその他の地域活動など、自らの生きがいを高める様々な活動を支援します。					
第7期の評価	●クラブ数や会員数の減少が続いているため、社協によりより会員募集の周知をしました。 ●高齢者の仲間づくりや健康づくりなどの推進に寄与しています。					
第8期の取組	●引き続き事業を継続し、事務局である社会福祉協議会と連携を図り、PR活動等により会員数の減少の防止に努めます。					

実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
老人クラブ数	56	53	51	51	51	51

③シルバー人材センターの活動支援

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センターは、高齢者の知識・経験・能力が生かされる仕事を家庭・事業所・公共団体等から受け、会員に提供しています。 ●シルバー人材センターが実施している受注の拡大、生活支援サービスの拡大に向けた技能講習の充実、会員組織活動の強化、事務局機能の強化等を支援します。 					
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●就業年齢の引き上げや、多様な働き方などにより、新規会員数が減少していますが、高齢者の就業機会の確保や高齢者の能力を活用した活力ある地域社会づくりの推進に寄与しました。 					
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き事業を継続し、PR活動等により新規会員獲得の支援に努めます。 					
実績と見込み	H3O (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
会員数	741	729	743	750	750	750

④シルバー大学校同窓会会員との連携

概要	●栃木県シルバー大学校の卒業生が、同校で学んだ知識や経験を生かし、地域活動を実践しています。
第7期の評価	●シルバー作品文化祭への協力、シニアサポーターとの連携など社会参加の促進を図ることができました。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。

⑤介護支援ボランティアポイント事業の推進

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が、介護保険事業所等でボランティア活動を行うことで、社会参加の促進や健康増進・介護予防*を図ることを目的とし、ボランティア活動を始めるきっかけとなる事業を推進します。 					
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の社会参加の促進と、本人の健康増進や介護予防に効果が見られました。 ●新型コロナウイルス感染症流行以前は、着実に登録者数が増加していましたが、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、新規登録者は見込めませんでした。 					
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き事業を継続し、事業の周知、事業説明会の開催等により、ボランティア活動登録者数の増加を目指します。 					
実績と見込み	H3O (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
ボランティア活動登録者数	173	180	180	185	190	195

⑥高齢者就職活動応援（新規）

概要	●これから仕事をしたいと考えている方、就職活動の仕方がわからない方などを対象に、企業とのミニ合同面接会や個別相談会を開催し、高齢者の就労支援を行います。
----	--

(3) 生涯現役応援体制への協力

概 要	●高齢者の社会参加（ボランティア活動、就労、学習等）の促進を図り、健康で意欲を持った高齢者がいきいきと輝く生涯現役社会の実現を目指すため、生涯現役応援体制の構築を推進します。
第7期の評価	●栃木県から委嘱を受けた、研修会参加にかかる実費弁償などシニアサポートへの活動支援を行いました。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。

(4) 生涯学習、スポーツ、レクリエーションの場の提供

①生涯学習の場の提供

概 要	●公民館の高齢者学級において開催している各種講座、地域活動の実践のための学習機会である栃木県シルバー大学校の活用を積極的に呼びかけ、様々な学習の機会が得られるよう支援します。 ●公民館等の生涯学習講座、文化交流活動、シルバー作品文化祭など活動成果の発表の場の提供を行います。
第7期の評価	●シルバー作品文化祭を開催し、活動発表など場の提供に寄与しました。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。

②スポーツ・レクリエーション活動の場の提供

概 要	●高齢者の交流、体力の維持、健康の増進を目的としたスポーツ活動や健康体操、社交ダンス、カラオケなどレクリエーション活動の促進を図ります。
第7期の評価	●老人クラブスポーツ大会、生きがいサロン等の適切な開催支援により、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供に寄与しました。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。

③スポーツボランティア活動の場の提供

概 要	●スポーツボランティア制度では、スポーツイベントでの協力スタッフとしてボランティア活動の場を提供しています。
第7期の評価	●市主催の大きなイベント等での協力スタッフとして、支えるスポーツ活動への参加が行われました。（ボランティア登録者 49 人、内高齢者 32 人）
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。

第3節 介護サービス等の適正な運営

1 介護サービス事業量等の見込み（基本目標Ⅲ－基本施策1）

基本施策1

介護サービス事業
量等の見込み

(1)介護給付サービスの利用者数

(2)介護予防サービスの利用者数

(3)介護給付サービスの給付費

(4)介護予防サービスの給付費

(1) 介護給付サービスの利用者数

区分	第7期(実績)		(見込み)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅サービス			
訪問介護	5,124	5,266	4,776
訪問入浴介護	310	301	312
訪問看護	2,294	2,208	2,436
訪問リハビリテーション	538	809	672
居宅療養管理指導	3,198	3,677	4,140
通所介護	10,066	9,935	9,084
通所リハビリテーション	2,966	3,267	3,636
短期入所生活介護	4,187	4,496	4,200
短期入所療養介護	64	101	132
特定施設入居者生活介護	1,206	1,273	1,344
福祉用具貸与	12,609	12,580	12,240
特定福祉用具販売	198	213	168
住宅改修	150	137	156
居宅介護支援	20,956	20,893	20,484
計	63,866	65,156	63,780
地域密着型サービス			
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	1	0	96
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	649	618	636
小規模多機能型居宅介護	2,447	2,289	2,220
認知症対応型共同生活介護	1,807	2,041	2,256
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,620	1,638	1,668
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	264
地域密着型通所介護	3,381	3,201	2,916
計	9,905	9,787	10,056
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	3,001	2,928	3,036
介護老人保健施設	3,345	3,675	3,948
介護医療院	9	12	12
介護療養型医療施設	199	194	204
計	6,554	6,809	7,200

(単位：人)

区分	第8期推計			令和7年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅サービス				
訪問介護	4,968	5,220	5,460	5,544
訪問入浴介護	360	384	408	384
訪問看護	2,472	2,604	2,736	2,748
訪問リハビリテーション	708	768	780	792
居宅療養管理指導	4,260	4,488	4,728	4,716
通所介護	9,492	9,948	10,380	10,632
通所リハビリテーション	3,828	4,008	4,176	4,272
短期入所生活介護	4,344	4,584	4,812	4,824
短期入所療養介護	204	228	228	228
特定施設入居者生活介護	1,368	1,416	1,440	1,536
福祉用具貸与	12,720	13,392	14,004	14,196
特定福祉用具販売	168	168	168	180
住宅改修	180	180	192	192
居宅介護支援	21,276	22,368	23,316	23,832
計	66,348	69,756	72,828	74,076
地域密着型サービス				
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	108	144	168	192
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	672	684	732	732
小規模多機能型居宅介護	2,316	2,460	2,568	2,616
認知症対応型共同生活介護	2,304	2,508	2,580	2,700
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,668	1,668	1,668	1,920
看護小規模多機能型居宅介護	228	312	336	348
地域密着型通所介護	3,012	3,168	3,324	3,396
計	10,308	10,944	11,376	11,904
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	3,336	3,396	3,396	3,948
介護老人保健施設	3,960	3,960	3,960	4,584
介護医療院	612	612	612	852
介護療養型医療施設	192	192	192	-
計	8,100	8,160	8,160	9,384

(2) 介護予防サービスの利用者数

区分	第7期(実績)		(見込み)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居住サービス			
介護予防訪問入浴介護	12	1	0
介護予防訪問看護	540	679	852
介護予防 訪問リハビリテーション	210	193	144
介護予防居宅療養管理指導	567	625	636
介護予防 通所リハビリテーション	1,352	1,627	1,848
介護予防短期入所生活介護	187	170	132
介護予防短期入所療養介護	6	4	0
介護予防 特定施設入居者生活介護	468	525	552
介護予防福祉用具貸与	3,991	4,376	4,932
介護予防特定福祉用具販売	87	88	108
介護予防住宅改修	102	105	156
介護予防支援	5,196	5,794	6,516
計	12,718	14,187	15,876
地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	2	16	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	726	712	804
介護予防認知症対応型共同生活介護	59	84	84
計	787	812	888

**【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】**

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい要介護認定*者のための施設。入所により、食事・入浴・排せつなどの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられる。

【介護老人保健施設】

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。利用者の状況に合わせた介護サービス計画(ケアプラン)*に基づき、医学的管理の下で、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができる。

(単位：人)

区分	第8期推計			令和7年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居住サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	852	900	924	960
介護予防 訪問リハビリテーション	132	132	144	144
介護予防居宅療養管理指導	660	684	708	744
介護予防 通所リハビリテーション	1,884	1,968	2,028	2,112
介護予防短期入所生活介護	132	132	132	156
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防 特定施設入居者生活介護	564	588	600	636
介護予防福祉用具貸与	5,040	5,232	5,400	5,652
介護予防特定福祉用具販売	144	156	156	168
介護予防住宅改修	192	216	216	228
介護予防支援	6,660	6,900	7,140	7,464
計	16,260	16,908	17,448	18,264
地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	816	852	876	912
介護予防認知症対応型共同生活介護	84	96	108	108
計	900	948	984	1,020



【介護医療院】

今後、増加が見込まれる慢性的な医療的・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たに創設された施設のこと。

【介護療養型医療施設】

慢性疾患有し、長期の療養が必要な要介護認定者のために、介護職員が手厚く配置された医療機関(施設)。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという人が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる。

【特定施設入居者生活介護】

介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム*、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して食事・入浴・排せつ等の介護その他必要な日常生活上の支援を行う。

(3) 介護給付サービスの給付費

区分	第7期(実績)		(見込み)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居住サービス			
訪問介護	259,622	303,608	301,958
訪問入浴介護	17,667	16,825	16,748
訪問看護	93,312	87,904	100,894
訪問リハビリテーション	18,917	28,405	23,477
居宅療養管理指導	19,168	25,864	34,150
通所介護	925,307	879,977	821,815
通所リハビリテーション	196,300	208,329	235,865
短期入所生活介護	450,283	482,829	522,309
短期入所療養介護	4,081	10,498	10,322
特定施設入居者生活介護	210,412	228,664	255,164
福祉用具貸与	174,759	173,560	167,044
特定福祉用具販売	6,535	6,712	5,076
住宅改修	14,128	12,643	14,736
居宅介護支援	297,120	294,811	291,267
小計	2,687,611	2,760,629	2,800,825
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	85	0	16,454
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	64,761	60,566	65,725
小規模多機能型居宅介護	425,803	391,129	382,283
認知症対応型共同生活介護	416,571	489,951	559,187
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	418,074	424,766	439,243
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	48,248
地域密着型通所介護	292,178	286,283	276,890
小計	1,617,472	1,652,695	1,788,030
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	739,526	715,066	767,562
介護老人保健施設	876,552	998,302	1,078,825
介護医療院	3,223	4,194	4,242
介護療養型医療施設	57,320	59,109	63,601
小計	1,676,621	1,776,671	1,914,230
合計	5,981,704	6,189,995	6,503,085

(単位：千円)

区分	第8期推計			令和7年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅サービス				
訪問介護	324,352	342,928	361,083	359,805
訪問入浴介護	17,951	19,199	20,438	19,199
訪問看護	104,089	109,855	115,783	115,464
訪問リハビリテーション	25,218	27,425	27,774	28,320
居宅療養管理指導	35,356	37,271	39,275	39,156
通所介護	870,156	914,437	958,090	971,330
通所リハビリテーション	253,023	265,495	277,527	281,074
短期入所生活介護	556,744	590,083	622,558	615,336
短期入所療養介護	17,376	19,517	19,517	19,517
特定施設入居者生活介護	261,149	270,072	274,492	293,557
福祉用具貸与	174,592	184,456	193,820	193,767
特定福祉用具販売	5,186	5,186	5,186	5,575
住宅改修	17,186	17,186	18,170	18,170
居宅介護支援	304,819	321,010	334,977	341,204
小計	2,967,197	3,124,120	3,268,690	3,301,474
地域密着型サービス				
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	15,001	20,174	22,851	27,737
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	70,081	71,380	77,136	76,079
小規模多機能型居宅介護	399,264	426,640	446,572	450,844
認知症対応型共同生活介護	574,589	626,426	644,142	674,132
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	441,941	442,186	442,186	509,490
看護小規模多機能型居宅介護	39,261	54,413	56,665	58,238
地域密着型通所介護	290,210	307,401	324,430	327,199
小計	1,830,347	1,948,620	2,013,982	2,123,719
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	853,920	870,731	870,731	1,005,798
介護老人保健施設	1,089,377	1,089,982	1,089,982	1,261,267
介護医療院	81,096	81,141	81,141	115,305
介護療養型医療施設	60,184	60,217	60,217	-
小計	2,084,577	2,102,071	2,102,071	2,382,370
合計	6,882,121	7,174,811	7,384,743	7,807,563

(4) 介護予防サービスの給付費

区分	第7期(実績)		(見込み)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅サービス			
介護予防訪問入浴介護	343	8	0
介護予防訪問看護	14,855	19,145	24,049
介護予防訪問リハビリテーション	6,159	6,343	4,191
介護予防居宅療養管理指導	4,137	4,535	5,284
介護予防通所リハビリテーション	39,232	49,103	54,938
介護予防短期入所生活介護	6,915	5,518	4,121
介護予防短期入所療養介護	175	156	0
介護予防特定施設入居者生活介護	30,589	34,264	36,483
介護予防福祉用具貸与	23,692	27,423	32,912
介護予防特定福祉用具販売	2,167	2,345	2,886
介護予防住宅改修	10,802	10,729	14,620
介護予防支援	23,260	25,774	28,889
小計	162,326	185,343	208,373
地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	159	597	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	38,923	39,818	46,306
介護予防認知症対応型共同生活介護	13,015	19,244	19,439
小計	52,097	59,659	65,745
合計	214,423	245,002	274,118

**【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】**

定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

【地域密着型通所介護】

老人デイサービスセンターなどで提供される食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練をいう(ただし、利用定員が 18 人以下のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるもの除去)。

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

介護保険の指定を受けた入居定員が 29 人以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム*、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。

【訪問介護】

訪問介護員が介護を受ける人の自宅を訪れて、日常生活のサポートをするサービスのこと。

【訪問看護】

在宅で介護を受ける高齢者等に主治医の指示に基づき看護師等を派遣し、病状の確認や医療処置を行うこと。

(単位：千円)

区分	第8期推計			令和7年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	24,431	25,809	26,491	27,535
介護予防訪問リハビリテーション	4,105	4,107	4,490	4,490
介護予防居宅療養管理指導	5,502	5,691	5,898	6,199
介護予防通所リハビリテーション	56,508	59,043	60,799	63,303
介護予防短期入所生活介護	4,133	4,135	4,135	4,925
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	37,366	39,198	39,857	42,327
介護予防福祉用具貸与	33,616	34,894	36,015	37,695
介護予防特定福祉用具販売	3,923	4,194	4,194	4,577
介護予防住宅改修	18,624	21,020	21,020	22,082
介護予防支援	29,709	30,797	31,868	33,314
小計	217,917	228,888	234,767	246,447
地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	47,540	49,564	51,039	53,037
介護予防認知症対応型共同生活介護	19,558	22,365	25,160	25,160
小計	67,098	71,929	76,199	78,197
合計	285,015	300,817	310,966	324,644



【小規模多機能型居宅介護】

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

【看護小規模多機能型居宅介護】

医療ニーズの高い利用者の状況に応じて、小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を付加したサービスが受けられます。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話をすることで、随時対応も受けられます。

【認知症対応型通所介護】

認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

2 地域支援事業量等の見込み（基本目標Ⅲ－基本施策2）

基本施策2 地域支援事業量等の見込み

区分	第7期（実績）		(見込み)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護予防・日常生活支援総合事業			
第1号訪問事業	35,180	35,236	42,027
第1号通所事業	129,981	123,321	120,747
介護予防ケアマネジメント事業	26,925	25,742	25,084
一般介護予防事業費	7,359	7,162	7,910
上記以外	1,022	1,062	1,406
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業			
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	108,653	107,074	148,904
任意事業	12,208	11,755	18,372
包括的支援事業（社会保障充実分）			
在宅医療・介護連携推進事業	4,436	4,455	5,461
生活支援体制整備事業	30,860	38,708	42,309
認知症総合支援事業	81	27	169
地域ケア会議推進事業	178	252	1,033
計	356,883	354,794	413,422

**【居宅介護支援】**

居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた居住サービス計画（ケアプラン*）を作成すると共に、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。介護保険施設*へ入所する場合は施設への紹介等を行う。

【居宅療養管理指導】

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが在宅で介護を受ける人の家庭を訪れ、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯みがき指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行うこと。

【短期入所生活介護（ショートステイ）】

在宅で介護を受けている人が短期間施設に入所すること。日常的に在宅介護*をしている家族の都合や、リフレッシュ、また本人の施設でのリハビリ目的でも利用できる。

【短期入所療養介護】

介護老人保健施設、介護療養型医療施設で短期入所し、介護予防*を目的として、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う。

【訪問リハビリテーション】

理学療法士等から、身体の機能回復のために専門的な訓練を在宅で受けること。

(単位：千円)

区分	第8期推計			令和7年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護予防・日常生活支援総合事業				
第1号訪問事業	48,132	50,520	51,502	47,177
第1号通所事業	199,685	205,633	211,759	186,508
介護予防ケアマネジメント事業	37,111	37,111	37,111	45,955
一般介護予防事業費	9,096	9,096	9,096	12,609
上記以外	1,406	1,406	1,406	1,741
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業				
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	150,960	150,960	150,960	157,916
任意事業	18,522	18,522	18,522	19,740
包括的支援事業（社会保障充実分）				
在宅医療・介護連携推進事業	6,105	6,105	6,105	7,042
生活支援体制整備事業	45,000	45,000	45,000	42,309
認知症総合支援事業	315	315	315	2,727
地域ケア会議推進事業	675	675	675	1,033
計	517,007	525,343	532,451	524,757



【通所介護】

一般的に「デイサービス」と呼ばれ、在宅で介護を受けている人が、日帰りで施設サービスを利用すること。送迎や食事、入浴、レクリエーションや機能訓練を受けることもできる。

【通所リハビリテーション（デイケア）】

在宅で介護を受けている人が、日帰りで医療機関や介護老人保健施設を訪れ、リハビリテーションを受けること。心身の機能に低下が見られる人が対象となる。

【特定福祉用具販売】

利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスで、その用途が貸与になじまない福祉用具の販売を行う。

【福祉用具貸与】

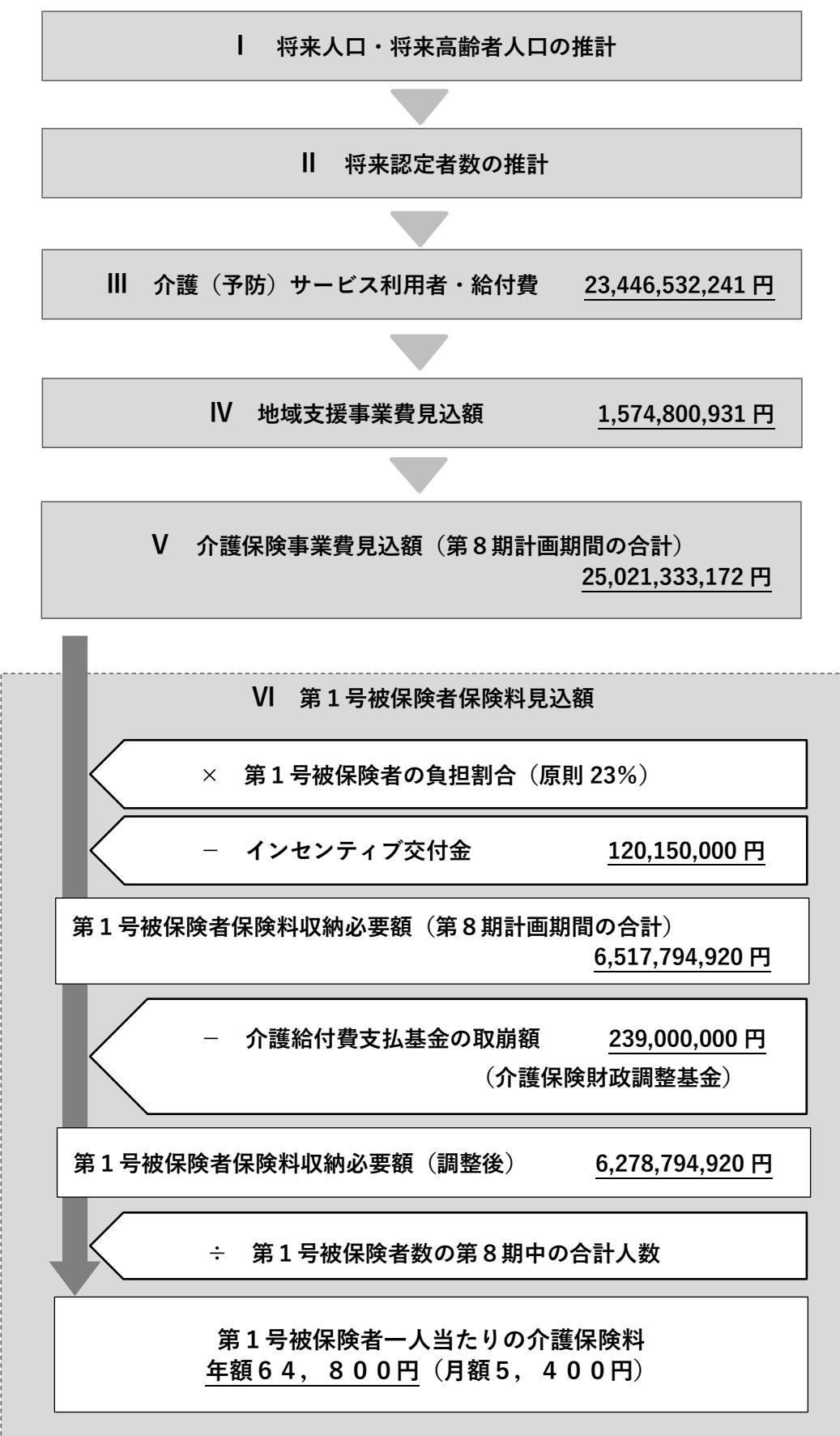
高齢者の身体機能の変化に対応するため、福祉用具指定を受けた用具が借りられる。

【訪問入浴介護】

在宅にて介護を受けている人が、自宅浴室等での入浴が困難な場合に、巡回入浴車で各家庭を訪問し、居間等での入浴及び介助を行う。

3 保険料設定の考え方（基本目標Ⅲ－基本施策3）

基本施策3 保険料設定の考え方



4 適正な給付と介護保険の健全化（基本目標Ⅲ－基本施策4）

基本施策4

適正な給付と介護保
険の健全化

(1)介護給付等費用適正化事業

介護給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険の信頼性を高めると共に、持続可能な介護保険制度の構築につながるもので。このため、次の事業に取り組みます。

概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護認定*の適正化 要介護認定を行うに当たり、当市において直営での認定調査及び介護認定審査会を運営します。 認定調査は、調査基準の妥当性・認識の平準化を図ると共に、客観的に内容のチェックを行います。また、審査会は、職種に偏らない合議体の編成や半年ごとのメンバー入れ替えを行い、各合議体の平準化を図ると共に、全国の保険者と比較した分析等を行い適正な認定に努めます。 ●ケアプラン*の点検 ケアマネジャー*が作成した居宅介護サービス*計画、介護予防*サービス計画の内容について、事業者に資料提出を求め、事業所訪問等を行い、ケアプラン作成の過程を確認すると共に、利用者にとって自立支援に資する適切なプランの内容かどうか点検し、ケアマネジャーへ気づきを促す支援を行います。 ●住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査 利用者の状態にあった住宅改修となるよう、事前の改修理由の確認や利用者の居宅訪問、改修前の工事見積書の点検を行い、本人の状態にあった改修が行われているかどうか確認を行います。 また、購入（貸与）した福祉用具が適正に利用されているか、利用者の状態に合っているか、利用方法や利用状況の確認を行います。 ●医療情報との突合、縦覧点検 国保連合会介護給付適正化システムから提供される「医療情報との突合」「縦覧点検」情報の確認等について点検を行います。 ●介護給付費通知 サービスの利用者又はその家族へ、利用したサービスとその費用額及び給付額等を記載した通知を定期的に送付します。 ●給付実績の活用 国保連合会から得た給付実績情報をもとに、事業所別やサービス別等それぞれ体系別に比較することで、不正や特異な事例を抽出し情報の確認を行います。
第7期の 評価	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な要介護認定のため、介護認定調査員の定期的な研修や勉強会、介護認定審査会委員の合議体構成委員の半年ごとの入れ替え等を行い、適正な介護認定につなげることができました。 ●ケアプランの点検で事業所を訪問し、必要な支援を行いました。 ●医療費との突合・縦覧点検については、国保連合会から提供される情報等の確認を実施しました。 ●住宅改修等の事前・事後申請の書類点検については全件実施。訪問点検については年1～3件を実施しました。

	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス利用者に対し給付費通知を送付し、改めてサービス内容を確認し、適正な請求に向けた抑制効果に努めました。 ●「要介護認定*の適正化」「介護給付費通知」「医療情報との突合・縦覧点検」については計画的に実施しました。一方で、「ケアプラン*点検」「住宅改修等の点検」については、実施しているものの調査件数が少ない状況でした。 		
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き事業を実施し、介護給付の適正化に努めます。 ●職員の知識・技術等専門性を高め、調査件数を拡大する等、実施方法や実施体制を検討します。 		
実績	H3O (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)
要介護認定の適正化	半年毎に審査会委員の入替 審査会委員：1回、調査員の研修：2回実施	半年毎に審査会委員の入替 審査会委員：1回、調査員の研修：2回実施	半年毎に審査会委員の入替 審査会委員、調査員の研修各2回実施予定
ケアプラン点検（件数）	3	2	10
住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査	事前・事後申請全件確認、現地確認：3件	事前・事後申請全件確認、現地確認：1件	事前・事後申請全件確認、現地確認：3件
医療情報との突合、縦覧点検（件数）	国保連合会に委託 医療：276、縦覧：964	国保連合会に委託 医療：523、縦覧：1,128	国保連合会に委託
介護給付費通知	4回/年	4回/年	4回/年
見込み	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
要介護認定の適正化	半年毎に審査会委員の入替 審査会委員、調査員の研修の実施	半年毎に審査会委員の入替 審査会委員、調査員の研修の実施	半年毎に審査会委員の入替 審査会委員、調査員の研修の実施
ケアプラン点検（件数）	15	20	25
住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査	事前・事後申請全件確認、現地確認：6件	事前・事後申請全件確認、現地確認：10件	事前・事後申請全件確認、現地確認：15件
医療情報との突合、縦覧点検	国保連合会に委託	国保連合会に委託	国保連合会に委託
介護給付費通知	4回/年	4回/年	4回/年

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

第5章

本計画の推進体制及び進行管理について定めます。

第1節 計画の推進体制

1 制度の周知

(1) 出前講座

概要	●本計画や介護保険制度等の理解を促すため、「まるごと生涯学習出前講座」や、介護予防教室（元気もりもり講座）等の機会を積極的に捉え、周知に努めます。
第7期の評価	●「まるごと生涯学習出前講座」や、介護予防教室（元気もりもり講座）等の機会で、本計画や介護保険制度について周知に努めました。 ●出前講座の申し込みが、65歳以上の方が多く、高齢者以外の市民への周知が今後の課題です。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。 ●引き続き「まるごと生涯学習出前講座」や、介護予防教室（元気もりもり講座）等の機会で、本計画や介護保険制度について周知に努めます。 ●高齢者以外の市民向けの内容を研究し、講座メニューに取り入れ、介護保険制度の周知に努めます。

(2) パンフレット・リーフレット

概要	●介護保険制度等のパンフレットやリーフレットを作成し、65歳到達者等の保険証へ同封送付、出前講座等での配布、市庁舎や公民館等への配置によって、広く市民に周知します。また、保険料については、納入通知書等にリーフレットを同封し、納付を促します。
第7期の評価	●介護保険制度等のパンフレットやリーフレットを作成し、65歳到達者等の保険証へ同封送付、出前講座等での配布、市庁舎や公民館等への配置及び市内介護事業所へ配布し、広く市民に周知しました。また、保険料については、納入通知書等にリーフレットを同封し、納付を促しました。 ●外国語対応のパンフレットの作成を検討するなどの課題がありました。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。 ●今後も、介護保険制度等のパンフレットやリーフレットを作成し、広く市民へ周知していきます。 ●外国語対応のパンフレットの作成を検討します。

(3) ホームページ・広報紙

介護保険制度等について、ホームページや広報「なすしおばら」を活用して、広く市民に周知していますが、更に分かりやすい制度の周知に努めます。

2 情報提供

高齢者本人や家族が、必要な介護保険サービス等を自らの選択に基づき、適切に利用できるよう情報提供の充実に努めます。

(1) 介護保険事業所ガイドブック

概 要	●市内の介護保険施設*・事業所を網羅した「介護保険事業所ガイドブック」の市庁舎窓口への配置やホームページへの掲載等により、市民の利便に供していますが、更に内容の充実に努めます。
第7期の評価	●市内の介護保険施設・事業所を網羅した「介護保険事業所ガイドブック」の市庁舎窓口への配置やホームページへの掲載等により、市民の利便に供するよう、更に内容の充実に努めました。 ●市内の事業所数が多く、「介護保険事業所ガイドブック」の情報が過大になっている懸念があります。より分かりやすい内容に精査することが課題です。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。 ●引き続き、市内の介護保険施設・事業所を網羅した「介護保険事業所ガイドブック」の市庁舎窓口への配置やホームページへの掲載等を行い、市民の利便に供するよう、更に内容の充実に努めます。

(2) 介護サービス情報公表制度・第三者評価及び外部評価結果

事業者が報告した事業所情報を県指定の調査機関が確認し、公表される「介護サービス情報公表制度」や、事業者が自己評価したサービス等を県選定の評価機関が専門的に判断・評価・改善助言する「第三者評価」及び「外部評価」結果は、県や国の指定機関のホームページ上で公表していますが、市民の利用を図るため、パンフレットや市のホームページ等を活用して周知に努めます。

3 苦情・相談体制

高齢者の尊厳が守られ、必要なサービスが適切に利用できるよう、サービスに関する苦情相談は、介護サービス事業所及びケアマネジャー*、地域包括支援センター*、介護サービス相談員、並びに市や県が受け付け、関係機関と連携して、苦情・相談の解決を図ります。また、これらの機関等を含めた苦情・相談体制の周知に努めます。

しかし、保険者（市）での取り扱いが困難である場合や保険者（市）が行った行政処分などの場合は、次の機関により解決を図ります。

(1) 栃木県国民健康保険団体連合会

介護サービスに関する苦情・相談のうち、保険者（市）での取扱いが困難である場合や自治体の区域を超える等の場合、苦情申立を受けてサービスの質の向上を目的とした調査・指導・助言を行います。

(2) 栃木県介護保険審査会

保険者が行った行政処分に不服がある場合は、審査請求を行うことができます。審査対象となるのは、次のような処分です。

- 保険給付に関する処分（要支援・要介護認定*に関する処分、被保険者証の交付の請求に関する処分、給付制限に関する処分等）
- 保険料その他の徴収金に関する処分（保険料の賦課徴収に関する処分、不正利得に関する徴収金等に係る賦課徴収、保険料等の徴収金に係る滞納処分等）

(3) 栃木県運営適正化委員会

栃木県社会福祉協議会に設置され、福祉サービス利用者の利益を保護することを目的に、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決できるよう相談・助言を行います。

4 地域・関係機関団体・関係部局との連携

第8期計画を円滑に推進するためには、介護保険制度をはじめとした各種保健福祉サービスの提供や関連施策の充実のみならず、地域住民の主体的な活動が不可欠です。市や市民が互いの特性や能力を発揮し合いながら、連携・協力する「市民協働」の考え方のもと、自治会・ボランティア団体・NPO法人・医療機関・民生委員児童委員・社会福祉協議会・県・市等関係機関団体の連携強化を図ります。

また、第8期計画は、高齢者の生きがいづくり、介護予防*、介護保険サービス等の保健福祉施策にとどまらず、様々な分野・事業が関係します。そのため、府内及び県の関係部局との連携強化を図りながら、総合的に高齢者施策・支援を推進します。

第2節 計画の進行管理

第8期の円滑かつ適切な進行状況を「那須塩原市介護保険運営協議会」の評価等によって管理します。

資料編

第1節 保険料設定の過程

第2節 日常生活圏域の状況

第3節 那須塩原市介護保険運営協議会策定経過

第4節 那須塩原市介護保険運営協議会委員名簿

第5節 用語解説

第1節 保険料設定の過程

1 介護保険事業費の見込み

過去の介護サービス利用実績、要介護認定*者数・介護サービス利用料等の見込みをもとにし、国の示した算出方法により令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの介護保険事業費の見込みを算定しました。

（1）標準給付費の見込額

（単位：千円）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3カ年合計※3
総給付費	7,167,136	7,475,628	7,695,709	22,338,473
特定入所者介護サービス費等 給付額（所得段階間の均衡化等）	214,020	204,004	210,811	628,834
特定入所者介護サービス費等 給付額	248,744	258,040	266,649	773,433
特定入所者介護サービス費等 の見直しに伴う影響額※1	△34,724	△54,036	△55,838	△144,599
高額介護サービス費等 給付額（世帯上限額の見直し）	132,482	136,224	140,767	409,473
高額介護サービス費等給付額	134,817	139,856	144,520	419,193
高額介護サービス費等給付額 の見直しに伴う影響額※2	△2,335	△3,632	△3,753	△9,720
高額医療合算介護サービス費 等給付額	16,026	16,644	17,189	49,859
審査支払手数料	6,394	6,641	6,858	19,893
標準給付費（A）	7,536,058	7,839,141	8,071,334	23,446,532

※1… 施設を利用したときに受けられる特定入所者介護サービス費等の利用者負担段階が細分化され、食費の負担限度額が一部変わります。

また、施設を利用する場合に基準となる費用のうち、食費の金額が変わります。（令和3（2021）年8月から）

※2… 高額介護サービス費等の「現役並み所得者」の区分が細分化され、上限額が一部変わります。

※3… 数字の単位未満については、端数処理の関係上、総数と内訳が一致しない場合もあります。

(2) 地域支援事業費の見込額

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3カ年合計
介護予防・日常生活支援総合事業	295,430	303,766	310,874	910,070
第1号訪問事業	48,132	50,520	51,502	150,154
第1号通所事業	199,685	205,633	211,759	617,077
介護予防ケアマネジメント事業費	37,111	37,111	37,111	111,333
一般介護予防事業費他	10,502	10,502	10,502	31,506
包括的支援事業費及び任意事業費	221,577	221,577	221,577	664,731
包括的支援事業（包括・任意）	169,482	169,482	169,482	508,446
社会保障充実分	52,095	52,095	52,095	156,285
地域支援事業費（B）	517,007	525,343	532,451	1,574,801

(3) 介護保険事業費の見込額

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3カ年合計
事業費（C=A+B）	8,053,065	8,364,483	8,603,785	25,021,333

2 第1号被保険者の保険料

(1) 介護保険の財源

①第8期計画期間における平均的な国の財源内訳

介護保険の財源内訳は、次のとおりです。この中で、給付費の場合は第2号被保険者保険料、国負担金、県負担金及び市町村負担金の負担割合は固定率ですが、第1号被保険者保険料及び調整交付金については、市町村の前期高齢者と後期高齢者の割合及び高齢者の所得水準の高低によって、市町村ごとに異なります。

なお、第2号被保険者負担率は、3年ごとに国全体の被保険者（第1号・第2号被保険者見込総数）に占める第2号被保険者見込み数の割合に1/2を乗じて、政令によって決められますが、第8期計画期間中は27%です。

○給付費

保険料 (50%)		公費 (税金) (50%)					
第2号保険料 (支払基金交付金) 27%	第1号保険料 23%	調整 交付金 5%	国負担金		県負担金		市町村 負担金 12.5%
			施設等 給付費 15%	居宅 給付費 20%	施設等 給付費 17.5%	居宅 給付費 12.5%	

○地域支援事業費

- 介護予防・日常生活支援総合事業

保険料 (50%)		公費 (税金) (50%)			
第2号保険料 27%	第1号保険料 23%	調整交付金 5%	国補助金 20%	県補助金 12.5%	市町村 負担金 12.5%

- 包括的支援事業等及び任意事業

保険料 (23%)	公費 (税金) (77%)		
第1号保険料 23%	国補助金 38.5%	県補助金 19.25%	市町村負担金 19.25%

②第8期計画期間における那須塩原市の財源内訳〈財政調整交付金〉

調整交付金の交付率は、後期高齢者加入割合と高齢者所得段階別加入割合の補正係数によって決定します。本市は国の平均より後期高齢者が少なく、所得水準が高いことから、調整交付金交付率は、次のとおりとなります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	※いずれも、 1.0000=国の平均値
後期高齢者 加入割合補正係数	1.1241	1.1230	1.1195	
後期高齢者加入割合 補正係数(2区分)	1.1183	1.1167	1.1125	
後期高齢者加入割合 補正係数(3区分)	1.1299	1.1292	1.1264	
高齢者所得段階別 加入割合補正係数	1.0316	1.0316	1.0316	

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調整交付金交付率	1.33%	1.35%	1.44%

○給付費

保険料 (53. 63%)		公費 (税金) (46. 37%)					
第2号保険料 (支払基金交付金) 27%	第1号保険料 26. 63%	調整 交付金 1. 37% (※)	国負担金		県負担金		市 負担金 12. 5%
			施設等 給付費 15%	居宅 給付費 20%	施設等 給付費 17. 5%	居宅 給付費 12. 5%	

※調整交付金は平均値を表示

○地域支援事業費

- 介護予防・日常生活支援総合事業

保険料 (53. 63%)		公費 (税金) (46. 37%)			
第2号保険料 27%	第1号保険料 26. 63%	調整 交付金 1. 37% (※)	国補助金 20%	県補助金 12. 5%	市負担金 12. 5%

※調整交付金は平均値を表示

- 包括的支援事業等及び任意事業

保険料 (23%)	公費 (税金) (77%)		
第1号保険料 23%	国補助金 38. 5%	県補助金 19. 25%	市負担金 19. 25%

〈インセンティブ交付金〉

市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金（インセンティブ交付金）は、自立支援・重度化防止等に関する取組みを支援するため、国が交付する交付金です。客観的な指標により、市町村の様々な取組の達成状況を評価し交付されます。

(単位：千円)

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
市町村保険者機能強化 推進交付金	18, 757	18, 757	18, 757	56, 271
市町村介護保険保険 者努力支援交付金	21, 293	21, 293	21, 293	63, 879
インセンティブ交付金	40, 050	40, 050	40, 050	120, 150

(2) 介護保険料の収納率の見込み

第8期計画期間における収納率は、平成29（2017）年度から令和元（2019）年度の収納率実績の平均99.03%を見込みました。

○（平成29年度から令和元年度）介護保険料の収納状況 （単位：円、%）

	調定額	収納額	収納率
平成29年度			
特別徴収	1,624,832,000	1,626,846,500	100.12
普通徴収	197,764,000	172,152,347	87.05
合計	1,822,596,000	1,798,998,847	98.71
平成30年度			
特別徴収	1,799,387,400	1,801,466,700	100.12
普通徴収	191,258,500	170,340,500	89.06
合計	1,990,645,900	1,971,807,200	99.05
令和元年度			
特別徴収	1,827,546,400	1,830,050,200	100.14
普通徴収	176,351,900	160,226,176	90.86
合計	2,003,898,300	1,990,276,376	99.32

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	3カ年平均
収納率	98.71%	99.05%	99.32%	99.03%

(3) 那須塩原市の第1号被保険者保険料収納必要額

第1号被保険者保険料は、計画期間における3年間の介護保険事業費の合計額によって算定されます。したがって、第1号被保険者保険料算定のための保険料収納必要額は、3年間の標準給付費合計額等に第1号被保険者負担率を乗じた額となります。

（単位：千円）

区分\年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
標準介護給付費	7,536,058	7,839,141	8,071,334	23,446,532
地域支援事業費	517,007	525,343	532,451	1,574,801
介護保険事業費	8,053,065	8,364,483	8,603,785	25,021,333

保険料収納必要額（第8期計画期間の合計）

標準介護給付費		第1号被保険者負担率		
令和3年度	7,536,057,963円	26.67%		2,009,866,659円
令和4年度	7,839,140,642円	×	26.65%	= 2,089,130,981円
令和5年度	8,071,333,636円		26.56%	2,143,746,214円
				6,242,743,854円
介護予防・日常生活 支援総合事業費		第1号被保険者負担率		
令和3年度	295,430,275円	26.67%		78,791,254円
令和4年度	303,765,748円	×	26.65%	= 80,953,572円
令和5年度	310,873,908円		26.56%	82,568,110円
				242,312,936円
包括的支援事業・任意事業費		第1号被保険者負担率		
令和3年度～令和5年度				
664,731,000円	×	23%	=	152,888,130円
インセンティブ交付金				△120,150,000円
合		計	=	6,517,794,920円

(4) 介護保険料賦課段階及び保険料率の設定

所得段階別の保険料については、低所得者の保険料軽減に配慮し、所得水準に応じた保険料を設定しました。(次頁参照)

生活保護受給者や市民税が非課税である世帯等(第1段階)に対して、国・県・市の公費による保険料を軽減する仕組みが導入されています。

(5) 第1号被保険者保険料基準額の算定

保険料収納必要額を予定保険料収納率、補正後の被保険者数及び12か月で除すと、計画期間中の第1号被保険者保険料基準額(月額)は、5,606円となります。

$$\begin{array}{rcl} \text{保険料収納必要額} & \div & \text{予定保険料収納率} \\ 6,517,794,920\text{円} & \div & 99.03\% \\ & & \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{補正後の被保険者数} \\ (3\text{年間}) 97,842\text{人} \end{array} = \begin{array}{l} \text{年間保険料賦課額} \\ 67,268\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{年間保険料賦課額} & & \text{月数} \\ 67,268\text{円} & \div & 12\text{か月} \\ & & \approx 5,606\text{円} \end{array}$$

第8期	(参考) 令和7年度
5, 606円	6, 128円

(6) 基金の取り崩しによる調整

保険料基準額(月額)5,606円は、第7期計画期間中の5,400円に対し206円(3.8%)の上昇となります。介護保険は制度開始後、20年以上を経過し、制度に対する市民の理解は進んでいると考えますが、介護保険料負担を可能な限り減らすため、基金を取り崩し、保険料の上昇を抑制します。

○介護給付準備基金(財政調整基金)の取り崩しによる調整

介護給付準備基金の取り崩し額	239,000,000円
----------------	--------------

介護給付準備基金(財政調整基金)を取り崩し調整額計算後の基準額は次のとおりとなります。

◇保険料基準額(月額) (単位:円)

	令和3年度～令和5年度
基金取り崩し前基準額	5, 606
介護給付準備基金の取り崩し影響額	△206
基 準 額	5, 400

(7) 第8期事業計画期間中の保険料

(単位：円)

段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額	軽減後の割合	軽減後保険料年額
1	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入十合計所得金額が80万円以下の者	基準額 × 0.5	32,400	基準額 × 0.3 (軽減率 : 0.2)	19,400
2	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入十合計所得金額が80万円を超え120万円以下の者	基準額 × 0.6	38,800	基準額 × 0.35 (軽減率 : 0.25)	22,600
3	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入十合計所得金額が120万円を超える者	基準額 × 0.7	45,300	基準額 × 0.65 (軽減率 : 0.05)	42,100
4	・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる者のうち課税年金収入十合計所得金額80万円以下の者	基準額 × 0.9	58,300	基準額 × 0.9	58,300
5	・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる者のうち課税年金収入十合計所得金額80万円を超える者	基準額	64,800	基準額	64,800
6	・本人が市民税課税で合計所得が120万円未満の者	基準額 × 1.1	71,200	基準額 × 1.1	71,200
7	・本人が市民税課税で合計所得が120万円以上210万円未満の者	基準額 × 1.2	77,700	基準額 × 1.2	77,700
8	・本人が市民税課税で合計所得が210万円以上320万円未満の者	基準額 × 1.3	84,200	基準額 × 1.3	84,200
9	・本人が市民税課税で合計所得が320万円以上400万円未満の者	基準額 × 1.5	97,200	基準額 × 1.5	97,200
10	・本人が市民税課税で合計所得が400万円以上600万円未満の者	基準額 × 1.75	113,400	基準額 × 1.75	113,400
11	・本人が市民税課税で合計所得が600万円以上800万円未満の者	基準額 × 2.0	129,600	基準額 × 2.0	129,600
12	・本人が市民税課税で合計所得が800万円以上の者	基準額 × 2.25	145,800	基準額 × 2.25	145,800

第2節 日常生活圏域の状況

1 日常生活圏域基本データ

(令和2(2020)年10月1日現在)

日常生活圏域	面積(km ²)	人口(人)	人口密度(人/km ²)	高齢者人口(人)	高齢化率(%)	要介護認定者(人)	要介護認定率(%)	前期高齢者数(人)	前期高齢者比率(%)	後期高齢者数(人)	後期高齢者比率(%)
黒磯	3.01	5,932	1,971	2,204	37.2	428	19.4	908	41.2	1,296	58.8
厚崎	12.79	13,785	1,078	3,366	24.4	381	11.3	1,912	56.8	1,454	43.2
とようら	6.44	6,834	1,061	1,974	28.9	231	11.7	1,119	56.7	855	43.3
稻村	10.46	12,573	1,202	3,479	27.7	402	11.6	2,042	58.7	1,437	41.3
東那須野	31.52	12,061	383	3,093	25.6	405	13.1	1,679	54.3	1,414	45.7
高林	251.40	5,880	23	2,213	37.6	333	15.0	1,164	52.6	1,049	47.4
鍋掛	27.50	4,139	151	1,315	31.8	163	12.4	728	55.4	587	44.6
西那須野東部	31.43	19,654	625	4,958	25.2	714	14.4	2,732	55.1	2,226	44.9
西那須野西部	28.20	29,423	1,043	6,719	22.8	908	13.5	3,675	54.7	3,044	45.3
塩原	190.07	6,954	37	2,910	41.8	404	13.9	1,427	49.0	1,483	51.0
計	592.82	117,235	197.76	32,231	27.5	4,369	13.6	17,386	53.9	14,845	46.1

2 要介護（要支援）認定者数

(令和2(2020)年10月1日現在 単位：人)

日常生活圏域	総合事業	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
黒磯	20	84	75	83	51	57	44	34	428
厚崎	26	58	53	104	56	49	40	21	381
とようら	22	42	33	53	36	32	23	12	231
稻村	20	69	53	97	39	49	56	39	402
東那須野	2	66	59	84	66	68	35	27	405
高林	12	38	49	84	50	47	33	32	333
鍋掛	11	22	21	37	20	24	23	16	163
西那須野東部	15	117	87	160	115	88	99	48	714
西那須野西部	15	179	98	227	140	102	112	50	908
塩原	55	57	30	101	76	57	65	18	404
計	198	732	558	1,030	649	573	530	297	4,369

※住所地特例除く

住所地特例：介護保険施設*、介護保険の特定施設、養護老人ホームに転入してきた入居者は、転入前の市町村が保険者となる制度

3 要介護高齢者の認知自立度

(令和2(2020)年10月1日現在 単位：人、%)

日常生活圏域	自立	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	計	認知症率	重度率	最重度率
黒磯	98	95	41	69	61	28	32	9	433	15.4	30.0	9.5
厚崎	73	76	50	65	55	22	37	8	386	9.3	31.6	11.7
とようら	43	48	34	46	31	14	12	4	232	9.6	26.3	6.9
稻村	81	84	38	62	68	20	42	15	410	9.5	35.4	13.9
東那須野	82	77	53	72	65	25	30	8	412	10.8	31.1	9.2
高林	44	56	26	66	54	37	49	7	339	13.4	43.4	16.5
鍋掛	32	29	13	22	33	10	25	2	166	10.3	42.2	16.3
西那須野東部	160	116	77	137	120	39	59	17	725	11.5	32.4	10.5
西那須野西部	250	138	119	153	137	45	60	12	914	9.9	27.8	7.9
塩原	67	81	43	85	63	25	37	8	409	11.8	32.5	11.0
計	930	800	494	777	687	265	383	90	4,426			

※認知症率：(I + IIa + IIb + IIIa + IIIb + IV + M) / 高齢者人口

※重度率：(IIIa + IIIb + IV + M) / 計、最重度率は(IV + M) / 計

※受給転入除く

受給転入：転出前住所地で認定を受けていた要介護区分が、転出先市区町村でも6か月間引き継がれる制度

【参考】若年性認知症度

(令和2(2020)年10月1日現在 単位:人)

日常生活圏域	自立	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	計
黒磯	5	0	0	1	0	0	0	0	6
厚崎	9	1	0	2	1	0	0	0	13
とようら	2	1	0	0	0	1	0	1	5
稻村	2	2	0	1	1	0	0	0	6
東那須野	7	1	0	0	2	0	0	0	10
高林	6	1	0	1	0	0	0	0	8
鍋掛	3	0	1	0	0	1	1	0	6
西那須野東部	12	2	2	0	2	1	2	1	22
西那須野西部	8	4	2	0	5	1	0	0	20
塩原	2	1	1	0	0	0	1	1	6
計	56	13	6	5	11	4	4	3	102

[参考] 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

判 斷 基 準		見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢ a に同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

[参考] 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1. 交通機関等を利用して外出する。 2. 隣近所へなら外出する。
A	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上の生活が主体であるが、座位を保つ。 1. 車いすに移乗し、食事、排せつはベッドから離れて行う。 2. 介助により車いすに移乗する。
C	1日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替えにおいて介助を要する。 1. 自力で寝返りをうつ。 2. 自力では寝返りもうたない。

4 各圏域のサービス基盤数

(令和2(2020)年6月1日現在)

区分			黒磯	厚崎	とようら	稻村	東那須野	高林	鍋掛	西那須野東部	西那須野西部	塩原	合計
在宅系	居宅介護支援	箇所	4	4	3	2	2	2	2	8	3	1	31
	訪問介護	箇所	5	1	2	3	1	1	1	5	6	2	27
	訪問入浴介護	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	訪問看護	箇所	3	0	1	0	2	0	0	2	1	0	9
	訪問リハビリテーション	箇所	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	通所介護 (デイサービス)	箇所	3	3	2	0	4	3	3	3	5	2	28
		定員	98	78	62	0	102	83	66	96	162	55	802
	地域密着型 通所介護	箇所	0	3	2	1	3	2	1	3	2	3	20
		定員	0	38	20	13	43	25	14	46	25	68	292
	通所リハビリテーション (デイケア)	箇所	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	4
		定員	60	0	40	0	25	0	0	49	0	0	174
	短期入所介護 (ショートステイ)	箇所	2	1	2	2	1	1	1	4	1	1	16
		定員	38	20	41	20	10	10	10	62	10	12	233
	福祉用具貸与・販売	箇所	3	0	0	0	1	0	1	0	2	0	7
	認知症対応型 通所介護	箇所	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	3
		定員	0	12	0	0	0	0	0	24	0	0	36
	小規模多機能型 居宅介護	箇所	1	0	1	3	1	1	0	2	2	1	12
		定員	25	0	25	74	25	25	0	53	47	28	302
	看護小規模多機能 型居宅介護	箇所	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
		定員	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	27
	定期巡回・隨時対応 型訪問介護看護	箇所	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

区分			黒磯	厚崎	とようら	稻村	東那須野	高林	鍋掛	西那須野東部	西那須野西部	塩原	合計
居住系	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	箇所	1	1	2	2	1	1	0	4	3	2	17
		定員	9	18	27	18	18	9	0	54	27	27	207
施設系	特定施設入居者 生活介護	箇所	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	4
		定員	50	0	0	0	60	0	0	100	0	0	210
総合事業	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	箇所	1	0	0	1	0	0	1	1	1	1	6
		定員	40	0	0	40	0	0	50	102	50	58	340
	地域密着型 介護老人福祉施設	箇所	0	0	0	2	1	1	0	1	0	0	5
		定員	0	0	0	49	29	29	0	29	0	0	136
	介護老人保健施設	箇所	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	4
		定員	0	0	100	0	86	120	0	200	0	0	506
	介護療養型医療施設	箇所	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		定員	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
	訪問介護相当サービス	箇所	4	1	1	2	1	0	0	4	2	2	17
	訪問型サービス A	箇所	3	0	1	0	1	0	1	3	2	0	11
サ高住等	通所介護相当サービス	箇所	2	7	3	1	6	5	4	5	5	5	43
	通所型サービス A	箇所	2	4	1	1	5	1	2	2	4	3	25
	サービス付き高齢者住宅	箇所	0	0	0	0	0	1	0	4	1	2	8
		定員	0	0	0	0	0	7	0	100	14	51	172
	有料老人ホーム	箇所	2	0	0	3	1	1	0	1	2	0	10
		定員	94	0	0	58	22	12	0	26	77	0	289
軽費老人ホーム		箇所	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
		定員	0	0	0	0	60	0	0	50	0	0	110

第3節 那須塩原市介護保険運営協議会策定経過

開催年月日	開催会議	協議内容
令和2年 7月17日	第1回 介護保険運営協議会	(1) 諒問
9月4日	第2回 介護保険運営協議会	(1) 令和元年度の第7期計画に係る運営状況について (2) 第7期高齢者福祉施策の進捗状況について
10月19日	第3回 介護保険運営協議会	(1) 第8期高齢者福祉計画（素案）について ① 各施策の計画値・取組内容について ② 施設・居住系サービス基盤整備計画について
11月13日	第4回 介護保険運営協議会	(1) 計画案審議
12月22日	第5回 介護保険運営協議会	(1) パブリックコメントの結果について
令和3年 2月18日	答申	(1) 第8期高齢者福祉計画（案）について



第4節 那須塩原市介護保険運営協議会委員名簿

区分	氏名	所属等	役職
1	被保険者を代表する者	原 利文	第1号被保険者
2		寺戸 博道	第1号被保険者
3		草野 真里子	第2号被保険者
4	介護、保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者	後藤 千恵	那須塩原市社会福祉協議会 地域福祉課 課長
5		降旗 幹子	国際医療福祉大学保健医療学部 看護学科 准教授
6		小野田 公	国際医療福祉大学保健医療学部 理学療法学科 准教授
7		武田 真理子	国際医療福祉大学医療福祉学部 医療福祉・マネジメント学科 助教
8		山崎 源太	社会医療法人博愛会 菅間記念病院 医療相談員
9		原 玉海	NPO法人アスク 評価調査者
10		菊池 文代	那須塩原市介護サービス相談員 統括 副会長
11		原 修一	介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム栄の実荘 施設長 会長
12	介護に関する事業に従事する者	高沢 恵	地域密着型介護老人福祉施設 特別養護老人ホームあじさい苑 施設長
13		渡邊 学	短期入所生活介護 特別養護老人ホーム寿山荘 施設長
14		岸 友和	居宅介護支援事業所 ケアマネジメント那須 管理者
15		池澤 守	地域包括支援センターあぐり 主任ケアマネジャー

第5節 用語解説

	用語
	解説
か	介護サービス計画（ケアプラン）
	要介護認定者が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者を定めた計画。「ケアプラン」ともいう。
	介護支援専門員
	「ケアマネジャー」参照
	介護保険施設
	介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた介護保険サービスが利用可能な施設。介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院がある。
	介護予防
	高齢者が自分らしく生活するために、老化のサインを早期発見すること、適切な対処を行うこと、自らの力を取り戻していくこと。具体的には、運動器の向上、低栄養改善、口腔機能向上、認知症予防などがある。
	介護予防ケアマネジメント
	地域包括支援センター等において、総合事業等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた介護サービス計画（ケアプラン）を作成すると共に、サービス事業者等と連絡調整などを行う。
	介護予防支援
	要支援1・2の認定者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、介護サービス計画（ケアプラン）の作成、サービス事業所等との連携調整などを行う。
	居宅介護サービス
	介護保険の給付対象であるサービスのうち、在宅で受けるサービスのこと。大まかに分類すると介護の担当者が自宅を訪問して行うタイプ、介護を受ける人が日帰りで施設を利用するタイプに分けられる。
	ケアマネジメント
	要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置付けられている機能
	ケアマネジャー（介護支援専門員）
	ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要支援・要介護認定者本人や家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。

	用語
	解説
か	<p>軽費老人ホーム</p> <p>高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設。A型、B型、ケアハウスの3種類がある。原則として60歳以上の人人が対象。A型は、高齢等のため独立して生活するには不安のある人であって、家族による援助が困難な人。B型はA型の要件に加えて自炊が可能な人。ケアハウスは、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある人で家族の援助を受けることが困難な人が対象</p>
さ	<p>在宅介護</p> <p>介護が必要な高齢者や障害者などが長年住み慣れた居宅や地域で安心して暮らしていくことができるよう、提供される介護サービスのこと。</p> <p>事業対象者</p> <p>基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者（生活機能の低下が見られ、要支援状態となるおそれがある高齢者）と判定された方</p> <p>住宅改修費</p> <p>手すり取付け、段差解消、滑り止め、和式便器から洋式便器への取換え等住宅改修を行った場合の改修費のこと。</p> <p>成年後見制度</p> <p>認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度のこと。</p>
た	<p>地域共生社会</p> <p>制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のこと。</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などをを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関のこと。</p> <p>地域密着型サービス</p> <p>要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から提供されるサービスのこと。</p>
は	<p>バリアフリー</p> <p>高齢者・障害のある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等全ての障壁（バリア）を除去する必要があるという考え方</p>

	用語
	解説
や	夜間対応型訪問介護 地域密着型サービスで、夜間の定期的な巡回訪問介護サービスと、通報に応じて随時来てもらうサービスを組み合わせて利用する訪問介護サービスのこと。
	要介護認定・要支援認定 要支援1・2、要介護1～5の7段階でどの程度の介護を必要としているかをランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。
	予防給付 「介護予防通所介護」等、要支援1・2の対象者に実施される給付のこと。
	ろ ロコモティブンドローム 年齢と共に運動機能が低下し、自立度が低下することで、介護が必要となる可能性が高い状態のこと。



【那須塩原市ホームページ】

第8期那須塩原市高齢者福祉計画

令和3（2021）年3月

那須塩原市保健福祉部高齢福祉課

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2

電話 0287-62-7191（直通）FAX 0287-63-8911

e-mail k-koureifukushi@city.nasushiobara.lg.jp

